2 ドメイン名の登録方針に関する動向

2 ドメイン名の登録方針に関する動向

2-1 gTLDにおけるドメイン名登録方針の動向

2-1-1 .com

2009 年 2 月現在での、.com の登録管理組織は VeriSign, Inc.である。

2-1-1-1 登録組織の歴史及び性質

ドメイン名を含むインターネットの資源管理については、米国政府の援助も受けつつも、基本的には技術者や研究者のボランティアで運営されていた IANA(Internet Assigned Numbers Authority) が責任を担う時代が長く続いていたが、1993 年、米国政府機関である全米科学財団(NSF)が IANA の活動の一部に対して資金援助を行い、拡大し続けるインターネットに対応しようとするプロジェクトが始まった。この、NSFNET におけるネットワークインフォメーションセンター (NIC) 機能強化のためのプロジェクトは InterNIC と呼ばれ、また InterNIC はこのプロジェクトによって提供されるサービスの総称でもあった。また、具体的なサービスについては、ディレクトリ&データベースサービスを AT&T が、情報サービスを General Atomics(契約途中で解約になり、後に AT&T が担当)、そして登録サービスを Network Solutions, Inc.に委託されることとなった。

NSF から委託を受けた Network Solutions, Inc.は、InterNIC のサービスである.com、.net、.org、.edu、.gov の登録サービスおよび IP アドレスの登録サービスを開始した。ドメイン名の登録サービスは当初は無料であったが、1995 年に有料化され、それとともに Network Solutions, Inc.が独占的にドメイン名の登録サービスを提供することに対し、価格・サービス面での競争がないことや、登録ビジネスへの新規参入が阻害されるなどの批判が強まるようになった。

このような批判を受け、1998 年の設立当初から「ドメイン名登録サービスに競争を導入する」ことを責務の一つに掲げ、レジストリ・レジストラ制度の導入などの取り組みを行ってきた ICANN により、ドメイン名および IP アドレスの管理に関する改革が実行された。まず、1997 年 12 月に、IP アドレスの割り振りが ARIN(American Registry for Internet Numbers)に移行され、1999 年 11 月には、ICANN と Network Solutions, Inc の間で.com に関するレジストリ契約が締結された。この契約にあたっては 4 年間という期間が設けら

れており、Network Solutions, Inc.がレジストリ業務を行えるのは 2003 年までということになっていたのだが、もし 18ヶ月以内に Network Solutions, Inc.がレジストリ部門とレジストラ部門を分離し、一方を売却した場合は、さらに 4年間(つまり 2007 年まで)延長されるという条件付きの契約となっていた。このレジストリ部門とレジストラ部門を分離するという条件は、レジストラ間の競争をより健全なものにするためのさらなる対策として意図されたものであったのだが、その後導入された共有レジストリシステムが当初想定していた以上の効果を発揮し、レジストラ間の競争環境が急速に改善されるようになったという状況の変化もあり、それほど重要な意味合いを持たなくなってきたのではないかと考えられるようになっていた。

そのような状況を受け、2000年に Network Solutions, Inc.を買収した VeriSign, Inc.から、2001年に ICANN に対してレジストリ契約改訂の提案がなされ、以下のような新しいレジストリ契約が締結された。

- 「.org」についてはレジストリ業務を 2002 年 12 月 31 日に終了し、他の組織へ移管する。
- 「.com」についてはレジストリ業務を2007年11月10日に終了する。 (ただし、基準を満たせば4年間の更新が可能)
- 「.net」についてはレジストリ業務を2005年6月30日に終了する。 (ただし、VeriSign, Inc.も次期レジストリへの入札は可能)

この新しい契約により、VeriSign, Inc.はレジストリ部門とレジストラ部門を分離しないことの引き換えとして 2002 年 12 月末に.org の登録管理業務を、2005 年には.net の登録管理業務を手放すこととなった(ただし、.org については新しい登録管理組織が選定されたものの、.net については再び応募した VeriSign, Inc.が登録管理組織が選定されており、現在も VeriSign, Inc.が登録管理業務を行っている)。

なお、Network Solutions, Inc.は、2003 年 11 月まで VeriSign, Inc.のレジストラ部門として機能していたが、2003 年 11 月に Pivotal Private Equity に買収され、以来、VeriSign, Inc. は.com のレジストリ事業のみを行っている。

2-1-1-2 登録管理組織の運営形態

CEO を含む9名の取締役から構成される取締役会と、担当役員が会社を運営している。.com ドメイン名に関するポリシーは、ICANN との契約に基づいており、ICANN のポリシー策 定プロセスにしたがって定められる。

2-1-1-3 レジストラ数

2009年2月時点での、.com ドメイン名を取り扱うレジストラ数は、886社となっている。

2-1-1-4 登録可能ドメイン名数の制限の有無

登録可能なドメイン名の数に特に制限は無い。

2-1-1-5 予約ドメイン名

ICANN との契約に基づき、以下のドメイン名が予約されている。

- (1) 全レベルでの予約語
 - ICANN に関連する名前
 - IANA に関連する名前
- (2) セカンドレベルでの予約語
 - 1文字のドメイン名
 - 2 文字のドメイン名
 - ICANN が定める TLD 名
- (3) タグ付きドメイン名(3、4 文字目にハイフンを含むドメイン名)
- (4) レジストリ運用のための予約語

2-1-1-6 IDNの登録申請の可否等

2000 年 11 月より試験登録を開始した。標準化に対応した仕様でのサービスは 2003 年 12 月より開始し、2004 年 4 月に標準化を完了した。350 種類以上の文字による登録が可能となっている。

2-1-1-7 登録件数

79,898,475 (2008年10月現在)

2-1-1-8 料金

2009 年 2 月現在、VeriSign, Inc. がレジストラに課すドメイン名登録料金は、1ドメイン名 名あたり年間 6.86米ドルとなっている。

2-1-2 .net

2009 年 2 月現在での、.net の登録管理組織は VeriSign, Inc.である。

2-1-2-1 登録組織の歴史及び性質

現在の.net の登録管理業務については、.com と同様に VeriSign, Inc.によって行われている。 したがって、登録組織の歴史および性質については、.com と同様である。したがって、詳 細については.com の項目も併せて参照されたい。

.net の登録管理についても、米国政府の支援を受けつつも、基本的には技術者や研究者のボランティアで運営されていた IANA(Internet Assigned Numbers Authority) が責任を担う時代が長く続いていたが、1993 年に米国政府機関である全米科学財団(NSF)が IANA の活動の一部に対して資金援助を行い、InterNIC と呼ばれるプロジェクトがスタートした。また、実際の InterNIC のサービス提供については、3 つの組織にそれぞれ委託され、ドメイン名および IP アドレスの登録サービスについては、Network Solutions, Inc.に委託されることとなった。

Network Solutions, Inc.は、InterNIC のサービスである.com、.net、.org、.edu、.gov の登録サービスおよび IP アドレスの登録サービスを開始し、その後、独占的サービスを提供する Network Solutions, Inc.に対する批判が高まるとともに、1997 年 12 月に IP アドレスの割り振りが ARIN(American Registry for Internet Numbers)に移行され、1999 年 11 月

には、ICANN と Network Solutions, Incの間で.net に関するレジストリ契約が締結された。

この契約にあたっては 4 年間という期間が設けられており、Network Solutions, Inc.がレジストリ業務を行えるのは 2003 年までということになっていたのだが、もし 18 ヶ月以内にNetwork Solutions, Inc.がレジストリ部門とレジストラ部門を分離し、一方を売却した場合は、さらに 4 年間(つまり 2007 年まで)延長されるという条件付きの契約となっていた。このレジストリ部門とレジストラ部門を分離するという条件は、レジストラ間の競争をより健全なものにするためのさらなる対策として意図されたものであったのだが、その後導入された共有レジストリシステムが当初想定していた以上の効果を発揮し、レジストラ間の競争環境が急速に改善されるようになったという状況の変化もあり、 それほど重要な意味合いを持たなくなってきたのではないかと考えられるようになっていた。

そのような状況を受け、2000年に Network Solutions, Inc.を買収した VeriSign, Inc.から、2001年に ICANN に対してレジストリ契約改訂の提案がなされ、以下のような新しいレジストリ契約が締結された。

- 「.org」についてはレジストリ業務を 2002 年 12 月 31 日に終了し、他の組織へ移管する。
- 「.com」についてはレジストリ業務を2007年11月10日に終了する。 (ただし、基準を満たせば4年間の更新が可能)
- 「.net」についてはレジストリ業務を2005年6月30日に終了する。 (ただし、VeriSign, Inc.も次期レジストリへの入札は可能)

この新しい契約により、VeriSign, Inc.はレジストリ部門とレジストラ部門を分離しないことの引き換えとして 2002 年 12 月末に.org の登録管理業務を、2005 年には.net の登録管理業務を手放すこととなった。

そして、2005年に.net の新たな登録管理組織選定のための入札が行われたが、上記の通り VeriSign, Inc.も応札することが可能であり、様々な観点から応募した数多くの組織について評価が行われた結果、VeriSign, Inc.が再度.net のレジストリとして選出された。

このような経緯を経て、2009年2月時点においても、VeriSign, Inc.が.net のレジストリ業務を行っている。また、この新しい契約については、期間が6年と定められていることから、2011年までは現在の体制が継続されることになる。

なお、Network Solutions, Inc.は、2003 年 11 月まで VeriSign, Inc.のレジストラ部門とし

て機能していたが、2003 年 11 月に Pivotal Private Equity に買収され、以来、VeriSign, Inc. は.net のレジストリ事業のみを行っている。

2-1-2-2 登録管理組織の運営形態

CEO を含む 9 名の取締役から構成される取締役会と、担当役員が会社を運営している。.net ドメイン名に関するポリシーは、ICANN との契約に基づいており、ICANN のポリシー策 定プロセスにしたがって定められる。

2-1-2-3 レジストラ数

2009年2月時点での、.net ドメイン名を取り扱うレジストラ数は、886社となっている。

2-1-2-4 登録可能ドメイン名数の制限の有無

登録可能なドメイン名の数に特に制限は無い。

2-1-2-5 予約ドメイン名

ICANN との契約に基づき、以下のドメイン名が予約されている。

- (1) 全レベルでの予約語
 - ICANN に関連する名前
 - IANA に関連する名前
- (2) セカンドレベルでの予約語
 - 1 文字のドメイン名
 - 2 文字のドメイン名
 - ICANN が定める TLD 名
- (3) タグ付きドメイン名(3、4 文字目にハイフンを含むドメイン名)

(4) レジストリ運用のための予約語

2-1-2-6 IDNの登録申請の可否等

2000 年 11 月より試験登録を開始した。標準化に対応した仕様でのサービスは 2003 年 12 月より開始し、2004 年 4 月に標準化を完了した。350 種類以上の文字による登録が可能となっている。

2-1-2-7 登録件数

12,185,364 (2008年10月現在)

2-1-2-8 料金

2009 年 2 月現在、VeriSign, Inc. がレジストラに課すドメイン名登録料金は、1 ドメイン 名あたり年間 6.86 米ドルとなっている。

2-1-3 .org

2009年2月現在での、.org の登録管理組織は Public Interest Registry(PIR)である。

2-1-3-1 登録組織の歴史及び性質

.org の登録管理についても、.com や.net と同様に、元々は米国政府の支援を受けつつも、基本的には技術者や研究者のボランティアで運営されていた IANA(Internet Assigned Numbers Authority)によって行われていた。しかし、1993 年に米国政府機関である全米科学財団(NSF)が IANA の活動の一部に対して資金援助を行い、InterNIC と呼ばれるプロジェクトがスタートすることとなった。また、実際の InterNIC のサービス提供については、3 つの組織にそれぞれ委託され、ドメイン名および IP アドレスの登録サービスについては、Network Solutions, Inc.に委託されることとなった。

NSF から委託を受けた Network Solutions, Inc.は、InterNIC のサービスである.com、.net、.org、.edu、.gov の登録サービスおよび IP アドレスの登録サービスを開始し、その後、独占的サービスを提供する Network Solutions, Inc.に対する批判が高まるとともに、1997 年 12 月に IP アドレスの割り振りが ARIN(American Registry for Internet Numbers)に移行され、1999 年 11 月には、ICANN と Network Solutions, Inc の間で.org に関するレジストリ契約が締結された。

この契約にあたっては 4 年間という期間が設けられており、Network Solutions, Inc.がレジストリ業務を行えるのは 2003 年までということになっていたのだが、2000 年に Network Solutions, Inc.を買収した VeriSign, Inc.から、2001 年に ICANN に対してレジストリ契約改訂の提案がなされ、さらに以下のような新しいレジストリ契約が締結された。

- 「.org」についてはレジストリ業務を 2002 年 12 月 31 日に終了し、他の組織へ移管する。
- 「.com」についてはレジストリ業務を2007年11月10日に終了する。 (ただし、基準を満たせば4年間の更新が可能)
- 「.net」についてはレジストリ業務を2005年6月30日に終了する。 (ただし、VeriSign, Inc.も次期レジストリへの入札は可能)

この新しい契約により、VeriSign、Inc.はレジストリ部門とレジストラ部門を分離しないことの引き換えとして 2002 年 12 月末に.org の登録管理業務を手放すこととなり、2003 年からは新しい組織が.org の登録管理業務を行うこととなった。

この新しい.org の登録管理組織募集に応募するために、ISOC によって設立された組織が PIR(Public Interest Registry)である。ISOC は非営利の国際組織であり、インターネット 技術およびシステムに関する標準化、教育、ポリシーに関する課題や問題を議論し、解決することを目的とした組織である。1992年から、インターネットの普及促進と関連技術の 開発促進という観点から、国際的な調整機関としての役割を果たしてきており、下部組織として IETF(Internet Engineering Task Force)や IAB(Internet Architecture Board)など が存在している。

新レジストリ募集には、この PIR の他に、「.biz」と「.us」のレジストリである NeuLevel, Inc. と日本の ccTLD レジストリである日本レジストリサービス(JPRS)によって設立された Sentan Registry Services, Inc.、スイスの ccTLD レジストリである SWITCH、また今回の応募のために新たに設立された組織などが応募したが、2 位の Sentan Registry

Services, Inc.を僅差で抑え、PIR が.org の新しいレジストリとして選出された。

PIR はただちに.org ドメイン名の移管に取りかかり、2003 年 1 月 1 日から.org の登録管理業務が VeriSign, Inc.から PIR に移されることとなったが、移行のための期間として 2003 年 1 月 1 日から 25 日までの 25 日間が設定され、この間については VeriSign, Inc.が継続して技術面のバックエンドサービスを提供することとなった。この移行期間終了後は、PIRが単独で.org のサービスを提供している。

なお、PIR と ICANN の間で締結された.org のレジストリ契約期間は 2013 年 6 月までとなっているが、延長が可能な契約となっている。また、PIR は技術的な運用面において、.info のレジストリである Affilias Limited.から技術面でのサポートを受けつつ、.org の登録管理業務を行っている。

2-1-3-2 登録管理組織の運営形態

PIR には 5 名の理事からなる理事会が存在する。また、.org の運用にあたり、ポリシー策 定や新規事業の実施などに際して、非商用のインターネットユーザから幅広い意見を取り 入れることを目的として、諮問委員会が設置されている。この諮問委員会は、世界各地から選ばれた 16 名の委員によって構成されている。

2-1-3-3 レジストラ数

2009年2月時点での、.org ドメイン名を取り扱うレジストラ数は、317社となっている。

2-1-3-4 登録可能ドメイン名数の制限の有無

登録可能なドメイン名の数に特に制限は無い。

2-1-3-5 予約ドメイン名

ICANN との契約に基づき、以下のドメイン名が予約されている。

- (1) 全レベルでの予約語
 - ICANN に関連する名前
 - IANA に関連する名前
- (2) セカンドレベルでの予約語
 - 1 文字のドメイン名
 - 2文字のドメイン名
 - ICANN が定める TLD 名
- (3) タグ付きドメイン名(3、4 文字目にハイフンを含むドメイン名)
- (4) レジストリ運用のための予約語

2-1-3-6 IDNの登録申請の可否等

.com や.net と同様、VeriSign, Inc.が登録管理業務を行っていたことから、2000 年 11 月より試験登録を開始している。その後、2003 年の VeriSign, Inc.から PIR への登録管理業務の移管を受けて、しばらくの間は国際化ドメイン名は新規の登録受付および既存の登録ドメイン名の変更が一切できない状態とされていた。さらに、既存の国際化ドメイン名の登録を廃止する旨のアナウンスが突然出され、それがすぐに覆されるというようなやや混乱した状況と経た後、2005 年からドイツ語文字のウムラウトを使用した国際化ドメイン名の登録を開始している。その後さらに対応言語を増やし、現在では 10 の言語による国際化ドメイン名の登録が可能となっている。

2-1-3-7 登録件数

7,330,856 (2008年10月現在)

2-1-3-8 料金

2009 年 2 月現在、PIR がレジストラに課すドメイン名登録料金は、1 ドメイン名あたり年間 6.75 米ドルとなっている。

2-2 各国におけるドメイン名登録方針の動向

2-2-1 概況

IANA(Internet Assigned Numbers Authority)の発表によれば、2009 年 3 月 3 日現在、世界には 248 のccTLD(country code Top Level Domain:国別コードトップレベルドメイン)が存在する¹。ドメイン名の登録件数としては、.cn(中国)が最も多く、1,360 万件近くに達している。以下、.de(ドイツ)が約 1,250 万件、.uk(イギリス)が約 730 万件、.nl(オランダ)が約 320 万件と続く。(以上は 2009 年 1 月末現在の登録件数)

2-2-2 各TLDの登録管理体制およびドメイン名登録方針

■ はじめに

本項では、18 の ccTLD (.jp (日本)、.au (オーストラリア)、.be (ベルギー)、.ca (カナダ)、.ch (スイス)、.cn (中国)、.de (ドイツ)、.eu (欧州連合)、.fr (フランス)、.hk (香港)、.kr (韓国)、.nl (オランダ)、.no (ノルウェー)、.nz (ニュージーランド)、.sg (シンガポール)、.tw (台湾)、.uk (イギリス)、.us (米国))について、以下に示す項目ごとに調査した結果をまとめた。

■ 調査項目

(1)登録管理組織の歴史および性質 登録管理組織の設立の経緯、法的位置付け。

(2)登録管理組織の運営形態

登録管理組織の組織運営の方法、特に当該ドメイン名に関するポリシー決定に関わる意思決定方法。

(3)会員

登録管理組織が会員制組織の形態をとっているか否か、会員制度を採用している場合は その会員数。

154

 $^{^{1}\} http://mex.icann.org/files/meetings/mexico2009/tld-update-03mar09-en.pdf$

(4)登録管理業務の委任体制

登録業務についての委任体制がとられているか否か。委任体制がとられている場合はその内容およびレジストラ(登録代行業者)の数。

(5)ドメイン名の構成

登録可能なドメイン名の種類と登録対象および登録可能文字数など。

(6)登録可能ドメイン名数の制限の有無

同一の申請者(組織あるいは個人)が登録できるドメイン名の数に制限を設けているか 否か。制限がある場合はその定義。

(7)ローカルプレゼンス要件

ドメイン名の登録を自国・地域内に制限する「ローカルプレゼンス要件」を採用しているか否か。採用している場合はその定義。

(8)個人用ドメイン名

個人用のドメイン名のカテゴリを設けているか。設けている場合は、その種類と登録要件。また、公開されている場合は、個人用ドメイン名の登録件数。

(9)予約ドメイン名

予約ドメイン名の有無、種類、予約ドメイン名リストが公開されている場合はその参照 先 URI。

(10)IDN

IDN (国際化ドメイン名) の登録申請を受け付けているか否か、受け付けている場合は 登録可能文字などの詳細。

(11)登録件数

登録ドメイン名の累積総数。

(12)料金

ドメイン名の登録にかかる料金。主としてレジストリがレジストラまたは登録者に課す料金を指す。料金額が公開されている場合のみ記載する。

(13)紛争処理

ドメイン名登録に関して、登録者と第三者との間に紛争が生じた場合の処理方針を特に定めているか否か。定めている場合は紛争処理方針文書と紛争処理機関の名称。

(14)その他

その他の特記事項。

(15)出典

本調査で参照した URI。

■ 調査方法

調査は、各 TLD 登録管理組織が発行している文献の調査および各登録管理組織への聞き取りによって行った。

■ 調査期間

2008年12月から2009年3月である。

2-2-2-1.jp (日本)

登録管理組織:JPRS(株式会社日本レジストリサービス)

(1)登録管理組織の歴史および性質

.jp は村井純氏に 1980 年代中盤頃に委任され、1986 年 8 月に IANA (Internet Assigned Numbers Authority)のデータベースに登録された。.jp の登録管理は 1989 年 4 月に JUNET において開始されたが、その後、JNIC (Japan Network Information Center)、JPNIC (JaPan Network Information Center)へと引き継がれた。1990 年代後半になると、社会におけるインターネット利用の拡大に伴い、JPドメイン名に対するニーズが多様化した。この多様化に対応するため、2000 年 12 月に行われた JPNIC の総会決議に基づき、JPRS が株式会社として設立された。そして、2002 年 2 月に JPNIC と JPRS との間で「登録管理業務移管契約」が締結され、同年 4 月、JPRS は JPNIC から JPドメイン名の登録管理業務の移管を受けた。

(2)登録管理組織の運営形態

JPRS は、株式会社として日本の会社法に基づき運営されている。また、JPRS が行う JPドメイン名登録管理業務の公平性および中立性を実現するため、JPRS 内に外部委員で構成する「JPドメイン名諮問委員会(以下「諮問委員会」)」が設置されている。諮問委員会の委員は、JPNIC、JPドメイン名指定事業者、インターネットサービスプロバイダ(以下「ISP」)、企業、学識経験者、インターネットユーザからの代表各1名(合計6名)となっている。諮問委員会は、ドメイン名登録規則その他関連規則、指定事業者の選定や契約終了に関する基準などに関して、JPRS 取締役会の諮問に対する答申および取締役会への勧告を行う。その答申または勧告を受け、取締役会が対応方針を決定する。

(3)会員

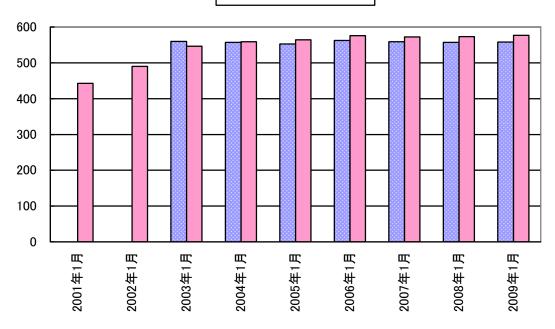
なし。

(4)登録管理業務の委任体制

JPRS は、JP ドメイン名登録申請や DNS 登録申請などの取次を行う事業者を指定事業者として認定し、その取次に関する業務を指定事業者に委任している。なお、地方公共団体とそれらの組織が行う行政サービスに登録資格を限定した LG.JP の登録申請等の取次に関する業務は、財団法人地方自治情報センターに委任している。

以下は、JPドメイン名指定事業者の数。

■属性型・地域型 ■汎用



(単位:社)

年月	属性型・地域型 JP ドメイン名	汎用 JP ドメイン名	合計(のべ数)
2001年4月		443	443
2002年1月		490	490
2003年1月	560	546	1,106
2004年1月	557	559	1,116
2005年1月	553	564	1,117
2006年1月	562	576	1,138
2007年1月	559	572	1,131
2008年1月	557	573	1,130
2009年1月	558	577	1,135

(5)ドメイン名の構成

第 2、第 3、第 4 レベルへの登録。登録可能な文字列は英数字、ハイフン。また、日本語 JP ドメイン名では漢字、平仮名、カタカナ。登録可能な文字数は、ASCII のドメイン名 が 3 文字以上 63 文字以下、日本語 JP ドメイン名が 1 文字以上 15 文字以下。以下の通

- り分類される。
- a) 属性型(組織種別型) JP ドメイン名
 - ・CO.JP:企業(株式会社、有限会社など)
 - ・OR.JP: AC.JP、CO.JP、ED.JP、GO.JP、地方公共団体ドメイン名のいずれにも該当しない日本国法に基づいて設立された法人(財団法人、社団法人など)
 - ・NE.JP: ネットワークサービス
 - ・AC.JP: 高等教育機関(大学、学術研究機関など)
 - ・AD.JP: JPNIC 会員の組織
 - ・ED.JP: 初等中等教育機関(小学校、中学校など)
 - ・GO.JP: 政府機関、各省庁所轄研究所、独立行政法人、特殊法人(特殊会社を除く)
 - ・GR.JP: 任意団体
 - ・LG.JP: 地方公共団体など
- b) 地域型 JP ドメイン名
- b-1) 一般地域型ドメイン名
 - ・<組織ラベル>.<市区町村ラベル>.<都道府県ラベル>.JP:
 - AD.JP、CO.JP、ED.JP、GO.JP、OR.JP、NE.JP、GR.JP のいずれかの属性型(組織種別型)ドメイン名の登録資格を満たす組織、病院、日本に在住する個人
- b-2) 地方公共団体ドメイン名
 - ・<都道府県属性ラベル〉.<都道府県ラベル>.JP: 都道府県・政令指定都市(例:東京都 metro.tokyo.jp)
 - ・<組織ラベル>.<都道府県属性ラベル>.<都道府県ラベル>.JP: 都道府県・政令指定都市がドメイン名を登録していない場合に、その下部組織が暫定 的に登録できる
- ・<市区町村属性ラベル>.<市区町村ラベル>.<都道府県ラベル>.JP: 市町村・東京都特別区(例:千代田区 city.chiyoda.tokyo.jp)
- ・<組織ラベル>.<市区町村属性ラベル>.<市区町村ラベル>.<都道府県ラベル>.JP: 市町村・東京都特別区がドメイン名を登録していない場合に、その下部組織が暫 定的に登録できる
- c) 第 2 レベルドメイン名 (以下「汎用 JP ドメイン名」) (ASCII)
 - ・.JP: 日本国内に住所をもつ個人・法人・その他の組織
- d) 汎用 JP ドメイン名 (日本語)
 - ・.JP: 日本国内に住所をもつ個人・法人・その他の組織

(6)登録可能ドメイン名数の制限の有無

NE.JP と GO.JP を除く属性型 (組織種別型) および地域型 JP ドメイン名では、1 つの 組織が登録できるドメイン名の数は 1 つ。NE.JP の場合は、1 つのネットワークサービ スごとに 1 つのドメイン名を登録することができ、GO.JP については、政府機関に限り 1 つの組織で複数のドメイン名を登録することができる。汎用 JP ドメイン名では、登録できるドメイン名の数に制限はない。

(7)ローカルプレゼンス要件

全てのJPドメイン名はローカルプレゼンス要件を備えている。具体的な条件は以下の通り。

- a) 属性型(組織種別型) JP ドメイン名
 - ・日本に在住する個人、任意団体、または日本国法に基づいて設立された組織であること。 CO.JP は日本で外国会社の登記を行っている外国会社も登録可能。
- b) 地域型 JP ドメイン名
- b-1) 一般地域型 JP ドメイン名
 - ・AC.JP、CO.JP、ED.JP、GO.JP、OR.JP、NE.JP、GR.JP のいずれかの属性型(組織種別型)ドメイン名の登録資格を満たす組織であること、または(日本に所在する)病院または日本に在住する個人であること。
- b-2) 地方公共団体ドメイン名
 - ・(日本の) 普通地方公共団体およびその機関、特別区およびその機関であること。
- c) 汎用 JP ドメイン名
 - ・日本国内に住所を有する個人、法人その他の組織であること。

(8)個人用ドメイン名

個人を登録対象と定義したドメイン名カテゴリは設けていないが、汎用 JP ドメイン名は個人でも登録可能。

(9)予約ドメイン名

- a) 属性型(組織種別型)・地域型 JP ドメイン名
 - ・インターネットで使用されている特定の TLD (「com」、「org」、「net」など)
 - ・都道府県ラベル、JPドメイン名のサービスなどで予約を必要とする名称
 - ・3、4文字目にハイフンを含む文字列
 - ・その他 JPRS が指定する文字列
- b) 汎用 JP ドメイン名 (ASCII)
 - ccTLD 以外の TLD として ICANN が定めている以下の文字列
 「com」、「org」、「net」、「edu」、「gov」、「mil」、「int」、「arpa」、「biz」、「info」、「name」、

[pro], [museum], [aero], [coop]

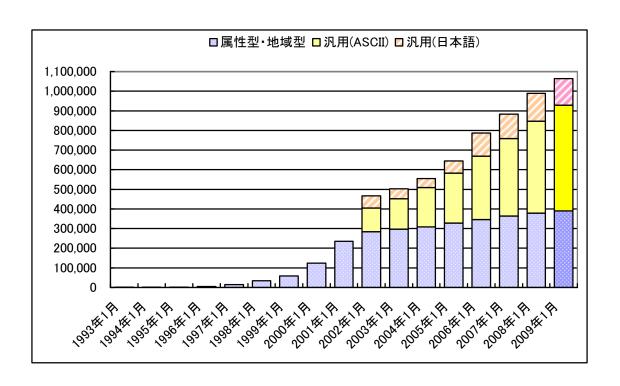
- ・地域型 JP ドメイン名における「都道府県属性ラベル」および「市区町村属性ラベル」 (「pref)、「metro」、「city」、「town」、「vill」)
- ・都道府県名および政令指定都市名のアルファベット表記
- ・中核市かつ県庁所在地である都市名のアルファベット表記
- ・インターネットの管理に関連する組織名(「ICANN」、「IANA」、「WIPO」など)
- ・3、4 文字目にハイフンを含む文字列
- ・JP ドメイン名のサービスなどで予約を必要とするドメイン名 (「example」、「example」 の後に 1 桁の数字 (0 から 9) がつく文字列)
- c) 汎用 JP ドメイン名 (日本語)
 - ・都道府県名および政令指定都市名
 - ・中核市かつ県庁所在地である都市名
 - ・平仮名、片仮名、漢数字、記号などによる1文字
 - ・初等中等教育機関などの名称
 - ・国際的な政府間機関(国際連合など)の名称
 - ・行政・司法・立法に関連する名称
 - 日本語普通名詞
 - ・JPドメイン名のサービスなどで予約を必要とするドメイン名(「ドメイン名例」)
 - ・その他 JPRS がドメイン名登録に適さないと判断する文字列

(10)IDN

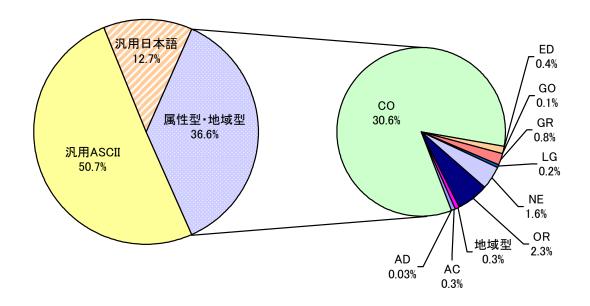
汎用 JP ドメイン名で IDN (日本語 JP ドメイン名) を導入している。2001 年 2 月から 4 月にかけて段階的なサンライズ期間を設けた後、2001 年 5 月 7 日から先願に基づく一般向け登録申請の受付を開始した。日本語 JP ドメイン名の登録件数は、134,921(2009 年 1 月 1 日現在)。

(11)登録件数

 ${
m JP}$ ドメイン名の累計登録数は、1,063,731(2009年1月1日現在)となっている。以下は、 ${
m JP}$ ドメイン名登録件数累計の推移である。



年月	属性型・地域型	汎用JPドメイン名	汎用 JP ドメイン名	合計
	JP ドメイン名	(ASCII)	(日本語)	
1993年1月	953			953
1994年1月	1,341			1,341
1995年1月	2,206			2,206
1996年1月	4,781			4,781
1997年1月	15,477			15,477
1998年1月	33,739			33,739
1999年1月	58,549			58,549
2000年1月	124,573			124,573
2001年1月	234,294			234,294
2002年1月	283,340	121,992	61,507	466,839
2003年1月	297,413	153,949	51,544	502,906
2004年1月	309,193	199,698	45,402	554,293
2005年1月	327,742	254,131	63,324	645,197
2006年1月	346,340	323,182	116,602	786,124
2007年1月	363,768	394,404	124,153	882,325
2008年1月	378,903	468,125	141,858	988,886
2009年1月	389,598	539,212	134,921	1,063,731



(単位:件)

JP ドメイン名種類		2009年1月1日 登録数	2008年1月1日 登録数	増減数
属性型•	AC:大学など教育機関	3,482	3,421	+61
地域型	AD : JPNIC 会員	273	282	-9
JP ドメ	CO:一般企業	325,639	315,374	+10,265
イン名	ED : 小・中・高校	4,500	4,505	-5
	GO: 政府機関	887	878	+9
	GR:任意団体	8,103	8,329	-226
	LG: 地方公共団体	1,931	2,087	-156
	NE:ネットワークサービス	17,327	17,398	-71
	OR:会社以外の法人	24,470	23,518	+952
	地域型	2,986	3,111	-125
汎用 JP ドメ	ASCII	539,212	468,125	+71,087
イン名	日本語	134,921	141,858	-6,987
JP ドメイン名登録数合計		1,063,731	988,886	+74,845

(12)料金

汎用JPドメイン名の年間登録料金は1件あたり2,500円(消費税および地方消費税別)。

日本語 JP ドメイン名では上記よりもさらに低いキャンペーン料金を設定している。ただし、これらは指定事業者が JPRS に支払う料金であり、登録者が指定事業者に支払う料金は各指定事業者の提供するサービスによって異なる。

(13)紛争処理

JPNIC が策定する「JPドメイン名紛争処理方針」および「JPドメイン名紛争処理方針のための手続規則」を採用している。現在、JPドメイン名紛争処理手続きは、JPNICの認定を受けた日本知的財産仲裁センターが実施している。

(14)その他

- ・2008 年 6 月より、JPRS は、CO.JP ドメイン名について、指定事業者との間に新たなドメイン名登録申請方法を導入し、当該申請方法を用いて行われた申請については即時に 処理を行うようにした。
- ・2008年6月に、JPRS は、CO.JPドメイン名の登録者が組織の閉鎖等により「存在しない」状態になっている場合、登録されている CO.JPドメイン名を削除する手順を以下のように定めた。
 - 1)該当するドメイン名の管理指定事業者に、JPRSが確認依頼を行う。管理指定事業者は、 登録情報に誤りがあった場合、最新の情報に更新する申請を行う。登録情報が正しい場 合には、そのことを確認できる書類を JPRS へ提出する。登録情報が正しく修正された 場合や、登録組織の存在が確認できた場合、ドメイン名は削除されない。
- 2)管理指定事業者が登録組織を確認できない場合や、情報の更新が行なえない場合、JPRS から登録者へ、ドメイン名の削除を行うことを郵便で連絡する。その連絡が登録者に到達した場合は到達の翌日に、到達しなかった場合は一定期間経過後、ドメイン名が削除される。
- ・ICANN における IDN ccTLD の検討と並行する形で、JPRS は、2008 年 8 月に開催した諮問委員会において、日本を表す IDN ccTLD (仮に「.日本」)を JPRS にて管理することになった場合の「.日本」と.jp との関連付けに関する方針を諮問した。諮問委員会では、「.日本」と.jp の関連付けを行うことが適切か、また、関連付けを行う場合、どのような関連付けを行うのは適切かなどが議論されている。
- ・フィッシング被害防止においてドメイン名レジストリが担うべき活動の方針に関して 2008年3月に出された諮問委員会からの答申を受け、JPRS は、ドメイン名レジストリ のフィッシング防止への取り組みとして、JPCERT/CC やインターネットホットライン センター、指定事業者と協力し、フィッシングに使われた Web サイトを迅速に使用不可能とする対処を開始した。

(15)出典

· JPRS

http://jprs.co.jp/

- ・JPRS JP ドメイン名サービス案内 http://jprs.jp/
- ・社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター http://www.nic.ad.jp/
- ・日本知的財産仲裁センター http://www.ip-adr.gr.jp/

2-2-2-2 .au (オーストラリア)

登録管理組織:auDA(.au Domain Administration Ltd.)

(1)登録管理組織の歴史および性質

メルボルン大学のネットワークプログラマを務めていた Robert Elz 氏が、1986 年に IANA から.au の登録管理を委任された。その後、.au の登録管理責任を Elz 氏から民間 組織に移すべきとの議論が国内でなされた結果、1997 年、.au の登録管理を担う組織として ADNA(Australian Domain Name Administration)が設立され、その後 1999 年 に非営利法人 auDA(.au Domain Administration)へと再編された。auDA は、2000年 12 月にオーストラリア政府と契約を締結し、政府から.au の登録管理組織として認定された。

(2)登録管理組織の運営形態

auDA 理事会は、Supply Class 会員によって選ばれた 4 名、Demand Class 会員によって選ばれた 4 名、CEO (投票権無し)、理事に任命された 3 名以下の独立理事から成る。また、課題ごとに、必要に応じ諮問パネルまたは委員会が設置され、理事会へポリシーの提案を行っている。

(3)会員

auDA の会員は、Supply Class および Demand Class で構成される。Supply Class 会員は、レジストリ、レジストラ、リセラから成る。Demand Class 会員は、登録者、インターネットユーザなど。会員になるためには、理事会の承認が必要となる。会員は、総会での投票権を持ち、Supply Class および Demand Class からそれぞれ理事を選出する。Supply Class 会員は 25、Demand Class 会員は 75 となっている(2009 年 1 月 13 日現在)。

(4)登録管理業務の委任体制

auDA が実施した競争入札の結果に基づき、AusRegistry が、ASN.AU、COM.AU、EDU.AU、GOV.AU、ID.AU、NET.AU、ORG.AU のドイン名について、2010 年 6 月末までレジストリ業務の委任を受けている。さらに、27 社のレジストラが AusRegistry に対する登録申請の取次を行っている(2009 年 2 月現在)。登録者はレジストラ経由でドメイン名の登録をすることができるが、レジストリへ直接申し込みをすることはできない。また、以下(5)に挙げた一部の SLD(Second Level Domain:第 2 レベルドメイン名)については、ポリシー策定機能を auDA から他組織に委任している。

(5)ドメイン名の構成

.au のドメイン名空間は、次の3種類のSLDに分割されており、登録者は第3レベルのドメイン名を登録することになる。.au において登録されるドメイン名ラベルには2文字以上の文字が必要であり、登録可能な文字列は英数字およびハイフンとなっている。

- a) Open SLD (組織種別により登録資格を設定している第2レベルドメイン名)
 - ・ASN.AU: 非営利法人、政党、労働組合、特別利益団体など
 - ・COM.AU:企業
 - ・ID.AU:個人
 - ・NET.AU:企業 (COM.AU と同様の規定)
 - ・ORG.AU:慈善団体、非営利組織
 - ・INFO.AU:現在は新規登録を受け付けていない。
 - ・CONF.AU:現在は新規登録を受け付けていない。
- b) Closed SLD (特定組織に登録が限定されている第 2 レベルドメイン名)
 - ・EDU.AU: 国または州レベルで登記された教育機関。この空間のポリシーの策定は、AICTEC (Australian Information and Communications Technology in Education Committee) が行っている。レジストラは Education.au.Ltd.。 国の管轄下にある大学および教育機関は、通常第 3 レベルに登録するが、その他の学校等は州名の第 3 レベルの下に設けられた第 4 レベルに登録する。
 - ・GOV.AU: 政府組織。この空間のポリシー策定は、AGIMO (Australian Government Information Management Office) が行っている。
- ・CSIRO.AU: CSIRO (Commonwealth Science and Industry Research Organisation: 豪州科学工業研究機構)専用。この空間のポリシー策定は、CSIRO が行っている。
- c) Community Geographic SLD (6 つの州と特別区域に登録が限定されている第 2 レベルドメイン名)
 - ・CGDN (Community Geographic Domain Names) (ACT.AU、QLD.AU、NSW.AU、NT.AU、SA.AU、TAS.AU、VIC.AU、WA.AU): 非営利法人でローカルコミュニティを代表する組織。この空間のポリシー策定は auDA が行っている。
- ※auDA 設立以前に取り扱いドメイン名に含まれていた Closed SLD の OZ.AU、 TELEMEMO.AU は、取扱いドメイン名には含まれていない。
- (6)登録可能ドメイン名数の制限の有無なし。

(7)ローカルプレゼンス要件

全てのドメイン名の登録にローカルプレゼンスが必要。ローカルプレゼンスの具体的条件は、SLD ごとに定められている。たとえば COM.AU においては、登録者はオーストラリアで登記された会社、オーストラリアでの操業ライセンスを得ている外国会社、オーストラリアでの商標保持者、オーストラリアで法人化された団体などに限定されている。

(8)個人用ドメイン名

個人用のドメイン名である ID.AU を設けている。登録者は、オーストラリア市民であるか、またはオーストラリアに居住していなければならない。登録者の氏名およびその略称または次のいずれかに該当し登録者と密接に関係していると判断できる文字列が登録可能。登録件数:9,438 (2009 年 1 月現在)。

- a) 登録者の氏名に含まれている1語以上を含むまたはその1語以上から派生した文字列
- b) 登録者の通称

(9)予約ドメイン名

- a) 3、4 文字目にハイフンを含むドメイン名
- b) 「commonwealth」、「federal」
- c) 「Anzac」(退役軍人大臣の承認が必要)
- d) 「Geneva Cross」、「Red Crescent」、「Red Cross」、「Red Lion and Sun」 (国防大臣の承認が必要)
- e) 「United Nations」(外務大臣の承認が必要)
- f) 「University」 (文部科学大臣の承認が必要)
- g) 「Olympic (s)」、「Olympiad (s)」、「Olympic Games」 (オーストラリアオリンピック委員会の承認が必要)

(10)IDN

導入していない。

(11)登録件数

1,303,887 (2009年1月現在)。内訳は以下の通り。

Domains					
	Score	%	Jan-09	Jan-08	Jan-07
Registrations	•	2.31	26597	25996	25327
Transactions	•	16.24	59621	51293	48258
Renewals	•	26.68	27773	21923	17510
Registrant Transfers	•	100.00	333	0	0
Drop-off	•	32.93	9342	7028	6633
Total Domains					
.au	•	27.31	1303887	1024176	822474
com.au	•	26.78	1125712	887924	714672
net.au	•	36.55	127535	93397	71054
org.au	•	21.10	37616	31061	25979
asn.au	•	7.37	3586	3340	3050
id.au	•	11.64	9438	8454	7719

(「AusRegistry EOM Report for General Release - High-Level Scorecard, January-09 (http://www.ausregistry.com.au/reports/2009/PUBLIC-200901.pdf) 」 \sharp ϑ)

(12)料金

レジストラに課される 1 ドメイン名あたりの登録料金は以下の通り。なお、登録期間は 2 年間である。

(単位:オーストラリアドル)

	AusRegistry への支払(税込)	auDA への支払(税込)	合計 (税込)
com.au	16.50	3.85	20.35
net.au	16.50	3.85	20.35
asn.au	5.50	3.85	9.35
id.au	11.00	3.85	14.85
org.au	5.50	3.85	9.35

(13)紛争処理

auDA は、ASN.AU、COM.AU、ID.AU、NET.AU、ORG.AU の紛争処理のため「auDRP (.au Dispute Resolution Policy)」を定め、2002 年 8 月 1 日に実施した。また、2003 年 6 月には、EDU.AU のケースも取り扱うようになった。auDA 認定の紛争処理機関は、LEADR (Leading Edge Association of Dispute Resolvers)、CIArb (The Chartered Institute of Arbitrators)、IAMA(The Institute of Arbitrators and Mediators Australia)、WIPO(World Intellectual Property Organisation)の 4 組織。それぞれ

の組織では、1名または3名のパネルを任命して裁定を行っている。

(14)その他

- ・2007 年に auDA 理事会が承認した勧告に基づき、2008 年 6 月 1 日から、ドメイン名の 登録者間移転(売買)に関する制限が緩和された。それまでは、登録者が登録したドメ イン名を第三者に売却することは禁じられていたが、このポリシー変更により、登録後 6 ヶ月を経過しており、ドメイン名の移転先が登録資格要件を満たしていれば、売買その 他の方法でドメイン名を移転できるようになった。
- ・2008 年 5 月の AusCERT 会合での発表「Cyber Hack Update 2008」によれば、2007 年から 2008 年にかけて、au ドメイン名全体でのハッキング被害件数は 24,444 件 (2006 年から 2007 年にかけては 20,113 件) であった。また、オーストラリアのインターネット利用者の 634 人に 1 人が攻撃を受ける可能性があることがわかった (2006 年から 2007 年にかけては 732 人に 1 人)。このことから、au ドメイン名に対するサイバー攻撃が増加しているとオーストラリア国内メディアが報じた。

(15)出典

· auDA

http://www.auda.org.au

AusRegistry

http://www.ausregistry.com.au/

2-2-2-3.be (ベルギー)

登録管理組織: DNS Belgium (DNS BE)

(1)登録管理組織の歴史および性質

.be は、1998年8月にIANAデータベースに登録された。.be におけるドメイン名の登録は、1989年より、Katholieke Universiteit Leuven の Pierre Verbaeten 教授が開始した。 1999年2月、Verbaeten 教授の要請によって非営利法人 DNS Belguim (以下「DNS BE」が設立され、2000年1月1日には.be の登録管理が Verbaeten 教授から DNS BE へ移管された。

(2)登録管理組織の運営形態

DNS BE の運営に関する方針は理事会が決定する。また、理事会を支援する組織として、 戦略委員会 (Strategic Committee) がある。戦略委員会は創立会員 (Founding Member)、 有効会員 (Effective Member) および顧問会員 (Advisory Member) の代表で構成され、 理事会で決定する方針案の策定や組織運営に関する助言を行う。

(3)会員

DNS BE の会員は、以下のように分類される。

- a) 創立会員
 - ・Agoria (技術関係の業界団体)
 - ・ISPA Belguim(ISPの業界団体)
 - ・Beltug(Belgian Telecommunications Users Group)(電気通信サービスを利用する企業ユーザの団体)
- b) 有効会員
 - · Pierre Verbaeten 教授
- c) 顧問会員
 - BIPT (Belgian Institute of Postal and Telecommunications Services)

(4)登録管理業務の委任体制

DNS BE は 2000 年 12 月 7 日に直接登録の受付を停止し、それ以来登録業務を全てレジストラに委任している。レジストラは 386 社(2009 年 1 月現在)。

(5)ドメイン名の構成

第 2 レベルへの登録。登録可能な文字列は英数字およびハイフン。登録可能な文字数は 2 文字以上 63 文字以下。

(6)登録可能ドメイン名数の制限の有無なし。

(7)ローカルプレゼンス要件 なし。

(8)個人用ドメイン名

特に個人用に限定したドメイン名カテゴリは設けていない。個人でも.be のドメイン名を登録することができる。

(9)予約ドメイン名

3、4 文字目にハイフンを含むドメイン名は登録することができないが、このほかに予約や登録制限などの措置はとられていない。ドメイン名の登録システムは自動化されており、申請したドメイン名が既に他者に登録されていない限り、登録できる。しかし、ベルギーの商取引法などにおいて、商標権が設定されている文字列を権利保持者以外が登録できないと定められていることから、こうした条項に抵触する形で登録されたドメイン名は、差し止められる可能性がある。

(10)IDN

導入していない (2009年1月現在)。

(11)登録件数

以下は2008年における月ごとの登録件数。

Period	Total Registrations	New Registrations
jan 2008	746022	19845
feb 08	757663	18137
mar 2008	769014	18898
avr 08	781911	19573
mai 2008	791737	17368
jun 08	802287	18938
jul 2008	811066	16713
aug 08	819908	16379
sep 2008	831168	19139
oct 08	842842	21 461
nov 2008	852049	19796
dec 08	859474	16668

(「Statistics (http://www.dns.be/en/home.php?n=4)」より)

(12)料金

DNS BE がレジストラに課す登録料金は、1年間あたり 3.025 ユーロ (税込)。

(13)紛争処理

DNS BE が定める「General Terms and Conditions」第 10 条に基づき、紛争処理が行われる。紛争処理機関は、DNS BE の認定を受けた Cepina (Belgian Centre for Mediation and Arbitration)。

(14)その他

- ・2008年1月30日、DNS BE は、個人登録者のプライバシー保護強化を目的として、「Terms and Conditions」を改定した。実施は2008年3月1日から。変更の主旨は以下の通り:
 - a) 個人登録者について、Whois で公開される項目を更に限定した。前回の改定で電話およびファックス番号を非表示にしたが、今回は登録者名、住所も非表示とした。電子

メールアドレスのみ表示される。

- b) そのドメイン名について裁判となった場合には、登録者の情報開示を請求できる手順が定められた。提出された開示請求は、DNS BE の法務部が審査する。
- ・2007 年 11 月 13 日、DNS BE は、ベルギーの公用語であるオランダ語、フランス語、ドイツ語のアクセント記号がついた文字(à、é、è、ê、â など)を使ったドメイン名の登録を 2008 年より開始すると発表した。しかし、その後に実施した公開意見募集の結果を受け、2008 年 7 月 4 日、この IDN 導入を一旦中止すると発表した。中止した具体的な理由は明らかにされていない。
- 2009年1月15日、DNS BE は、「Terms and Conditions」の紛争処理に関する条項を 改定した。ADR で移転裁定がなされた場合、ADR の手続きにかかった費用が申立人に全 額返還されるというもの。返還した分の費用は、DNS BE から旧登録者へ請求される。 実施は2009年2月15日から。
- ・2009 年 2 月 2 日、DNS BE は、治安判事の命令に従い、いわゆる fast flux に利用され、フィッシングサイトヘリダイレクトされていた 163 件にのぼる be ドメイン名の登録を取り消した。

(15)出典

DNS Belgium

http://www.dns.be/en/home.php

2-2-2-4.ca (カナダ)

登録管理組織: CIRA (Canadian Internet Registration Authority)

(1)登録管理組織の歴史および性質

1988 年、.ca は、IANA からブリティッシュコロンビア大学情報工学科コンピュータセンターのマネージャであった John Demco 氏に割り当てられた。その後、1998 年 12 月に、カナダ政府およびブリティッシュコロンビア大学などが共同し、.ca の登録管理を改革するための非営利法人として CIRA を設立した。CIRA はブリティッシュコロンビア大学から業務を引き継ぎ、2000 年 12 月から正式な登録管理組織として業務を開始した。

(2)登録管理組織の運営形態

CIRA を運営する理事会は、15 名の理事から構成される。内訳は、個人インターネットユーザ、企業ユーザおよび認定レジストラの各コミュニティから選出された合計 3 名の理事 (任期 1 年)、会員の選挙により選出された 9 名の理事 (任期最長 3 年)、理事会創設者の John Demco 氏、投票権を持たない職権上の理事としてのカナダ政府の代表とCIRA President となっている。

(3)会員

.ca のドメイン名を1つ以上登録している登録者には、会員資格が与えられる。各会員には、年次総会への出席の権利、規則の変更に関する投票権、取締役の選挙での投票権および会員と取締役に対する問題や懸念事項を提出する権利が与えられる。

(4)登録管理業務の委任体制

102 社の認定レジストラへ登録業務を委任している(2009年1月現在)。

(5)ドメイン名の構成

第2、第3、第4レベルへの登録。登録可能な文字列は英数字およびハイフン。登録文字数は2文字以上50文字以下。以下の通り分類される。

- a) 第2レベルドメイン名
 - · .CA
- b) 第3、第4レベルドメイン名(地域別ドメイン名)
 - · cprovince>.CA
 - · <city>..CA

(6)登録可能ドメイン名数の制限の有無なし。

(7)ローカルプレゼンス要件

.ca のドメイン名には、ローカルプレゼンス要件がある。具体的には、登録者は以下の要件を満たさなければならない。カナダ国民(成人)、「Immigration and Refugee Protection Act (Canada) S.C. 2001, c.27」に定める永住者およびその法定代理人、カナダの法律で定める法人、トラスト、パートナーシップ、労働組合、政党、教育機関、図書館、博物館、病院、エリザベス 2 世とその後継者、インディアン、カナダ先住民、政府、カナダで登録された商標、メンバーまたは運営者の 80%以上がカナダ居住者である団体など。

(8)個人用ドメイン名

特に個人用に限定したドメイン名は設けていない。個人でも.ca の第 2 レベルドメイン名を登録することができる。

(9)予約ドメイン名

.ca における予約ドメイン名は、以下のように分類される。

- a) 「ca.ca」、3 文字 gTLD の TLD ラベルを含むドメイン名 (「com.ca」、「org.ca」、「net.ca」、「edu.ca」、「gov.ca」、「int.ca」、「mil.ca」 など)。「mil.ca」は、国防省用に予約されている。
- b) \[\text{village.ca} \] \[\frac{\text{hamlet.ca}}{\text{hameau.ca}} \] \[\text{town.ca} \] \[\text{city.ca} \] \[\text{ville.ca} \] \[\text{municipal.ca} \]
- c) その他 CIRA の裁量によって定める文字列
- d) カナダの国名、州名、地域名およびその短縮形、CGNDB (Canadian Geographical Names Database) に記載された都市名、町名、村名、その他行政地区の名称。

(10)IDN

導入していない。

(11)登録件数

1,139,877 (2009年01月08日現在)。

(12)料金

CIRA からレジストラに対して 1 ドメイン名あたり年間 8.5 カナダドルの登録料金を課している。

(13)紛争処理

CIRA では、2002 年より「CDRP (CIRA Domain Name Dispute Resolution Policy)」を実施している。紛争処理機関として、Resolution Canada, Inc. および BCICAC (British Columbia International Commercial Arbitration Center)が任命されている。2006 年 6 月 30 日から 8 月 31 日まで、CDRP の公平性、利便性、効率などの観点から改善を加えるため、公開意見募集を実施した。改訂版の CDRP は、2008 年 5 月 9 日に公開され、6 月 10 日に実施された。

(14)その他

・2008年6月11日、CIRAはドメイン名登録者(個人)の個人情報保護強化を目的とした新WHOISプライバシーポリシーを実施した。このポリシーにより、特別な場合または登録者の同意がある場合を除き、名前、自宅住所、電話番号、電子メールアドレスといった個人情報は公開されなくなる。なお、登録者が企業である場合、その企業に関する情報は公開される。

(15)出典

CIRA

http://www.cira.ca

2-2-2-5.ch (スイス)

登録管理組織:SWITCH (Swiss Academic and Research Network)

(1)登録管理組織の歴史および性質

.ch の登録管理業務は、1987年10月から開始された。登録管理を行っているのは、スイス連邦と大学のある8つの州(バーゼル市、ベルン、フリブール、ジュネーブ、ヌシャテル、サン・ガル、ボー、チューリッヒ)により設立された非営利の財団法人であるSWITCH。なお、SWITCHは、.chに加えて.li(リヒテンシュタイン公国)のドメイン名登録管理業務も行っている。

(2)登録管理組織の運営形態

SWITCH は、業務を統括する執行理事会と、執行理事会を監視する理事会によって運営されている。

(3)会員

なし。

(4)登録管理業務の委任体制

.ch におけるドメイン名の登録業務は、SWITCH の認定を受けた 29 社のパートナーが行っている(2009 年 1 月現在)。また、SWITCH でもドメイン名の登録申請を受け付けている。

(5)ドメイン名の構成

.ch のドメイン名は第 2 レベルへ登録される。登録可能な文字列は、英数字、ハイフンおよび IDN。登録可能な文字数は、3 文字以上 63 文字以下。

(6)登録可能ドメイン名数の制限の有無

なし。

(7)ローカルプレゼンス要件

なし。

(8)個人用ドメイン名

特に個人用に限定したドメイン名カテゴリは設けていない。.ch のドメイン名は個人でも登録することができる。

(9)予約ドメイン名

以下のドメイン名は登録することができない。

- a) 1 文字目および 3、4 文字目にハイフンを含むドメイン名
- b) 文字列の最後にハイフンを含むドメイン名
- c) スイス連邦通信庁によって予約された語

(10)IDN

2004年3月1日以降、以下の31文字を含むドメイン名の登録が可能となった。

à, á, â, ã, ä, å, æ, ç, è, é, ê, ë, ì, í, î, ï,

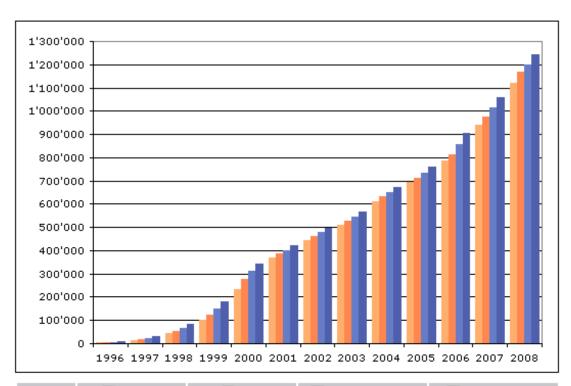
ð, ñ, ò, ó, ô, õ, ö, o, ù, ú, û, ü, ý, þ, ÿ

また、2005 年 12 月 1 日には、以下の 1 文字もドメイン名ラベルに利用できるようになった。

œ

(11)登録件数

1,244,567 (2008年12月31日現在)。1995年以来の登録件数の推移は以下の通り。



	31 March	30 June	30 September	31 December
1995	412	601	881	1472
1996	2462	4126	6287	8906
1997	12'327	17'475	23'683	32'221
1998	41'871	53'631	66'884	83'656
1999	102'364	123'387	148'677	180'774
2000	232'701	275'730	313'075	342'347
2001	369'599	384'348	401'760	422'851
2002	442'203	461'265	479'808	496'635
2003	510'451	527'638	544'228	564'873
2004	612'151	630'258	650'941	673'529
2005	693'617	713'682	734'165	759'183
2006	786'933	814'683	857'584	903'669
2007	939'570	975'357	1'015'576	1'056'751
2008	1'119'012	1'169'074	1'198'105	1'244'567

(\lceil Statistics for Domain Names Ending in .ch and .li (http://www.switch.ch/id/stat) \rfloor \updownarrow ϑ)

(12)料金

SWITCH に直接登録申請をする場合、1 ドメイン名あたり年間 17 スイスフランが課される。この料金は、2008 年 2 月 1 日に 22 スイスフランから値下げされた。

(14)その他

2008年4月21日、SWITCH はスイス国内10都市のドメイン名登録数統計を発表した。 チューリッヒが1999年に23,850件を記録して以来トップの座を守り続け、2007年には102,334件を記録したという。

(15)出典

SWITCH

http://www.switch.ch/en/

2-2-2-6.cn (中国)

登録管理組織:CNNIC(China Internet Network Information Center)

(1)登録管理組織の歴史および性質

.cn を登録管理する CNNIC は、CAS (Chinese Academy of Sciences:中国科学院)が 国務院の委任を受け 1997 年 6 月に設立した非営利組織。CNNIC の主な事業は、.cn の 登録管理のほかに、IP アドレスおよび AS 番号の割り振り、技術研究、調査、情報サー ビス、ISC (Internet Society of China) におけるインターネットポリシーおよび資源委 員会の事務局などがある。

(2)登録管理組織の運営形態

CNNIC は、中国政府(情報産業部)の監督下にある。また、CNNIC の組織運営は CAS によって行われている。さらに、インターネットに関する専門家および中国国内のイン ターネット業界の代表者で構成する CNNIC 運営委員会が、CNNIC の業務を監督、評価している。

(3)会員

ISP が IP アドレスの申請を行うために CNNIC 会員となっているが、この会員は CNNIC のガバナンスとは関係がない。

(4)登録管理業務の委任体制

国内認定レジストラおよび国外認定レジストラへ登録業務を委任している。米国 NeuLevel 社が、唯一の「Registry Gateway」として国外認定レジストラをとりまとめている。国内認定レジストラは 54 社、国外認定レジストラは 91 社(2009 年 1 月現在)。

(5)ドメイン名の構成

第2、第3レベルへの登録。登録可能な文字列は英数字、ハイフン、IDN(中国語文字)。 登録可能文字数は63文字以下。第3レベルへの登録は20文字以下。氏名の登録(ASCII または中国名のピンイン表記)は第3レベルへの登録が望ましいとされる。登録者は、 組織でなければならないとされる。.cnのドメイン名は、以下のように分類される。

- a) 第 2 レベルドメイン名 (ASCII)
- · .CN
- b) 第2レベルドメイン名(中国語文字)
- · .CN
- c) 組織種別ドメイン名

・AC.CN:科学技術の研究機関

· COM.CN:企業

・EDU.CN:教育機関・GOV.CN:政府機関

· MIL.CN: 国防関係組織

・NET.CN: ISP など

· ORG.CN: 非営利組織

- d) 行政区ドメイン名
- ・<地域略号>.CN (例:北京はBJ.CN):34 の省、自治区、直轄市、特別行政区の 組織
- e) その他
- •.中国、.公司、.网络
- (6)登録可能ドメイン名数の制限の有無なし。
- (7)ローカルプレゼンス要件 なし。
- (8)個人用ドメイン名 なし。
- (9)予約ドメイン名
 - a).CN(第2レベルドメイン名)、COM.CN、NET.CN およびORG.CN について
 - ・国名、ISO3166 による国名の 3 文字表記
 - ・中国政府機関および指導者名
 - ・国家安全保障のための名称
 - ・州および都市名
 - ・「001」などの特定電話番号
 - ・全てのgTLDおよび一部の第2レベル空間(「biz.cn」、「kids.cn」など)
 - 特定の著名商標(約350)
 - ・世界文化、遺産を促進するために国連が指定した名称
 - ・中国の大学、単科大学の名称
 - ・国のニュース局に承認されたニュースメディア
 - b) その他の第3レベルドメイン名について
 - ・中国の名称に関連する語(「China」、「Chinese」、「CN」など)

・著名な外国の国名/地域名など

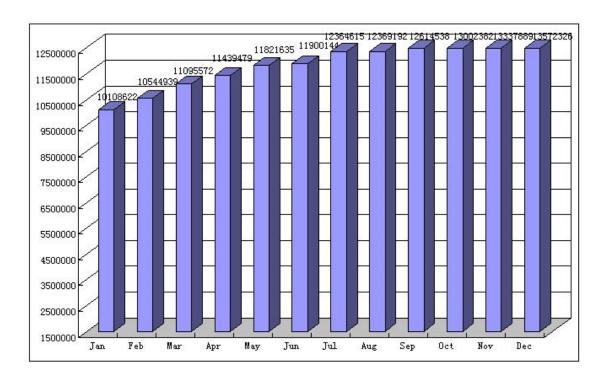
(10)IDN

2000年1月18日から中国語文字によるドメイン名(例:<中国語文字>.cn)の試験登録を、2000年11月7日から政府の承認を受けた正式登録を行っている。その後、2005年1月17日に、中国語文字ドメイン名を海外市場に開放した。また、2003年からは、トップレベルドメインに似た独自の.中国、.公司、.网络を導入した。これは、クライアント側で専用プラグインをインストールすることにより、.中国、.公司、.网络を使用したドメイン名にアクセスしようとすると、自動的にそのドメイン名の末尾に.cn が付加された上でアクセスする仕組みである。この仕組みにおいては、例えば「中国語.公司」を登録した場合、レジストリのデータベースでは「中国語.公司.cn」というドメイン名として管理されることになる。

(11)登録件数

13,572,326 (2008 年 12 月末現在)。内訳は、COM.CN: 3,629,375、NET.CN: 505,333、ORG.CN: 218,703、GOV.CN: 45,555、AC.CN: 13,438、EDU.CN: 3,441、.CN (第 2 レベルドメイン名): 8,878,139、行政区ドメイン名: 278,336、MIL.CN: 6。また、以下は 2008 年の登録件数の推移。

2008年域名增长趋势



(「2008年域名增长趋势(http://www.cnnic.cn/html/Dir/2008/02/26/4997.htm)」より)

(13)紛争処理

「CNNIC Domain Name Dispute Resolution Policy」を定めている。紛争処理は、CNNIC が認定した CIETAC(China International Economic Trade Arbitration Commission) および HKIAC(Hong Kong International Arbitration Center)が行う。

(14)その他

- ・2008 年 3 月 28 日、CNNIC は、中国の農村部での 2007 年 12 月末時点におけるインターネット普及状況調査の結果を発表した。それによれば、インターネットの利用人口は農村部で 5,262 万人(前年同月比 127.7%増)、都市部で 1 億 5,738 万人であった。普及率は、農村部が 7.1%、都市部が 27.3%で、教育水準や収入の格差を反映した結果となった。また、農村部では電子政府の利用が進んでいないことも明らかになった。具体的には、約 3 万 4,000 ある行政区のうち、Web サイトを設置しているのは 10%以下にとどまった。
- ・2008 年 5 月 12 日に発生した四川大地震の後、CNNIC は、2008 年 5 月 13 日から 6 月 13 日までの期間に登録期間が終了する全ての cn ドメイン名の登録期間を無条件に 1 ヶ月

延長すると発表した。

- ・2008年7月18日、cnドメイン名を用いたフィッシングの問題に対応するため、CNNIC、レジストラ、中国国内の銀行およびセキュリティ関連企業などの共同により、Anti-phishing Alliance of China(APAC)が設立された。CNNIC は APAC の事務局を務めることになった。CNNIC は、フィッシングの報告を受け事実を確認できた場合、そのドメイン名の名前解決をただちに停止する権限を持つことになった。その後、2008年10月末までに、CNNIC はフィッシングに悪用されていた約300件のドメイン名の登録を停止した。
- ・CNNIC は、2009年1月14日に「第23回中国インターネット発展状況報告」を発表した。同報告によれば、中国のインターネット普及率は、2008年末時点で前年比41.9%増えて22.6%に達し、世界平均の21.9%を上回った。また、中国国内のインターネット利用者数は2億9800万人にのぼり、国際水準を超え、3億人に近づいている。また、ブロードバンド利用者数も2億7000万人に達した。さらに、中国を示す.cnのドメイン名登録数は、1,357万2000件に達し、世界第1位の件数となった。

(15)出典

CNNIC

http://www.cnnic.net.cn

2-2-2-7.de (ドイツ)

登録管理組織: DENIC (DENIC eG)

(1)登録管理組織の歴史および性質

de は、IANAによりトップレベルドメインとして 1986 年 11 月に登録された。当時、de の登録管理はドルトムント大学のボランティアによって行われていた。1993 年 8 月になると、.de のネームサーバを運営するために、ドイツにある 3 社の ISP が主導して IV-DENIC (Interessenverbund Deutsches Network Information Center)を設立した。1996年12月、会員数が36社に達したことを機に、IV-DENICが共同組合としてのDENIC eG (以下「DENIC」)を設立した。DENIC はそれまで IV-DENIC からカールスルーエ大学が受託していた業務を引継ぎ、1999 年 1 月に登録管理業務の移管を完了した。

(2)登録管理組織の運営形態

DENIC の運営は、執行理事会(Executive Board)、監督委員会(Supervisory Board)および総会によって行われている。執行理事会は、監督委員会が任命する 3 名以上の執行理事および 2 名の総会選出理事で構成され、DENIC 事務局が実施する事業、財務の状況を管理し、監督委員会に報告する。監督委員会は、総会で選出された 3~5 名の会員代表で構成される。会員は、総会での投票権を持つ。

(3)会員

.de のドメイン名を管理しており、既存の会員と財務上の関連がなく、かつ財務面での長期的な安定を証明できれば、執行理事会の承認によって DENIC 会員になることができる。ドメイン名の登録事業者および ISP が DENIC の会員となっている。会員数は 258 (2007年 11 月現在)。

(4)登録管理業務の委任体制

会員へ登録業務を委任している。(上記(3)参照)

(5)ドメイン名の構成

.de のドメイン名は、第 2 レベルへ登録する形式のみとなっている。登録可能な文字は英数字、ハイフンおよび IDN (ドイツ語、フランス語、デンマーク語など)。登録できる文字数は 3 文字以上 63 文字以下。1 文字以上のアルファベットを使用する必要があり、数字のみで構成するドメイン名は登録できない。

(6)登録可能ドメイン名数の制限の有無なし。

(7)ローカルプレゼンス要件

なし。ただし、ドイツ国内に本拠を置いていない登録者は、ドイツ国内に居住し、送達される文書を受け取ることができる住所を有する登録担当者(administrative contact)を指定しなければならない。

(8)個人用ドメイン名

特に個人用に限定したドメイン名カテゴリは設けていない。個人でも.de のドメイン名を登録することができる。

(9)予約ドメイン名

以下のドメイン名は予約されている。

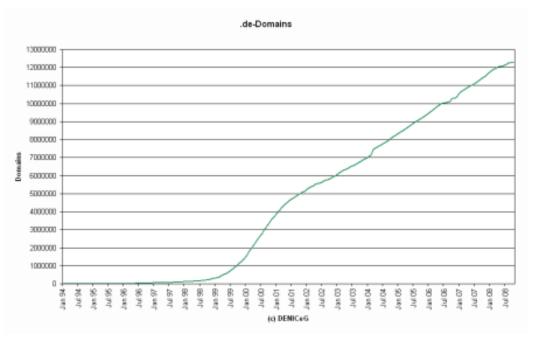
- a) 3、4 文字目にハイフンを含むドメイン名
- b) 既存の gTLD および ccTLD
- c) 自動車のナンバープレートに表示される地域コード、または地域コード中のウムラウトをそれに相当する 2 文字の母音に置き換えた文字の組み合わせ(「 \ddot{a} 」の場合は「ae」、「 \ddot{o} 」の場合は「oe」、「 \ddot{u} 」の場合は「ue」).

(10)IDN

2004年3月1日から.de における IDN の登録が開始された。2007年12月時点ではドイツ語、フランス語、デンマーク語の特殊文字を含む92文字が登録可能であるが、ドイツ語文字のβはドメイン名ラベルに使用できない。登録件数は、434,222(2008年11月30日現在)。

(11)登録件数

登録総数は 12,402,383、うち IDN は 434,222。(2008 年 11 月 30 日現在) 以下は 1994 年 1 月以来の累計登録件数の推移。



(「Domain Count²」より)

(12)料金

DENIC が会員に課すドメイン名登録料金は非公開となっている。登録者が DENIC に直接ドメイン名を申請できる DENIC のサービス「DENIC direct」における 1 ドメイン名 あたりの新規登録料は、116 ユーロ。維持料は年間 58 ユーロ(付加価値税 19%込み)。

(13)紛争処理

.de では、ドメイン名に関する紛争は基本的に裁判によって処理されており、DENIC として紛争処理方針や手続きは特に定めていない。しかし、DENIC では、「DISPUTE-entry」というサービスを無料で提供している。DISPUTE-entry では、係属中のドメイン名の移転を制限でき、対象となるドメイン名が判決によってもとの登録者からリリースされた場合に、このサービスに申し込んだ者がそのドメイン名を自動的に登録できる。なお、このサービスは、第三者がドメイン名に対する権利を持つことを証明でき、当該ドメイン名の登録者との交渉や裁判などをこれから行う、もしくはすでに行っている場合に申し込むことができる。

(14)その他

_

² http://www.denic.de/en/domains/statistiken/domainentwicklung/index.html

・2008 年 9 月 23 日より、DENIC は「Domaincheck」という新たな情報提供サービスを 開始した。Domaincheck を用いて、.de および ENUM ドメインの登録状態を確認するこ とができる。DENIC は、Domaincheck が将来 Whois に替わるサービスになると位置づ けている。Domaincheck は、IRIS(Internet Registry Information Service)という標 準に基づいて開発されたもの。Whois との主な違いとして、XML(Extensible Markup Language)を用いた検索であることが挙げられる。

(15)出典

DENIC

http://www.denic.de/en/index.html

2-2-2-8.eu (欧州連合)

登録管理組織: EURid(The European Registry of Internet Domain Names)

(1)登録管理組織の歴史および性質

.eu の登録管理者である EURid は、.be(ベルギー)の登録管理組織 DNS Belguim、.it (イタリア)の登録管理組織 IIT CNR および.se(スウェーデン)の登録管理組織 IIS が 共同で設立した非営利組織で、2003 年 4 月にベルギーで非営利法人として登記された。 2005 年 6 月、EURid は ICANN と契約を締結し、正式に.eu の登録管理者となった。その後、.eu のドメイン名の運用は、EURid のもとで 2005 年 12 月から開始された。

(2)登録管理組織の運営形態

EURid は、創立会員3組織と賛助会員4組織から構成される。理事会は総会で任命された3名以上の理事で構成される。また、EURid の活動に関し、自発的に、または理事会の諮問に応えて助言する戦略委員会が設置されている。戦略委員会は理事および理事会によって任命された委員により構成され、その規模は10名以内と定められている。

(3)会員

a) 創立会員

DNS BE、IIT CNR および IIS。

b) 賛助会員

賛助会員として入会するには、理事会の承認が必要となっている。承認の条件は、インターネットに関わる人々の利益に貢献する、あるいは賛助会員の条件に関心を持つ法人または個人であること。2009年1月時点の賛助会員は、.si(スロベニア)の登録管理組織 Arnes、.cz(チェコ)の登録管理組織 CZ NIC、ISOC-ECC(The European chapter of the Internet Society)、および 33 ヶ国、39 会員で構成する業界団体のBUSINESS EUROPE の 4 組織。

(4)登録管理業務の委任体制

.eu ドメイン名の登録は、レジストラを通じて行われる。EURid は、991 社のレジストラ に登録業務を委任している(2009 年 1 月現在)。

(5)ドメイン名の構成

第 2 レベルへの登録。登録可能な文字列は英数字およびハイフン。登録文字数は、2 文字 以上 63 文字以下。 (6)登録可能ドメイン名数の制限の有無なし。

(7)ローカルプレゼンス要件

- .eu においては、以下の資格のいずれかに該当しなければドメイン名を登録できない。
- a) EC 内に主たる事業所や登記された事務所をもつ企業
- b) EC内に設立され、国内法の適用を阻害することのない組織
- c) EC 内に居住する自然人

(8)個人用ドメイン名

特に個人用に限定したドメイン名カテゴリは設けていない。個人でも.euのドメイン名を登録することができる。

(9)予約ドメイン名

- a) 3、4 文字目にハイフンを含むドメイン名
- b) 地理的/地政学的概念を表す名称(各 EU 加盟国が指定したもの)
- c) 国の名称を表す 2 文字のコード
- d) EU 加盟国、加盟準備国、欧州経済地域に所属する非加盟国の政府機関の利用のために 予約された名称
- e) 欧州委員会の利用のために予約された名称
- f) .eu 登録管理組織の利用のために予約された名称(「eurid.eu」、「registry.eu」、「nic.eu」、「dns.eu」など)

(10)IDN

導入していない。なお、EURid は.euの IDN 導入にあたっては、23 言語ある EU の公用語の全てをサポートすると表明している。IDN 導入に向けた準備のため、2007 年 6 月、IDN の専門知識とともに知的所有権、商標権のバックグラウンドを持つメンバによるIDN 諮問委員会が設立された。2007 年 9 月末、諮問委員会は EURid がどのように IDNを導入するか、いくつかの選択肢を提示し、また、実装されるスクリプトの推奨を行い、作業を終了した。

(11)登録件数

2005年12月7日からサンライズ期間を開始、2006年4月7日より、一般の登録受付を 開始した。2009年1月16日時点の登録件数は3,007,459件。登録者の所在する国ごとの 登録件数(2009年1月16日時点)は以下の通り。

				-	
Aland Island	218	Germany	913238	Martinique	81
Austria	73261	Gibraltar	4532	Netherlands	407690
Belgium	90089	Greece	24367	Poland	172376
Bulgaria	8984	Guadeloupe	170	Portugal	11446
Cyprus	52965	Hungary	28140	Reunion	280
Czech Republic	77828	Ireland	59107	Romania	20045
Denmark	44176	Italy	161842	Slovakia	17637
Estonia	7973	Latvia	7242	Slovenia	6050
Finland	14377	Lithuania	9057	Spain	67937
France	242489	Luxembourg	27037	Sweden	80247
French Guiana	20	Malta	2665	United Kingdom	369192

(「.eu Statistics³」より)

(12)料金

2008 年 2 月 1 日より、EURid がレジストラに課すドメイン名登録料金は、1 ドメイン名 あたりそれまでの年間5ユーロから4ユーロへ引き下げられた。

(13)紛争処理

「.eu Alternative Dispute Resolution Rules」を定めている。紛争処理機関は、チェコ仲 裁裁判所。

(14)その他

- ・2008 年 8 月 12 日、EURid は、レジストラ満足度調査の結果を発表した。結果は以下の 通りである。
 - a) 9 割以上のレジストラが、EURid の電話/電子メールによるサービスに満足または予想 以上に満足。EURid の対応の早さには満足または非常に満足と回答。
 - b) ドメイン名登録システムの機能に関しては、86%が改善点は見当たらないとしている が、ドメイン名の取引と移転に関する手続きおよびシステムの変更箇所のトラッキン グについて改善を求める意見が寄せられた。
- ・2006年4月7日の登録開始以来2年間で、総計280万件、毎日2.500件のeuドメイン 名が登録された。登録が最も多かったのはドイツ、次いでイギリス、オランダ。2007年 登録数が最も伸びたのはポーランド(48.6%)、次いでリトアニア(48.5%)、フィンラン

³ http://www.eurid.eu/en/about/facts-figures/statistics/

ド(39.8%)であった。

- ・2008年2月29日、EURidは、Whoisの個人情報保護の強化を発表した。Whois検索を 行うと、即座に「そのドメイン名が登録可能かどうか」または「登録が許されているか どうか」が表示されるように改善された。
- ・WhoisIreland が Web サイト 1,723,638 件を調査したところ、.eu を使用した Web サイトでアクティブなものは 13.37%のみだった。その他、ブランド名の登録は 7.78%、コンテンツが同じものは 6.02%、リダイレクトされるものは 16.68%、ウェアハウジングは 14.22%、パーキング中のページは 16.79%という結果となり、ccTLD としては大失敗と評された。
- ・2009 年 1 月 14 日の EURid の発表によると、2009 年 1 月 11 日付けで.eu ドメイン名の 登録件数が 300 万件を突破した。

(15)出典

EURid

http://www.eurid.eu/

2-2-2-9.fr (フランス)

登録管理組織: AFNIC (Association Française pour le Nommage Internet en Cooperation)

(1)登録管理組織の歴史および性質

.fr は、1986 年 9 月に IANA データベースに登録され、INRIA (Institut National de Recherche en Informatique et en Automatiqueu) 内の NIC France が登録管理を開始した。1998 年 1 月、INRIA およびフランス政府の共同により非営利法人 AFNIC が設立され、NIC France の業務は AFNIC に引き継がれた。AFNIC は非営利法人で、.fr のほかに.re (レユニオン) など、11 の ccTLD を登録管理している。

(2)登録管理組織の運営形態

AFNIC は、理事会、執行部、総会、レジストラ協議会、ユーザ協議会によって運営されている。理事会は、5名の政府代表、5名の創立会員(INRIA から2名、関係省庁から3名)と、総会で選出される2名のレジストラ会員、2名のユーザ会員および1名の通信会員(Correspondent Member)により構成される。理事の中から選出された議長が執行部の長である事務局長を任命する。理事会または執行部は、レジストラ協議会(全てのレジストラ会員で構成)およびユーザ協議会(全てのユーザ会員で構成)に対し、必要に応じ諮問することができる。

(3)会員

AFNIC の会員には、インターネットに関心があれば誰でもなることができる。なお、ドメイン名登録業務を行うにはレジストラ会員になる必要がある。AFNIC 会員の分類は以下の通り。

a) 創立会員

INRIA、郵便・電気通信省 (Ministere Delegue a la Poste aux Telecommunications et a l'Espace)、経済・財政・産業省 (Ministere de l'Economie, des Finances et de l'Industrie Secretariat d'Etat au Commerce exterieur) および教育・研究・技術省 (Ministere de l'Education nationale, de la Recherche et de la Technologie)

- b) レジストラ会員
 - レジストラ
- c) ユーザ会員 法人(企業、団体)および個人
- d) 通信会員 国外の関係団体など

f) 名誉会員

理事会が決定する個人

(4)登録管理業務の委任体制

.fr のドメイン名登録業務は、AFNIC からレジストラ会員へ委任されている。AFNIC に直接ドメイン名の登録を申し込むことはできない。

(5)ドメイン名の構成

.fr のドメイン名は、第 2 レベルまたは第 3 レベルへ登録される。登録可能な文字列は、 英数字およびハイフン。登録可能な文字数は 255 文字以内で、各レベル 63 文字以内。.fr のドメイン名は、以下の通り分類される。

- a) 第2レベルドメイン名
 - ・.FR:組織および個人
- b) 属性型ドメイン名 (Descriptive Domain Name)
- ・ASSO.FR: INSEE(National Institute of Statistics and Economic Studies)に登録 している団体
- ・COM.FR: 法人または個人
- ・NOM.FR: フランスに居住する個人およびフランス国外に居住するフランス国籍保持者
- ・PRD.FR:研究開発プロジェクト
- ・PRESSE.FR:報道関係の組織
- ·TM.FR:商標保持者
- c) 部門別ドメイン名(それぞれに管轄機関があり、機関ごとの規則に従ってドメイン名 が登録される。ただし、審査は AFNIC が行う)
- ・AEROPORT.FR:空港
- · ASSEDIC.FR: 商工業雇用協会
- · AVOCAT.FR: 弁護士
- · AVOUES.FR: 事務弁護士
- ・CCI.FR: 商工会議所
- · CHAMBAGRI.FR:農業会議所
- · CHIRURGIENS-DENTISTES.FR: 歯科医
- ・EXPERTS-COMPTABLES.FR: 専門家
- ·GEOMETRE-EXPERT.FR:幾何学者
- ・GRETA.FR:国立教育機関
- GOUV.FR: 政府
- ・HUISSIER-JUSTICE.FR: 廷吏

・MEDECIN.FR: 医者

· NOTAIRES.FR: 公証人

• PHARMACIEN.FR: 薬剤師

・PORT.FR:港

· VETERINAIRE.FR: 獣医

(6)登録可能ドメイン名数の制限の有無

なし。

(7)ローカルプレゼンス要件

.fr におけるローカルプレゼンスの条件は以下の通り。

- a).FR (第 2 レベルドメイン名) の場合
 - ・フランスに本拠がある法人は以下のいずれかにより識別可能でなければならない。
 - 商事裁判所レジストリ
 - INPI (National Corporate and Trade Register)
 - INSEE
 - REFASSO (団体の場合)
 - ・個人または法人で知的財産研究所にフランス市場向けの商標を登録している場合は、 ICMARQUES (INPI) データベースで識別可能でなければならない。
 - ・個人の場合、フランス国内に住所を持つ成人でなければならない。
- b) 第3レベルドメイン名の場合
- ・属性ごとに指定されたフランス国内機関での登記または登録の証明書を提出しなければならない。ただし、NOM.FR はフランスに居住している個人のほか、外国に居住しているフランス国籍保持者も登録可能。COM.FR も、フランスに居住する 18 歳以上の個人のほか、外国に居住している 18 歳以上のフランス国籍保持者が登録可能となっている。

(8)個人用ドメイン名

個人専用のドメイン名空間として、NOM.FR を設けている(上記(5)b)参照)。NOM.FR の登録件数は 1,256(2009 年 1 月現在)。なお、COM.FR も 18 歳以上の個人による登録が可能。2006 年からは第 2 レベルドメイン名も個人が登録できるようになっている。

(9)予約ドメイン名

以下のドメイン名は登録することができない。

- a) 1 文字の文字列
- b) アルファベット 2 文字で構成された文字列

- c) ハイフンで始まる、または終わる文字列
- d) 「xn--」で始まる文字列
- e) 侮辱、人種差別、わいせつな用語、犯罪および違反行為に関することを表す単語 また、以下のドメイン名は特定の条件を満たす主体が登録できるよう予約されている。
- f) インターネットの運営に関わる技術的な用語
- g) 規制対象となっている職業名
- h) 国家機能に関連する用語
- i) パリ条約調印国の国名
- i) 国際機関の名称
- k) フランスの都市名など

(10)IDN

導入していない。

(11)登録件数

1,299,421 (2009年1月20日現在)

(12)料金

レジストラが AFNIC に支払うドメイン名登録料金は、レジストラ認定料として年間 1,450 ユーロを AFNIC に支払っている場合で1ドメイン名あたり年間 4.8 ユーロであり、レジストラ認定料として年間 500 ユーロを支払っている場合は 5.8 ユーロである。

(13)紛争処理

「PARL (Les Procedures Alternatives de Resolution des Litiges)」が定められている。 紛争処理は、WIPO および CMAP (Centre de Mediation et d'Arbitrage de Paris) が 行う。なお、個人により登録された.FR (第 2 レベルドメイン名) の紛争処理にあたって は、フランス政府の支援を受け運営されている Internet Rights Forum が、仲裁サービ スを提供している。

(14)その他

- ・2008 年 2 月 5 日の AFNIC の発表によると、2007 年 11 月 27 日より、新規で登録された fr ドメイン名の情報は Whois に即座に反映されるようになった。AFNIC はまた、ネームサーバの更新頻度を週 7 日、1 日 5 回に増やしたことも併せて発表した。
- ・AFNIC では、2000 年から新規登録ドメイン名のリストを登録後 30 日間、AFNIC の Web サイト上に公開していたが、2008 年 2 月 19 日以降は中止した。
- ・AFNIC の諮問委員会は、2008 年 3 月 13、14 日の会合で、レジストラのニーズに応え、

業界の流れにも合わせるため、EPPの導入を決定した。

- ・仏経済産業省は 2008 年 4 月 25 日より、.fr などのレジストリの選定基準に関する意見募集を開始した。レジストリが管理する予定のドメイン名は、.fr (フランス)、.gf (ギアナ)、.gp (グアドループ島)、.mq (マルティニク)、.pm (サンピエール島・ミクロン島)、.re (Reunion Island) .tf (フランス領南方・南極地域)、.wf (ウォリス・フツナ)、.yt (マヨット島)、.bl (サン・バルテルミー島) (*)、.mf (サン・マルタン島) (*1)。なお、.bl および.mf は未委任。
- ・フランス政府が 2008 年 4 月 28 日に開始した.fr、.re、.gp、.mq などの登録管理に関するコメントの募集に対し、AFNIC は 2008 年 7 月 4 日、将来のレジストリ候補として、現状分析で出された要素から 10 年間の実績報告を強調する内容のコメントを提出した。
- ・2009年3月30日より、AFNICは.frの登録規則・手続を簡素化することを発表した。変更点は以下。
 - a) EPP プロトコルを使用した新しい登録用インターフェースを実装し、レジストラとの手続きを標準化した。
 - b) 請戻猶予期間 (Grace Period) を7日間から30日間へ延長。
 - c) ドメイン名の指定事業者変更・移転時の規則。
 - d) 登録者の識別 (holder identification)。 ドメイン名登録者へ個別認可コード (unique authorization code) を付与。
 - e) 「登録」の定義の変更。ドメイン名を有効にするには、従来 Whois での公開に付随して DNS 設定が必須だったが、Whois での公開までを登録とし、DNS 設定は任意となる。
 - f) 以下の属性型ドメイン名の新規登録中止(登録済みのドメイン名は継続可能)。 NOM.FR、NOM.RE、PRD.FR、PRESSE.FR
 - g) 以下の属性型ドメイン名は、認定された組織のみ登録可能とする。 AGGLO-NOM.FR、CC-NOM.FR、VILLE-NOM.FR、MAIRIE-NOM.FR、 CG-NOM.FR、CR-NOM.FR

(15)出典

AFNIC

http://www.afnic.fr/index

INRIA - History

http://www.inria.fr/inria/historique.en.html

2-2-2-10.hk (香港)

登録管理組織: HKIRC (Hong Kong Domain Name Registration Company Limited)

(1)登録管理組織の歴史および性質

.hk が最初に IANA データベースに登録されたのは、1990 年 1 月であった。.hk におけるドメイン名の登録管理は、1992 年から HKNIC (Hong Kong Network Information Centre) により行われていた。HKNIC を運営していたのは、香港大学、香港中文大学、香港理工大学を含む 8 校の公立大学の情報処理センターで構成された JUCC (Joint Universities Computer Center) という、大学間の調整を行う組織であった。JUCC はその後 HKDNR (Hong Kong Domain Name Registration Company Ltd.) を設立し、HKNIC の.hk 登録管理業務を移管した。HKDNR は 2001 年 6 月 1 日から登録管理業務を開始したが、2001 年 12 月に HKIRC (Hong Kong Internet Registration Corporation Ltd.) が設立されたことにともなって HKIRC の非営利子会社となった。以来、ドメイン名の登録管理に関する責任は HKIRC が、そしてレジストリとしての実務は HKDNR が担っている。なお、HKIRC は、中華人民共和国香港特別行政区(以下「香港特別行政区」)のエンドースを受けている。

(2)登録管理組織の運営形態

HKIRC の方針は理事会で決定され、その方針に従って Chief Executive Officer 配下の執行部が HKIRC を運営している。HKIRC の理事会は 2008 年 12 月末に刷新され、議長を含み 4 名以上 8 名以下と定められた。理事は、HKIRC 会員 3 分類(Demand Class、Supply Class、香港特別行政区政府)の代表として、HKIRC の年次総会において毎年選挙で決められる。また、名誉顧問が理事会に助言する。さらに、理事会は、監査委員会、執行委員会などの委員会を設置している。全ての委員会の議長および委員は理事が務める。

(3)会員

HKIRC の会員は.hk のドメイン名を最低 1 つ登録していなければならない。会員は、 Demand Class、Supply Class、香港特別行政区政府に分類される。

(4)登録管理業務の委任体制

.hk のドメイン名の登録は、88 の香港内外の service partner (代行業者) を通じて行うことができる (2009 年 3 月 9 日現在)。また、HKDNR に直接ドメイン名の登録を申し込むことも可能。

(5)ドメイン名の構成

第2、第3レベルへの登録。登録可能な文字は英数字およびハイフン。また、中国語文字によるドメイン名も登録可能。登録文字数は全体で63文字以内。以下の通り分類される。

- a) 第 2 レベルドメイン名 (ASCII)
- ・.HK: 香港内外の個人および団体
- b) 第2レベルドメイン名(中国語文字)
- ・.HK: 香港内外の個人および団体
- c) 組織種別ドメイン名
- ・COM.HK/公司.HK:有効な企業登録(HKSAR)をしている企業
- ·ORG.HK/組織.HK:非営利組織
- ・NET.HK/網絡.HK: PNET ライセンスを持つネットワーク関連事業者
- ·GOV.HK/政府.HK:香港特別行政区
- ・EDU.HK/教育.HK:教育機関
- ・IDV.HK/個人.HK: 香港住民(11歳以上のHKIDカード保持者)

(6)登録可能ドメイン名数の制限の有無なし。

(7)ローカルプレゼンス要件

.HK(第2レベル登録)では、ローカルプレゼンスは不要。その他のドメイン名の登録には香港の公的機関での登記や登録が必要。IDV.HK/個人.HK 申請者は香港特別行政区の住民でなければならない。

(8)個人用ドメイン名

IDV.HK を設けている。申請者は香港特別行政区の住民であることを証明する HKID カードまたは同等の書類を提出しなければならない。また、個人でも第 2 レベルにドメイン名を登録することができる。IDV.HK および.HK で登録できるドメイン名は、HKIDカードに記載された申請者の氏名と同一の文字列(フルネーム)に限られる。

(9)予約ドメイン名

以下のドメイン名は登録することができない。

ASCII ドメイン名:

- a) 1 文字の文字列
- b) gTLD のトップレベルのラベル
- c) ISO 3166 に定める 2 文字の国別コード

- d) スポンサ付きドメイン名の文字列
- e) 技術用語
- f) 香港で一般的な中国語の名字 (idv.hk および Second-level.hk のみ)
- g) その他

中文ドメイン名:

- h) Sponsored TLD や gTLD のトップレベルラベルを中国語訳した文字列
- i) 中国文字を使用している国または地域の名称
- j) 一般的な技術用語、関連国際組織名
- k) 香港における「大學」、「中學」などの学校の分類およびレベル
- 1) その他

ASCII および中文ドメイン名に共通:

m) 予約ドメイン名リストに掲載された文字列

また、以下の文字列の登録には制限がある。申請者はそれらの文字列との関連性を示す証拠の提出や許可、または、ガイドラインへの適合が必要となる。

- n) 「government」または「政府」
- o) 「bank」または「銀行」
- p) 「insurance」、「assurance」または「保険」

(10)IDN

2007年3月8日から先願による中国語文字によるドメイン名の登録が行われている。登録できるドメイン名は、1文字以上の中国語文字を含み、.hk を除いた文字数が15以下のもの。登録件数は7,919 (2009年1月31日時点)。

(11)登録件数

173,751 (2009年1月1日現在)。内訳は以下の通り。

ASCII DN		Chinese DN	
.com.hk	92,227	.公司.hk	2,646
.edu.hk	2,091	.教育.hk	75
.gov.hk	392	.政府.hk	114
.idv.hk	1,993	.個人.hk	176
.net.hk	205	.網絡.hk	76
.org.hk	3,841	.組織.hk	283
.hk	69,632	.hk	7,919

(「Statistics of Active '.hk' Domain Names⁴」より)

(12)料金

料金は登録者が HKDNR に直接支払う。料金表は以下の通り (単位は香港ドル)。

Contract Period	Per Domain Name (HK\$) (.hk)	Per Domain Name (HK\$) (.idv.hk/ .個人.hk)	Per Domain Name (HK\$) (.com.hk/.公司.hk .org.hk/.組織.hk .net.hk/.網絡.hk .gov.hk/.政府.hk .edu.hk/.教育.hk)
Registration Fee: - for 1-year contract - for 2-year contract - for 3-year contract - for 5-year contract	\$250 \$500 \$625 \$1,000	\$150 \$280 \$380 \$550	\$200 \$400 \$500 \$800
Type of Application	Per Application (HK\$)	Per Application (HK\$)	Per Application (HK\$)
Registration of New Domain Name / Renewal of Existing Domain Name	Based on the Contract Period selected	Based on the Contract Period selected	Based on the Contract Period selected
Transfer of Domain Name	\$500 + Annual Fee	\$500 + Annual Fee	\$500 + Annual Fee
Modification of Name Server	No charge	\$0	\$200 (For domain names registered under the old agreement (HKNIC Registration Agreement Version 1.x or 2.xx))
Late Charge	\$200 (Within 14 days after domain name's suspension)	\$100 (Within 14 days after domain name's suspension)	\$200 (Within 14 days after domain name's suspension)
Other Special Services	on request	on request	on request

(「Rules for .hk Domain and Sub-domains Version 5.0, 16.4 Fee Schedule⁵」より)

(13)紛争処理

以下のそれぞれについて、HKDNR が紛争処理ポリシーを定めている。また、認定紛争 処理機関は、HKIAC (Hong Kong International Arbitration Centre)。

- a) IDV.HK および個人.HK を除く全てのドメイン名
- ・「Domain Name Dispute Resolution Policy」が適用される。
- b) IDV.HK および個人.HK

⁴ https://www2.hkdnr.hk/aboutHK/statistics.jsp

⁵ https://www.hkdnr.hk/register/rules.jsp

・「Domain Name Dispute Resolution Policy - .idv.hk and .個人.hk Domain Name」が 適用される。

(14)その他

- ・2008 年 3 月、HKDNR が発行した「Domain Name Spamvertising & Phishing Report 2007」(「ドメイン名におけるスパム広告およびフィッシング 2007 年調査」)によると、 2007 年 1 月~7 月の期間に 1 日あたり 59 例あったスパム広告およびフィッシングが、 同年 8 月~12 月の期間には 8 例にまで減少した。
- ・2008 年 12 月、.hk を管理する HKIRC の理事会が刷新され、理事の人数が 13 名から 8 名に減少した。また、香港特別行政区政府が、この 8 名のうち 4 名を任命し、加えて議長の選出においては投票権を持つことになった。

(15)出典

HKDNR & HKIRC

https://www.hkdnr.hk/

2-2-2-11.kr (韓国)

登録管理組織: NIDA (National Internet Development Agency of Korea)

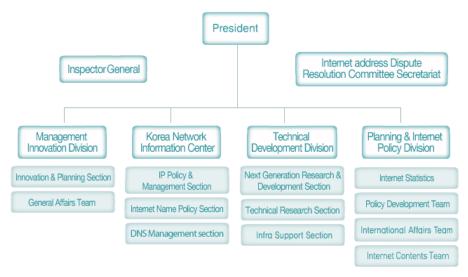
(1)登録管理組織の歴史および性質

.kr が IANA から韓国に割り当てられたのは、1986 年であった。それ以来、.kr は NCA (National Computerization Agency:韓国電算院)内の KRNIC (Korea Network Information Center)により管理されていた。KRNICは、1999年6月に MIC (Ministry of Information and Commerce:情報通信部)の認可を受けて非営利の財団法人となった。2004年1月には韓国でインターネットアドレス資源に関する法律が制定されたことにともない、KRNICの事業は、同法に基づき 2004年7月に設置された NIDA (National Internet Development Agency of Korea) に引き継がれた。

(2)登録管理組織の運営形態

NIDA には、ドメイン名登録管理の方針を策定する IAPC (Internet Address Policy Committee) およびドメイン名紛争を処理する IADRC (Internet Address Dispute Resolution Committee) という 2 つの専門家委員会が設置されている。2008 年 2 月に MIC は KCC (Korea Communications Commission:放送通信委員会)に再編され、NIDA の理事長と理事会は KCC によって任命されることになった。また、NIDA の定款、ドメイン名の登録料金を承認するのは KCC である。

NIDA の組織構造は以下の通り。



(「NIDA Organization⁶」より)

_

⁶ http://www.nida.or.kr/english/aboutnida/organ.jsp?gubun=4&menu=4

(3)会員

なし。NIDA は会員によって統治される組織ではない(ただし、NIDA の IP アドレスの割り振り事業において、割り振り先の国内 ISP を「Member ISP」と呼ぶことがある)。

(4)登録管理業務の委任体制

NIDA は、登録業務を担うレジストラを認定し、業務を委任している。レジストラは 29 社 (2009 年 1 月現在)。

(5)ドメイン名の構成

第 2 レベル、第 3 レベルへの登録。登録可能な文字列は英数字、ハイフン。第 2 レベル の場合ハングル文字での登録も可能。登録文字数は 2 文字以上 17 文字以下。以下の通り 分類される。

- a) 第2レベルドメイン名 (ASCII)
- · .KR
- b) 第2レベルドメイン名 (ハングル文字)
- · .KR
- c) 属性別ドメイン名
- · CO.KR:企業、営利組織
- · GO.KR: 政府組織
- ・MIL.KR:韓国軍
- ・NE.KR:ネットワーク業者
- OR.KR: 非営利組織/グループ
- ・PE.KR:個人
- RE.KR:研究機関
- d) 教育機関用ドメイン名
- · ES.KR、HS.KR、KG.KR、MS.KR、SC.KR、AC.KR
- e) 16 の地域ドメイン名
- ・<地域名>.KR (例:京畿道:gyeonggi.kr)
- (6)登録可能ドメイン名数の制限の有無なし。
- (7)ローカルプレゼンス要件

全てのドメイン名の登録にローカルプレゼンスが必要。

(8)個人用ドメイン名

個人用ドメイン名として PE.KR を設けている。PE.KR の登録件数は 50,971 (2008 年 12 月現在)。また、.KR (第 2 レベル)、CO.KR、OR.KR、NE.KR、RE.KR および地域型 (全 16 地域) でも、個人の登録が可能となっている。

(9)予約ドメイン名

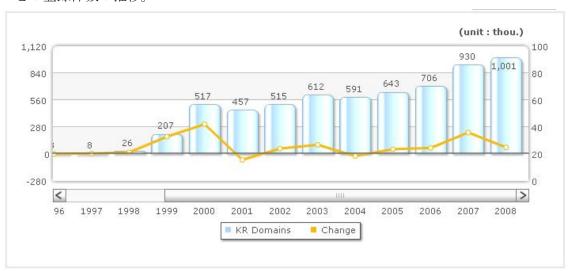
予約ドメイン名は、以下の Web サイト(韓国語版のみ)上で公開されている。 http://domain.nida.or.kr/

(10)IDN

2003 年 8 月より第 2 レベルへのハングル文字ドメイン名の登録を開始した。登録件数累計は 137,717 (2008 年 12 月現在)。

(11)登録件数

1,001,206 (2008 年 12 月現在)。以下は 1997 年 12 月末から 2008 年 12 月末までの年ご との登録件数の推移。



(「Internet Infrastructure Statistics⁷」より)

(12)料金

レジストラが NIDA に支払う登録料は、1 ドメイン名あたり年間 9,500 ウォン(税別)。ただし、個人用ドメイン名である PE.KR は、年間 7,000 ウォン(税別)。

207

⁷ http://isis.nida.or.kr/eng/sub01/?pageId=010100

(13)紛争処理

ドメイン名と商標に関する紛争を処理する枠組みとして、「Internet Address Dispute Resolution Policy」を定めている。これに基づき、NIDA の専門家委員会 Internet Address Dispute Resolution Committee が判断している。

(14)その他

・2008 年 12 月 22 日、.kr が登録申請受付後 15 年で 100 万件を突破したことが聯合ニュース (韓国) で報じられた。同月 20 日現在では 100 万 2,429 件の登録となり、昨年末の、93 万 485 件から 7 万 1,000 件 (7.7%) 余り増加した。同年 11 月末現在の内訳では、CO.KR が 53 万 9,290 件と最多で、.KR (第 2 レベルドメイン名) は 20 万 5,282 件、ハングル.KR が 13 万 9,932 件で後に続いた。

(15)出典

NIDA

http://www.nic.or.kr/index.jsp

2-2-2-12.nl (オランダ)

登録管理組織: SIDN (Stichting Internet Domeinregistratie Nederland: Foundation Internet Domain Registration in the Netherlands)

(1)登録管理組織の歴史および性質

nl は、1986 年に CWI(Centrum voor Wiskunde en Informatica: Centre for Mathematics and Information Technology)に委任された。その後、CWI を運営する Piet Berrtema 氏が 1996 年 1 月 31 日に SURFnet、NLnet と共に財団法人(foundation) SIDN を設立し、登録管理業務を SIDN に移管した。

(2)登録管理組織の運営形態

SIDN の方針は理事会 (Management Board) で決定される。また、理事会を監視する 組織として、監督委員会 (Supervisory Board) が設置されている。

かつて監督委員会に助言を与える組織として CoP (Council of Participants) が設置されていた。しかし、2006年の春に CoP が解体され、現在はレジストラの意見を聴取しつつ別の仕組みを検討している。新たな仕組みが確立するまでの間、ドメイン名および SIDNが定める規則にかかわる重要な問題については、逐次協議の場を設けて検討している。

(3)会員

かつては、SIDN の会員は、カテゴリ 1 とカテゴリ 2 に分類されていたが、現在は新たな枠組みを検討中である。 (2009 年 2 月現在)

(4)登録管理業務の委任体制

レジストラに登録業務を委任している。レジストラ数は 2,088 (2009 年 3 月現在)。

(5)ドメイン名の構成

第2、第3レベルへの登録。英数字およびハイフンを使用できる。登録文字数は2文字以上63文字以下。ドメイン名ラベルの先頭、末尾およびハイフンとハイフンの間にハイフンは使用できない。

(6)登録可能ドメイン名数の制限の有無

なし。

(7)ローカルプレゼンス要件

なし。ただし、登録者がオランダ以外に拠点を置いている場合は、オランダ国内の住所を

連絡先として指定しなければならない。

(8)個人用ドメイン名

2000 年 11 月 15 日より、第 3 レベルに登録する形の個人用ドメイン名が導入された。しかし、2003 年に個人でも企業と同様に第 2 レベルに登録できるように規則が改訂されて以来、第 3 レベルの個人用ドメイン名のニーズが低下した。そのため、2005 年 11 月 1 日、個人用ドメイン名の新規登録は中止された。

(9)予約ドメイン名

以下のドメイン名は登録できない。

[ftp.nl], [mail.nl], [nl.nl], [www.nl]

(10)IDN

導入していない。

(11)登録件数

3,189,785件(2008年12月現在)。

(12)料金

SIDN が規定するドメイン名の新規登録にかかる卸料金は1ドメイン名あたり0.51ユーロ。

(13)紛争処理

2008 年 2 月 28 日から新しい紛争処理ポリシーが実施された。商標権侵害などの紛争処理に関しては、「Dispute Resolution Regulations for .nl Domain Names」を定めている。 紛争処理機関は、WIPO Arbitration and Mediation Center。

(14)その他

- ・2008 年 3 月、.nl の数字ドメイン名のランドラッシュが混乱した。登録受付開始と同時に申請のための 1 万件を超す電子メールがシステムに障害を起こしたため。後に大量の電子メールはオランダの企業によるドメイン名ハイジャックを目的とした大量登録だったことが判明した。対象となったドメイン名は SIDN に返還された。
- ・2008年4月、大量申請のために登録者が決まらなかった数字ドメイン名は、アンケート調査の結果、登録者をくじ引きで決定することになった。
- ・2008 年 8 月 30 日より、SIDN はキャンセル後の nl ドメイン名に対し 40 日間の請戻猶予期間を開始し、元の登録者のみが同じドメイン名の再登録を行える期間を設けた。

- ・SIDN は、2008 年 6 月 26 日、その前日に多くの「co.nl」のサブドメイン名登録者から 同ドメイン名に関する問い合わせを受けたため、このサブドメイン名が SIDN で登録され たドメイン名とならない点を強調する発表を行った。.nl のサブドメインの登録は誰でも 可能なため、それがレジストラであれば独自に登録したサブドメインを使用したドメイン 名を使用した場合、そのドメイン名は「.nl」で終了していても、レジストラが管轄する 登録管理となる。
- ・2008 年 7 月 11 日、.nl の登録数が累計 300 万件を突破した。同時に SIDN は、nl ドメイン名について以下の発表を行った。
 - a) 平均文字数は 16 (世界の平均は 13)。
 - b) 登録数が最も多いのはアムステルダムだが、大学があるフローニンゲン、 エンスペーデ、ナイメーペン、アイントホーフェンでの登録も多い。
 - c) 登録者の 66%がドメイン名を個人用電子メールに使用。
 - d) 最初の.nl は 1986 年 5 月 1 日に登録された cwi.nl で、現在も使われている。
 - e) 毎日約1,700件の登録申請がある。(削除数の加算前)
 - f) 最も高値をつけたのは「vakantie.nl」。2007年に250万ユーロで取引された。「vakantie」はオランダ語で休暇を意味する。
 - g) 2007 年、オークションでの平均売買価格は 1,000 ユーロから 1,500 ユーロへと 50%上 昇した。
 - h).nl はオランダ国内のドメイン名の 70%を占める。.com(14%)、.eu(9%)が続く。
 - i) 2007年1月1日時点の個人による登録は、nl ドメイン名全体の29%だったが、2008年1月1日には33%と増加。

(15)出典

SIDN

http://www.sidn.nl/ace.php/c,728,122,,,,Home.html

2-2-2-13.no (ノルウェー)

登録管理組織: UNINETT Norid A/S

(1) 登録管理組織の歴史および性質

1973 年、ノルウェーの Royal Radar Establishment(王立レーダー施設)が、米国の ARPANET と国際接続され、GUI 型の OS 研究が始められた。その後、拡大した Internet との接続も開始され、1987 年、IANA との合意のもと、UNINETT が.no のレジストリ として登録管理業務を遂行した。しかし、その後に、RFC1591 に基づいて.no 運用の事 実上の根拠が定まったことから、2003 年 7 月、非営利組織 Norid が設立され、レジストリ業務が引き継がれた。

(2)登録管理組織の運営形態

.no の登録管理においては、Norid がレジストリを運用し、NPTA(Norwegian Post and Telecommunications Authority)とドメイン名紛争処理団体がレジストリの監督機能を果たしている。 .no のドメイン名に関する各種規則は、ノルウェー運輸通信省がインターネットコミュニティのハイレベルな枠組みを決定し、ノルウェー国会がその承認を行い、監督するという形式をとっている。さらに、ドメイン名ポリシーの策定は、コミュニティを代表してレジストリが行う。

(3)会員

なし。

(4)登録管理業務の委任体制

上記(2)で示した体制のもと、.no のレジストリ業務は Norid が行っている。ドメイン名の登録および関連する取次ぎ業務は、Norid が認定したレジストラが行う。また、レジストラは登録者に対し、ドメイン名登録に関する権利や義務の情報を伝える責任を持つ。Norid の認定を受けたレジストラは約 400。(2009 年 3 月 4 日現在)。

(5)ドメイン名の構成

第 3 レベルへの登録。登録可能な文字は英数字、現地文字およびハイフン。登録可能な文字数は 2 文字以上 63 文字以内。以下の通り分類される。

a) Norid が管理する第 2 レベルドメイン

Norid は、人口 5,000 人以上の地方自治体の第 2 レベルドメイン名を管理しているほか、属性により分類されるドメイン名も管理している。以下は共通の機能を持つ登録者をグループ化するために使用される第 2 レベルドメイン名である。これらのドメイ

ン名には、補足の登録規則が課せられる。

・FHS.NO: 国内の公式でない教育を提供する大学

・VGS.NO: 国内の高等学校

・GS.[FYLKE].NO: 国内の小中学校

· FYLKESBIBL.NO: 郡立図書館

・FOLKEBIBLE.NO:地方自治体の公立図書館

・MUSEUM.NO: 国内の博物館や美術館

・IDRETT.NO: 国内のスポーツ団体

・PRIV.NO: 国内の個人

b) Norid が管理していない第2レベルドメイン

・MIL.NO: ノルウェー国軍組織

・STAT.NO/DEP.NO: ノルウェー政府組織

・KOMMUNE.NO: ノルウェーの市政機関

・HERAD.NO: ノルウェーの地方自治体

(6)登録可能ドメイン名数の制限の有無

登録者1あたり登録できるドメイン名は20個までとされている。

(7)ローカルプレゼンス要件

登録者はノルウェー国内に所在していなければならない。

(8)個人用ドメイン名

個人による no ドメイン名の登録は不可。しかし、PRIV.NO は個人でも登録可能。

(9)予約ドメイン名

技術的理由により登録できないとされる「ftp」、「localhost」、「whois」、「www」のほか、公共の目的で使用される地理的名称などが予約されている。以下は予約ドメイン名のリスト。

Domain name policy for .no

Appendix A: Reserved and prohibited domain names under domains managed by Norid

http://www.norid.no/regelverk/vedlegg-a.en.html

(10)IDN

通常のアルファベットに加え、ノルウェー語で使用される23個の文字が登録可能。

(11)登録件数

421,341 (2009年3月現在)

(12)料金

Norid がレジストラに請求する登録料は、50 ノルウェー・クローネ。年間の更新料も同額。

(13)紛争処理

Norid は、ドメイン名登録申請前、申請者にドメイン名登録に関して他社の権利を侵害しないことを確認する宣誓書に署名させる。登録後にドメイン名紛争が生じた場合は、紛争処理機関または裁判により解決される。Norid は、これらの機関へ仲介する役割を果たす。紛争処理機関では、2003 年 10 月 1 日以降に初めて登録または新たな登録者に移転されたドメイン名の紛争が処理される。

(14)その他

・2008 年 9 月 23 日、.no におけるドメイン名の登録件数が 40 万件を突破した。過去 10 年で 10 倍の成長を記録し、この傾向は続く模様。この割合で増加が進んだ場合、新規登録数は 3、4 年の間に倍増する見込み。ノルウェーの企業は、トップレベルドメインの中でも.no を好む傾向があり、毎年 95%もの no ドメイン名が更新されている。また、米国の McAfee 社の調査では、.no が世界で最も安全なトップレベルドメインであると評価された。

(15)出典

Norid

http://www.norid.no/

2-2-2-14.nz (ニュージーランド)

登録管理組織: InternetNZ

(1)登録管理組織の歴史および性質

1989 年、ニュージーランド国内の複数の大学が提携し、教育および研究を目的としたインターネット基盤として、TUIA Net(1992 年に TUIA Society へ改名)を立ち上げた。 1994 年 11 月、TUIA Society は、インターネットの商用化に対応するため、新たな公益 団体を設置してインターネット基盤の開発を行なうことを決定した。そして、1995 年 11 月、Internet Society of New Zealand(現在の InternetNZ)が設立された。

(2)登録管理組織の運営形態

.nz の登録管理においては、InternetNZ が最終責任を負っている。nz ドメイン名に関する各種規則は、InternetNZ 内の専門委員会である NZOC(.nz Oversight Committee)が決定する。さらに、NZOC の監督のもと、DNC(Domain Name Commission Ltd.)が、規則を実施し、レジストリの業務遂行管理、レジストラの認定、監督および認定取り消しを行なっている。また、InternetNZ の 100%子会社である NZRS(New Zealand Domain Name Registry Limited)が、InternetNZ との契約に基づき、レジストリ業務を遂行している。

(3)会員

InternetNZ には、以下の会員資格がある。

- a) Individual Membership(年会費税込 21 ニュージーランドドル)
- b) Professional Individual (年会費税別 50 ニュージーランドドル)
- c) Small Organisation(年会費税別 100 ニュージーランドドル)
- d) Large Organisation(年会費税別 500 ニュージーランドドル)

会員は、InternetNZ の年次総会において、InternetNZ の事業計画を立案する評議会の 委員候補者を指名したり、自ら委員として立候補したりすることができる。また、会員 は、年次総会で投票権を持つ。

(4)登録管理業務の委任体制

上記(2)で示した体制のもと、.nz におけるレジストリ業務は NZRS が行っている。.nz のドメイン名登録および関連する手続きは、DNC が認定したレジストラがレジストリに取り次ぐ。DNC の認定を受けたレジストラは 70 組織。そのほか、DNC を含む 5 組織が特定のドメイン名または顧客のみ取り扱うレジストラ (Closed Registrar) として機能している (2008 年 11 月 19 日現在)。

(5)ドメイン名の構成

第3レベルへの登録。登録可能な文字は英数字およびハイフン。以下の通り分類される。

a) 管理第 2 レベルドメイン (Moderated 2LD)

以下はドメイン名登録の審査や調整を行なう主体が定められている第 2 レベルドメイン名である。

- ・BANK.NZ: Reserve Bank of New Zealand に登録された銀行
- ・CRI.NZ: Crown Research Institutes に含まれる研究所
- · GOVT.NZ: 政府機関
- ・IWI.NZ: 伝統的なマオリの部族またはその亜族による法人
- ・MIL.NZ:軍
- PARLIAMENT.NZ: 議会

*Crown Research Institutes

ニュージーランド政府による科学関連政策の改革にともない、1992年に政府機関から独立した各研究所

- b) 非管理第 2 レベルドメイン (Unmoderated 2LD)
- ・AC.NZ: 高等教育機関および関連組織
- ・CO.NZ: 商業活動に携わる組織、企業
- ・GEN.NZ:個人または他のいずれの分類にも該当しない組織
- ・GEEK.NZ:コンピュータの専門家
- ・MAORI.NZ:マオリ人、マオリ人のグループおよび組織
- ・NET.NZ:ニュージーランドのインターネットサービスプロバイダ
- ·ORG.NZ: 非営利団体
- ・SCHOOL.NZ:小学校、中学校、就学前教育機関及び関連組織
- (6)登録可能ドメイン名数の制限の有無

なし

(7)ローカルプレゼンス要件

なし

(8)個人用ドメイン名

GEEK.NZ、GEN.NZ、MAORI.NZ は個人でも登録可能。なお、個人は 19 歳以上でなければ nz ドメイン名を登録できない。

(9)予約ドメイン名

なし

(10)IDN

なし

(11)登録件数

348,571 (2008年12月現在)

(12)料金

1カ月あたり 1.50 ニュージーランドドル (税込 1.69 ニュージーランドドル)。

(13)紛争処理

DNC が「DRS (Dispute Resolution Service) Policies and Procedures」を定め、仲裁人による仲裁および専門家の判定などの方法による紛争処理サービスを運営している。

(14)その他

- ・2008 年 5 月、ニュージーランド保健省が、医療機関などを対象とする HEALTH.NZ 創設の申請を DNC に提出した。同年 5 月から 7 月にかけて、DNC はこの申請書を公開し、意見募集を実施した。 2009 年 2 月現在、HEALTH.NZ の創設は決定していない。
- ・2008 年 7 月、DNC がレジストラ認定ポリシーの改定案を公開、意見募集を行なった。 改定の主旨は、レジストラ認定にあたって 12 ヶ月程度リセラとしての経験を有すること を条件に追加すること、必要に応じ認定に先立ち現地視察できる条件を追加することで あった。2009 年 2 月現在、この改定は決定していない。

(15)出典

• InternetNZ

http://www.internetnz.net.nz/

- DNC (Domain Name Commission Ltd.)
 http://www.dnc.org.nz/
- NZRS (New Zealand Registry Services) www.nzrs.net.nz/

2-2-2-15.sg (シンガポール)

登録管理組織: SGNIC (Singapore Network Information Centre)

(1)登録管理組織の歴史および性質

sg のドメイン名は、シンガポール国立大学内の研究ネットワーク TechNet によって登録管理されていた。1995 年 10 月、sg の登録管理と、地元の ISP および規制当局がシンガポールにおけるインターネットサービスの運営に関する議論の促進を目的として SGNIC が設立され、TechNet の登録管理業務は SGNIC に引き継がれた。なお、1997 年 7 月までは、SGNIC の業務は政府の公的機関である IDA (Infocomm Development Authority of Singapore) の NMI (New Media and Internet Cluster) が運営していた。そして、1997年 7 月、SGNIC は SGNIC Private Limited として法人登記した。

(2)登録管理組織の運営形態

SGNIC は、方針決定を行う理事会、専門分野について理事会に助言を行う DNRS Committee (Domain Name Registration Service Committee) と DNST Committee (Domain Name System Technical Committee) および日々のレジストリ業務を遂行する事務局で構成される。

(3)会員

なし。

(4)登録管理業務の委任体制

11 社のレジストラに登録業務を委任している(2009年2月現在)。

(5)ドメイン名の構成

第 2 レベル、第 3 レベルへの登録。登録可能な文字列は英数字およびハイフン。登録可能な文字の数は、1 文字以上 63 文字以下。.sg のドメイン名は、以下のように分類される。

- a) 第2レベルドメイン名
- ・.SG:個人、法人、組織。外国籍の個人、法人、組織はシンガポール国内に所在する代理人を管理連絡先として指定すれば登録が可能
- b) 第3レベルドメイン名
- ・COM.SG: ACRA (Accounting and Corporate Regulatory Authority)、または IE Singapore (International Enterprise Singapore) へ登録している、または登録予定の企業。GOV.SG 下に登録している政府機関は、GOV.SG ドメイン名と同じ文字列をCOM.SG 下で登録可能。

外国企業は、シンガポール国内の登録企業を管理連絡先として指定すれば登録可能。

- ・NET.SG:シンガポールの情報通信事業者およびネットワークプロバイダ。GOV.SG下 に登録している政府機関は、GOV.SGドメイン名と同じ文字列を NET.SG下で登録で きる。
- ・ORG.SG:協会登録局(Registry of Societies) に登録している、または登録予定の組織。GOV.SG 下に登録している政府機関は、GOV.SG ドメイン名と同じ文字列をORG.SG下で登録できる。
- ・EDU.SG: MOE (Ministry of Education, Singapore) に登録されている教育機関。 GOV.SG下に登録している政府機関は、GOV.SGドメイン名と同じ文字列を EDU.SG 下で登録できる。
- ・GOV.SG:シンガポール政府
- ・PER.SG:シンガポール国民およびシンガポールでの永住権を保持する個人
- (6)登録可能ドメイン名数の制限の有無なし。

(7)ローカルプレゼンス要件

.SG(第2レベルドメイン名)は、シンガポール国内に所在する代理人を管理連絡先として指定すれば、また、COM.SG は、シンガポール国内の登録企業を管理連絡先として指定すれば登録可能。その他のドメイン名の登録者はシンガポール国内に所在し、シンガポールの公的機関に何らかの登録を行っている者でなければならない。

(8)個人用ドメイン名

シンガポール国民およびシンガポールでの永住権を保持する個人のためのドメイン名として、PER.SG が設けられている。登録件数は 709 (2009 年 1 月末現在)。

(9)予約ドメイン名

.sgでは、以下のドメイン名の登録を禁止している。

- a) シンガポール国名および政府に関連する文字列 (「Singapore」、「President」など)
- b) 「SGNIC」、「NIC」およびこれらを変化させた文字列
- c) わいせつ、中傷、および法律または道徳に反する文字列
- d) 地理的名称、国名(「Malaysia」、「Japan」など)
- e) gTLD の TLD ラベル
- f) \[\left[www \right], \[\left[https \right], \[\left[https \right], \[\left[http-www \right] \]
- g) 他の空間で登録済みの文字列と同一かまたは類似しており、SGNIC が望ましくないと 判断する文字列

- h) その他 SGNIC が不適切と判断する文字列
- i) ISO 3166 リストに掲載された 2 文字の国コード
- j) PER.SG については、上記に加えてさらに「RPPG (Registration Policies、Procedures and Guidelines)」の Annex1「Reserved Names of PER.SG Domain」に列挙された文字列。

なお、2007 年 4 月 18 日から 5 月 16 日の間に限り、.SG、ORG.SG、NET.SG、EDU.SG、GOV.SG、PER.SG において、それまで登録できなかった文字列「Temasek」の登録申請を受け付けた。

(10)IDN

導入していない。IDN の登録実験が2005年7月4日から2006年1月3日まで実施され、専用のIDN.SG 空間において中国語とタミル語のドメイン名が試験的に登録されたが、実験期間終了後は、全て消去された。その後、SGNIC はIDN の需要の程度などを勘案し、必要に応じてIDN を実装するとしていたが、現在のところ実装の是非の判断は行われていない。

(11)登録件数

115,039。内訳は、COM.SG: 63,162、EDU.SG: 603、GOV.SG: 482、NET.SG: 203、ORG.SG: 2,387、PER.SG: 709、.SG: 47,493(2009年1月1日現在)。

(12)料金

.SG、COM.SG、NET.SG、ORG.SG、EDU.SG、GOV.SG のレジストラ向け登録料金は、1 ドメイン名あたり年間 30 シンガポールドル。PER.SG は、1 ドメイン名あたり年間 15 シンガポールドル。

(13)紛争処理

「SDRP (Singapore Domain Name Dispute Resolution Policy)」が SGNIC により定められている。紛争処理の実務は、SMC (Singapore Mediation Centre) および SIAC (Singapore International Arbitration Centre) が共同で運営する紛争処理事務局が行っている。紛争処理事務局はパネルを任命し、パネルが裁定を下す。

(14)その他

・SGNIC は、2007 年 12 月 28 日~2010 年 12 月の間、sg ドメイン名の初年度登録料値下 げキャンペーンを実施している。このキャンペーンでは、シンガポールの会計・企業規 制局(ACRA: Accounting and Corporate Regulatory Authority)に登録する、ドメイン 名を持たない企業が ACRA の BizFile を利用して企業名を登録する際、ドメイン名の初年度登録料金が 30 シンガポールドル (約 2,294 円) となり、さらに COM.SG および.SG (第 2 レベルドメイン名) のドメイン名も同時に予約できる。予約は、3 カ月間のみ有効となり、この間に参加のレジストラにてドメイン名の登録手続きをする必要がある。

- ・2008年3月27日、SGNICは先願で数字ドメイン名の一般登録を開始した。登録は、.sg の全カテゴリのドメイン名で可能となり、認定レジストラを通じて行う。
- ・2008 年 9 月 1 日、SGNIC はレジストラ認定ポリシーの改定を発表した。主な改定点としては、これまで海外に拠点を置くレジストラはシンガポール国内に拠点を置く必要があったが、今後不要となり、代わりに ICANN の認定を受けなければならならない。また、年間の最小管理ドメイン名数を 500 件から 100 件に引き下げた。
- ・シンガポールの独立 43 周年を記念し、SGNIC は 2008 年 8 月 1 日~31 日の間「I Love .SG」 キャンペーンを実施する。キャンペーンでは、.SG または PER.SG ドメイン名の初回登録料の上限が、参加レジストラを経由した場合 5 シンガポールドルとなる。国内外からの申請が可能。
- ・2008 年 11 月 12 日、SGNIC は 1 文字ドメイン名の登録申請受付を全てのカテゴリの sg ドメイン名で開始すると発表した。申請の受付は、以下のスケジュールによって行われ る。
 - a) 申請期間 (2008年12月1日~2009年1月9日) 申請書は認定レジストラを通じて SGNIC へ提出する
 - b) 統合・確認 (2009年1月12日~1月23日) 入札ケースの確認、および入札者への通知
 - c) 入札期間 (2009年1月28日~3月3日)
 - d) 結果公表 (2009 年 3 月 6 日) 暫定割り当て、入札結果を Web 上に公開
 - e) 異議申し立て期間(2009年3月9日~3月20日) 暫定割り当てへの異議申し立て受付
 - f) 入札結果確定 (2009 年 3 月 27 日まで) 異議のないドメイン名が有効となる

(15)出典

· SGNIC

http://www.nic.net.sg/

· TechNet

http://www.technet.sg

2-2-2-16.tw (台湾)

登録管理組織:TWNIC(Taiwan Network Information Center)

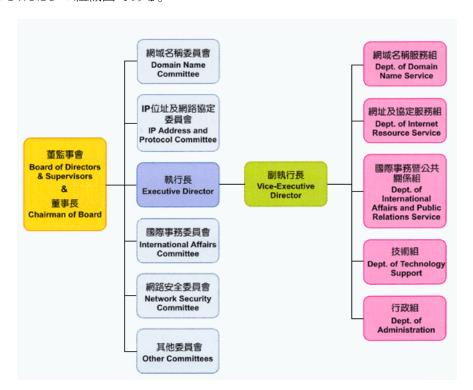
(1)登録管理組織の歴史および性質

1994 年、TWNIC は 2 年間の予定で試験的に資源管理業務を開始した。2 年後の 1996 年から 1998 年までの間、TWNIC はコンピュータ関係の学会である CSROC (Computer Society of the ROC) の監督のもとで操業していたが、1998 年から 1999 年までは政府の 国 家 情 報 基 盤 政 策 の 一 環 と し て 、 MOTC (Directorate-General of the Telecommunication) の監督下に置かれた。そして、1999 年 12 月、CSROC および MOTC の出資により、TWNIC は非営利法人に改編された。

(2)登録管理組織の運営形態

TWNIC の方針決定は、ドメイン名および IP アドレスなどの主要な専門委員会を監督する理事会によって行われる。ドメイン名登録管理に関する具体的な方針案は、外部委員で構成するドメイン名委員会が作成し、理事会に提案する。

以下は TWNIC の組織図である。



(「TWNIC Organizational Structure⁸」より)

-

⁸ http://www.twnic.net/english/about/about_03.htm

(3)会員

なし。

(4)登録管理業務の委任体制

10 社のレジストラに登録業務を委任している(2009 年 2 月現在)。海外レジストラへの窓口は米国 NeuLevel 社が一括して行っている。

(5)ドメイン名の構成

第2、第3レベルへの登録。登録可能な文字列は英数字、ハイフンおよび中国語文字。登録できる文字数は、ASCIIドメイン名の場合は2文字以上63文字以下。中国語文字によるドメイン名の場合は4バイト(中国語の1文字)以上28バイト(中国語の14文字)以下。中国語文字のドメイン名の場合、使用できる文字はBig5のみ。

- a) 第 2 レベルドメイン名 (ASCII)
- ·.TW:個人、法人、組織
- b) 第2レベルドメイン名(中国語文字)
- ·.TW:個人、法人、組織
- c) 属性別ドメイン名 (ASCII)
 - ・COM.TW:登記された企業および企業
 - ・EDU.TW:教育・学術機関
 - · GOV.TW: 政府機関
 - · IDV.TW: 個人
 - · MIL.TW: 軍関係機関
 - ・NET.TW:認可を受けた電気通信事業者
 - ・ORG.TW:登記された団体および法人、外国の非営利組織
 - ・GAME.TW、EBIZ.TW、CLUB.TW:登録資格制限なし
- d) 属性別ドメイン名 (中国語文字)
 - ・商業.TW、網路.TW、組織.TW、軍事.TW、教育.TW、政府.TW なお、商業.TW、網路.TW、組織.TW を登録するには、対応する ASCII ドメイン名 (COM.TW、NET.TW、ORG.TW) を先に登録しておく必要がある。
- (6)登録可能ドメイン名数の制限の有無なし。

(7)ローカルプレゼンス要件

EDU.TW、GOV.TW、MIL.TW、NET.TW および網路.TW は、台湾の組織のみ登録可能。 それ以外のドメイン名については、ローカルプレゼンス要件は設けられていない。

(8)個人用ドメイン名

個人専用のドメイン名として IDV.TW を設けている。IDV.TW の登録件数は 21,351(2008 年 12 月現在)。

(9)予約ドメイン名

- a) 全てのドメイン名について
- ・3 文字目および 4 文字目にハイフンを含む文字列
- b) 第2レベルドメイン名(中国語文字)について
- ・国家主権の行使に関連する名称(「中華民国」など)、政府に関連する名称、県、市行政区に関連する名称、政府機関の名称および略称、学校名、および TWNIC が特に定める名称(例:現行の gTLD ラベルの中国語に相当する文字列)
- c) 属性別ドメイン名(中国語文字) について
- ・ 職業分類 (業界名)、国家、政府機関、地名 (県および市の名称) など (第 3 レベル への登録の場合)

(10)IDN

2001年2月16日から、繁体字中国語文字ドメイン名の登録申請を受け付けている。 中国語文字ドメイン名の登録件数は154,897 (2008年12月末現在)。

(11)登録件数

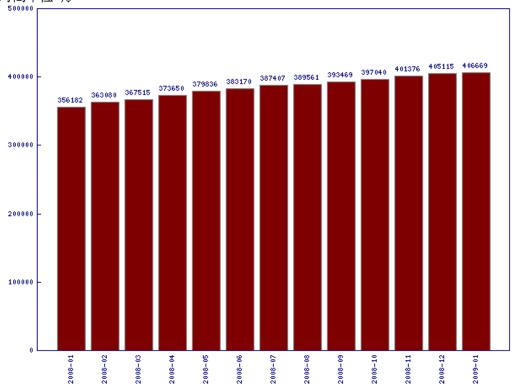
406,669 (2008年12月末現在)。

以下は2008年1月から2009年1月までのASCIIドメイン名の累計登録件数の推移。

查詢項目: 域名數量 查詢種類: 所有的.tw

查詢時間: 2008/01~2009/01

時間單位: 月

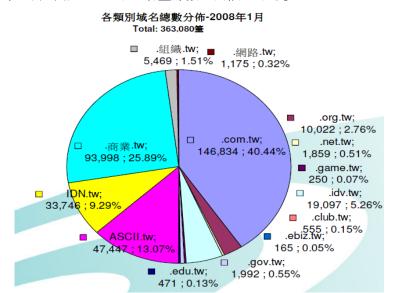


(「.tw域名統計査詢9」をもとに作成)

_

⁹ http://statistics.twnic.net.tw/item02.htm

以下は2008年1月時点のドメイン名登録数の内訳である。



(「TWNIC Current Status Update - APTLD Taipei Meeting 2008/02/2510」 より)

-

 $^{^{10}\} http://www.aptld.org/taipeifebruary 2008/03-Update_on_TWNIC.pdf$

(12)料金

.tw におけるドメイン名の登録料金は、その属性ごとに異なる。TWNIC からレジストラ に対して課している料金は非公開。以下はレジストラが登録者に課すことのできる最高 料金として TWNIC が指定している金額。

Туре	Categories	Maximum Fee	Date of Enforcement
Specific English Domain Names	com.tw net.tw org.tw	Registration fee NT\$450/nameManagement fee NT\$900/year	Effective as of February 1, 2001
	game.tw		Effective as of October 1, 2002
	ebiz.tw club.tw		Effective as of March 2003 as scheduled
	idv.tw	Registration fee NT\$270/nameManagement fee NT\$450/year	Effective as of February 1, 2001
Generic Chinese Domain Name	xxxx.tw	Registration fee 450/nameManagement fee NT\$900/year	Effective as of September 1, 2001
Specific Chinese Domain Names	"商業.tw" "組織.tw" "網路.tw"	Free of charge for the time being	Effective as of May 1, 2000
TW English Second Level Domain Names	yourname.tw	Registration fee NT\$450/nameManagement fee NT\$1200/year	Effective as of NOV.1,2005

(「Standard Domain Name Registration Fee/Management Fee¹¹」より)

(13)紛争処理

「財團法人台灣網路資訊中心網域名稱爭議處理辦法(TWNIC Domain Name Dispute Resolution Policy)」を定めている。紛争処理は、TWNIC の認定を受けた STLC (Science & Technology Law Center) および Taipei Bar Association が行っている。

(14)その他

特記事項なし。

(15)出典

TWNIC

http://www.twnic.net.tw/

¹¹ http://www.twnic.net.tw/english/dn/dn_02_c.htm

2-2-2-17.uk (イギリス)

登録管理組織: Nominet UK

(1)登録管理組織の歴史および性質

.uk は、1985年7月にIANAデータベースに登録された。当時、.uk の登録管理は、Naming Committee というボランティア組織が行っていた。1980年代にイギリスの教育ネットワーク JANET (Joint Academic Network)が設立され、大学、国防省、研究所などの通信に利用されていたが、1990年代前半までには、ISPがこのネットワークに参加し、消費者に商業ベースでドメイン名を提供するようになった。この頃からドメイン名の登録件数が増加し、登録管理をボランティアによって担うことが困難になったため、1996年、登録管理組織として非営利有限責任保証会社 Nominet UK (以下「Nominet」)が設立された。

(2)登録管理組織の運営形態

Nominet の理事会は、2 名の常任理事と会員から 2 年ごとに選出される 4 名の非常任理事で構成される。その理事会に対し、PAB (Policy Advisory Board) が会員の意見を反映した政策や規則を立案し、勧告する。PAB は、2 名の非常任理事、指名を受けた最大 8 つの組織の代表者、会員から選出された 8 名で構成される。会員は、非常任理事およびPAB 委員を選出でき、総会での投票権を持っている。

(3)会員

入会金と年会費を払えば誰でも会員になることができる。会員数は 2,800 (2009 年 2 月 現在)。会員のほとんどは ISP であるが、法律事務所、警察、専門分野のコンサルタントなども会員となっている。

(4)登録管理業務の委任体制

4,318 社のレジストラに登録業務が委任されている(2009 年 2 月現在)。Nominet も登録申請を受け付けるが、Nominet に申し込む場合、登録者は 2 台のネームサーバの IP アドレスを自ら設定し、その情報をレジストリ(Nominet)に登録しなければならない。また、以下のドメイン名については、登録管理業務が各機関へ委任されている。

- ・AC.UK および GOV.UK: JANET (the UK Education and Research Network)
- · NHS.UK: National Health Service
- · POLICE.UK: 警察
- ・MOD.UK および MIL.UK: 国防省

(5)ドメイン名の構成

第3、第4レベルへの登録。登録可能な文字列は英数字およびハイフン。登録可能文字数は、全レベルの文字数を合計して64文字まで。ドメイン名の分類は以下の通り。

- a) Nominet が登録管理する SLD (第 3 レベルへの登録)
- ・CO.UK:営利企業など
- ・LTD.UK、PLC.UK:イギリス会社法に基づく有限責任会社および株式公開会社
- · ME.UK: 個人
- ・NET.UK: イギリスで登録された ISP
- ・ORG.UK: 非営利組織など
- b) その他 (Nominet 以外の組織に登録管理を委任) (第3レベルへの登録)
- ・AC.UK: 高等教育機関、学術研究機関
- · GOV.UK: 政府、地方政府
- · POLICE.UK: 警察
- ・MOD.UK および MIL.UK: 軍関係目的用
- · NHS.UK: National Health Service
- c) Nominet が特定目的用に予約、管理している SLD
- ・NIC.UK:ネットワーク (第3レベルへの登録)
- ・<学校名>.<地域名>.SCH.UK: 学校(第4レベルへの登録)

(6)登録可能ドメイン名数の制限の有無

PLC.UK、LTD.UK、SCH.UK に限り、1 つの組織が 1 つのドメイン名しか登録できない という制限がある。

(7)ローカルプレゼンス要件

LTD.UK、PLC.UKのドメイン名は、イギリスで登記した法人でなければ登録できない。 NET.UK を登録するには、イギリスの会社法人、学術機関、イギリスで登録された ISP である必要がある。また、SCH.UKのドメイン名はイギリスの学校のみ登録可能。

(8)個人用ドメイン名

ME.UK を設けている。

(9)予約ドメイン名

以下のドメイン名は登録できない。ただし、a)とb)は、Nominet が認める場合に限り登録可能となっている。

- a) NIC.UK
- b) SCH.UK

- c) 3、4 文字目にハイフンを含むドメイン名
- d) 1 文字のドメイン名 (第3 レベルに登録する場合)
- e) アルファベットのみ、またはアルファベットとハイフンのみの 2 文字で構成するドメイン名 (CO.UK、ME.UK、ORG.UK、NET.UK の場合) ※アルファベットと数字、または数字による 2 文字で構成するドメイン名は登録可能。
- f) 第 2 レベルドメイン名ラベルと同一の文字列 (CO.UK、ME.UK、ORG.UK、NET.UK の場合)
- g) ICANN が定める TLD ラベル (CO.UK、ME.UK、ORG.UK、NET.UK の場合)

(10)IDN

2009 年 2 月時点では IDN を導入していないが、2007 年 1 月、PAB 会議において、 以下の 2 段階のサンライズ期間を経て IDN を導入する案が採択された。具体的な導入時期は未定。

a) サンライズ 1

対象ドメイン名:登録済み ASCII ドメイン名と同一の語

期間:限定される

b) サンライズ 2

対象ドメイン名:登録している ASCII ドメイン名と同一の語

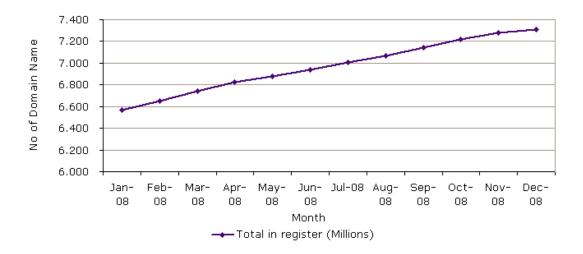
期間:サンライズ1終了後より12ヶ月間

登録可能な言語文字は、原則として Unicode で規定された 59 種類(漢字、ひらがなおよびカタカナを含む)を想定している。

(11)登録件数

7,382,123 (2009年2月現在)。

以下は2008年1月から2008年12月までの累計登録件数の推移である。



(「Registration Statistics (http://www.nic.uk/intelligence/statistics/registration/)」より)

(12)料金

Nominet で直接ドメイン名を登録する場合、1ドメイン名あたりの登録料金は、2年間で会員は5ポンド、非会員は80 ポンド(付加価値税別)。Nominet がレジストラに課す料金は非公開となっている。

(13)紛争処理

ドメイン名と商標に関する紛争を処理する枠組みとして、「Dispute Resolution Service Policy」および「Dispute Resolution Service Procedure」を定めている。

Nominet は 2007 年 9 月 3 日から 10 月 3 日までの間、紛争処理ポリシーに対しパブリックコメント募集を行い、2008 年 7 月 29 日に新 DRS が開始された。

新 DRS では紛争処理手数料が引き下げられた。通常の 750 ポンドに対し、申立てに対し 登録者の抗弁がない場合のみ、200 ポンドが適用される。

紛争処理は以下の5段階で構成される。

a) 第1段階

Nominet 所定の書式を用いて Nominet 経由で登録者に異議申立書を送付する

b) 第2段階

Nominet 職員の支援により、申立人と登録者との間で調停を行う

c) 第3段階

Nominet が任命する外部の専門家に判断を依頼する

d) 第 4 段階

専門家の判断に異議がある場合、申立を行い、再度の判断を依頼する

e) 第5段階

専門家の判断が Nominet の Web 上で公示される

(14)その他

- ・2008 年 2 月 19 日に Nominet が発表した Jupiter Research 社の調査結果によると、英国では約 430 万ある従業員数 10 名以下の中小企業の半分程度、また、個人業主を含めた場合は 28%しか自社 Web サイトを運営していないことが分かった。
- ・Nominet はポリシー諮問委員会 (PAB) の勧告を受け、2008 年 5 月 28 日、一部の LTD.UK および PLC.UK で、DNS が参照できない文字列を含む企業名による新規のドメイン名登録を停止した。
- Nominet は、ドメイン名の更新率の増加を目的として、2008年8月11日から9月末ま

で「keepyour.co.uk」キャンペーンを実施し、登録したドメイン名を更新する意義、更新のタイミングや方法等を説明した Web サイト(http://www.keepyour.co.uk/)を開設した。その後同年 10 月、このサイトはドメイン名を保護する情報発信サイトとして新たにデザインされ、公開された。

- ・2008 年 8 月 21 日、Nominet はより品質の高いサービスを提供するため、会員およびレジストラ満足度調査、ドメイン名登録者満足度調査の 2 種類の調査を実施することを発表した。ドメイン名登録者については、サポートサービスを利用した登録者が対象となり、双方の調査は電子メールによるアンケートを通して行われる。
- ・uk ドメイン名の登録数は、2008 年 8 月に 700 万件を突破し、前年 7 月からの間に約 100 万件増加した。Nominet が同年 11 月に発表した 2008 年のドメイン名市場動向報告では、.uk の 2007 年 9 月~2008 年 9 月の成長率は、13.6%で、.cn (中国)、.de (ドイツ)に次ぎ、世界第 3 位であった。しかし、この報告によると、.uk の 2008 年前半における伸び率は鈍化していた。.uk は過去 5 年間平均 30%の伸びを記録していたが、2008 年前半は 15%まで落ち込んだ。Nominet のマーケティングディレクターは「世界経済の低迷の影響というより、市場が飽和状態に達したため」と説明している。
- ・2008 年 12 月 18 日、Nominet は uk ドメイン名を更新する理由、または、更新しない理由に関する調査を、登録者を対象に実施することを発表した。調査は、uk ドメイン名登録システムへの顧客の要望の理解を目的として行われる。
- ・イギリス政府の VAT (付加価値税) が 2008 年 12 月 1 日~2009 年末まで、現行の 17.5% から 15%に引き下げられることに伴い、Nominet は 2008 年 12 月 1 日以降発行された請求書 (ドメイン名登録料、更新料、会員登録料、DRS 料金など) の税率を 15%とした。

(15)出典

Nominet UK

http://www.nic.uk

2-2-2-18.us (米国)

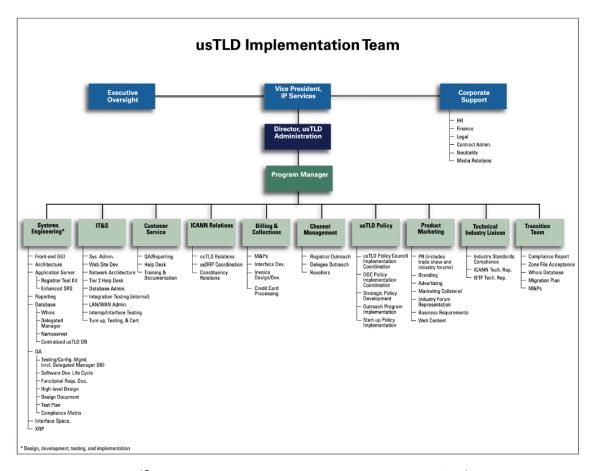
登録管理組織: NeuStar, Inc

(1)登録管理組織の歴史および性質

.us は、1985 年 2 月に IANA データベースに登録された。当時登録管理を行っていたのは、USC-ISI(University of Sothern California Information Sciences Institute: 南カリフォルニア大学情報科学研究所)であった。その後、米政府の NTIA(National Telecommunications and Information Administration: 商務省電気通信情報局)が 2001年6月に.us の運用管理者の公募、入札を行い、同年11月、米国の NeuStar, Inc.が落札した。NTIAと NeuStarとの契約は 2007年10月25日までであったが、契約終了に先立つ再入札が行われた結果再び NeuStar が落札し、2010年10月25日までの3年契約を結んだ。この契約では、2010年10月26日以降について、1年間の契約延長を2回行うことができると定められている。

(2)登録管理組織の運営形態

Neustar では、社内に usTLD 実装チーム(「usTLD チーム」と呼ばれることもある)という特別なチームを編成し、.us の登録管理業務を行っている。このチームでは、NeuStarでインターネットの運用、システム開発、財務、広報、資源管理などを統括している幹部社員で構成する Executive Oversight Committee の監督のもと、同社の IP サービス担当Vice President および usTLD 管理担当 Director の配下で機能する実務部隊 Implementation and Ongoing Operations Team が日々の業務を遂行している。以下は、usTLD 実装チームの構成図である。



(「NeuStar Response to SB1335-01-Q-0740¹²」より)

.us においてドメイン名登録の技術的要件を変更する場合は、NTIA が指定する Contracting Officer の承認を受けなければならない。ポリシー面の要件を変更する場合 は、諮問機関である US Policy Council が見直しを提案し、NeuStar を支援する。

(3)会員

なし。

(4)登録管理業務の委任体制

.US(第2レベルへ登録)の登録業務は、118社のレジストラに委任されている。また、 KIDS.US への登録業務は 16 社のレジストラに委任されている (2009 年 1 月現在)。さ らに、地域ドメイン名はサブドメイン毎に、NeuStar の委任を受けた delegated manager が取り扱っている(delegated manager が不在のサブドメインは NeuStar が取り扱う)。

¹² http://www.ntia.doc.gov/ntiahome/domainname/usca/cafiles/SectionA.pdf

(5)ドメイン名の構成

第2、第3レベルへの登録。登録可能な文字列は英数字およびハイフン。登録できる文字の数は63文字以下。.usにおけるドメイン名は以下のように分類される。

- a) 第2レベルドメイン名
 - ·.US
- b) 属性別ドメイン名
 - ・KIDS.US: 子供向けコンテンツ
- c) 地域属性ドメイン名
 - ・K12.<州>.US:公立学校(例:k12.nv.us)
 - ・PVT.K12.<州>.US: 市立学校
 - ・CC.<州>.US:コミュニティカレッジ
 - TEC.<州>.US:技術、職業訓練学校
 - · LIB.<州>.US: 図書館
 - ・STATE.<州>.US:州政府機関
 - ・GEN.<state-code>.US:他の分類に適合しない州規模の主体(クラブなど)
 - ・DNI.US: 国立研究所など
 - ・<市>.FED.US: 連邦政府機関
 - ・<市/郡>.<州>.US:ビジネス向け(例:new-york.ny.us)
 - ・CI.<市>.<州>.US:市政府機関
 - ·CO.<郡>.<州>.US:郡政府機関

※州名には2文字の州コードが用いられる。

(6)登録可能ドメイン名数の制限の有無

なし。

(7)ローカルプレゼンス要件

.us におけるドメイン名は、米国国民または居住者、米国に所在する企業または組織でなければ登録できない。

(8)個人用ドメイン名

特に個人用に限定したドメイン名カテゴリは設けていない。個人でも.usドメイン名を登録することができる。

(9)予約ドメイン名

- a) 3、4 文字目にハイフンを含むドメイン名
- b) 国内の地名およびインターネットの相互運用性を守るために必要な用語

c) 電話番号、「数字 5 桁-数字 4 桁」(郵便番号の形式)、5 桁以上の数字で構成されたドメイン名

上記のほか、以下のリストに掲載された約 52,000 件の文字列も NeuStar によって予約されている。

http://www.neustar.us/registrars/fcfs/dotus_reservedlist_v3.zip

(10)IDN

導入していない。

(11)登録件数

1,436,713 (2009 年 1 月現在。NeuStar が登録件数を公開していないため、Name Intelligence による「Domain Counts & Internet Statistics (http://www.domaintools.com/internet-statistics/)」を参照した)。

(12)料金

レジストラ向け料金は1ドメイン名あたり年間5.5米ドル。

(13)紛争処理

「usTLD Dispute Resolution Policy and Rules」および「usTLD Nexus Dispute Policy and Rules」を定めている。紛争処理機関は AAA(American Arbitration Association) および NAF(National Arbitration Forum)。

(14)その他

特記事項なし。

(15)出典

.us (NeuStar)

http://www.nic.us/

2-3 WHOISを巡るICANNでの議論の動向

2-3-1 WHOISに関する議論の背景

WHOIS とは、インターネットレジストリが管理するインターネット資源の登録情報を提供するサービスであり、その運営は、各レジストリによってそれぞれの情報公開ポリシーに基づいて行われている。

ICANN における WHOIS の議論の背景には、「プライバシー擁護派」対「情報公開派」の 戦いともいうべき利害の対立がある。そもそも WHOIS サービスを提供する主たる目的は、 当初はネットワーク運用(特にインターネット上での自律的なトラブル解決)や、登録デ ータの確認、更新のために必要な情報の提供とされていた が、インターネットが社会で広 く使われ始めるにつれ、実社会のルールとの違いが際立つようになり、プライバシー擁護 の必要性などの論点が出てくるようになった。しかし、上記で触れた当初の目的のために WHOIS を提供することへの支持もなお根強く、それ故に WHOIS に関する議論は容易に は決着し難い問題をはらんでいると言える。

2-3-2 WHOISに関する過去の議論

ICANNでのWHOISの議論は以前より行われてきたが、2003年10月のICANNチュニス会議におけるGNSO評議会会議において、WHOIS問題を3つのタスクフォースにおいてそれぞれ検討を行うことが正式に決定されたことが、現在の議論に至る流れの源である。各タスクフォースの検討課題としては、(1)マーケティング目的のWHOIS利用の制限、(2)収集、公開するデータの見直し、(3)登録データの正確性の向上、が指定された。その後2004年9月にタスクフォース活動の方向性の整理が行われ、タスクフォース1およびタスクフォース2は、(1)登録者へのWHOISポリシーに関する明確な通知を行うことについて、(2)ICANNのポリシーと国家法が抵触する場合、レジストラとICANNはそのような抵触に対して何ができるか、(3)WHOIS登録データへの段階的なアクセスについては、その登録データの閲覧要請者が誰なのかを識別すること、を検討していくこととなった。

その後 2005 年 3 月の ICANN マルデルプラタ会議までに具体的な提案を出すこと、初回レポートの作成を目指して作業が続けられたが、議論が難航し具体的な進展を見ることなく、 2005 年 2 月にタスクフォースが 1 つに統合された。このタスクフォースは、まずは WHOIS の目的の定義について議論し、合意することを目指して結成されたが、タスクフォース内

でコンセンサスに至ることなく、結局 2 つの案を併記することとなった。それぞれの案を以下に示す。

(案 1・日本語訳)gTLD WHOIS サービスの目的は、ある特定のgTLD ドメイン名において責任を持ち、DNS ネームサーバ内の当該ドメイン名登録設定に関する問題を解決できる当事者自身、もしくは解決できる者へデータを確実に渡せる当事者にコンタクトするに十分な情報を提供することである。

(案 $2 \cdot 原文$) The purpose of the gTLD Whois service is to provide information sufficient to contact a responsible party or parties for a prticular gTLD domain name who can resolve, or reliably pass on data to a party who can resolve, technical, legal, or other issues related to the registration or use of a domain name.

(案 2・日本語訳)gTLD WHOIS サービスの目的は、ある特定のgTLDドメイン名において責任を持ち、ドメイン名の登録もしくは利用に関する技術的問題、法的問題もしくはその他の問題を解決できる当事者または当事者集団自身、もしくは解決できる者へデータを確実に渡せる当事者にコンタクトするに十分な情報を提供することである。

GNSO 評議会では、レジストラ部会、レジストリ部会、非商用ユーザ部会が定義1への支持を表明した一方で、知的財産部会、ISP部会、商用ユーザ部会は定義2への支持を表明し、GNSO 内でも意見が二つに分かれた。上記の2つの定義案を見れば分かる通り、定義1はあくまで技術的な問題解決のための情報提供を念頭に置いているのに対し、定義2はそれよりももっと広い、ビジネス的な問題をも解決するための情報提供を念頭に置いている。この定義の違いは、どのデータを公開するかという結論に直結し、定義2の方が定義1よりも多くの情報を提供する必要が出てくる。そういう意味では、ここでも「プライバシー擁護派(定義1支持派)」対「情報公開派(定義2支持派)」の戦いが生じているという見方もできよう。

結局 2006 年 4 月に、コンセンサスに至らぬまま多数決で GNSO は定義 1 を採択した。

その後この定義1に基づいて、WHOISサービスに関する課題報告書の検討が行われ、2007

年3月12日に、WHOIS サービスに関する最終報告書が GNSO 評議会に提出されるに至った。この最終報告書の内容を要約すると、以下の通りである。

WHOISタスクフォースは以下についてコンセンサスを得た。

- 登録者の多くが、WHOIS 上の連絡先の違いについてその意味や目的を理解していない (経理担当者、運用責任者、技術連絡担当者)
- WHOIS サービスに関して変更を行う際は、認知向上が必要となる
- 一部の連絡先情報は公開対象から外す新しいメカニズムを、プライバシー保護の観点 に立って採用すべきである

WHOIS タスクフォースによる以下のポリシー勧告は、特別過半数での採択はされず、単純過半数での採択となった。支持したのは、レジストリ部会、レジストラ部会、非商用ユーザ部会、指名委員会が指名した委員、および、At-Large のリエゾンである。

[ポリシー勧告]

「運用上の連絡先(OPoC = Operational Point of Contact)」という項目を新たに作成し、 現在の WHOIS 上の連絡先である運用責任者、技術連絡担当者に代える。この運用上の連 絡先に登録された人(組織)が、実際の登録者に連絡を取る。

この WHOIS タスクフォースの最終報告書をもとに、2007年の第1四半期もしくは第2四半期に GNSO 評議会が検討を行い、ICANN 理事会に対して何らかのポリシー勧告を行うものとされた。

WHOIS タスクフォースの最終報告書をもとに、2007年の第1四半期もしくは第2四半期に GNSO 評議会が ICANN 理事会に対して何らかのポリシー提案を行うことで一旦は合意に至った WHOIS の議論であったが、その後も議論は紆余曲折を辿ることとなった。以下に時系列順の動きを記載する。

●WHOIS に関する作業部会(ワーキンググループ)の立ち上げ、検討作業

GNSO 評議会は WHOIS に関する検討を行う作業部会を立ち上げ、まずは作業部会の取り扱う範囲について議論した。2007年4月12日の GNSO 評議会会議において作業部会のチャーターは承認され、作業がスタートすることとなった。このとき合意された作業部会のチャーターの概要は以下の通りである。

「作業部会の目的は、WHOIS タスクフォース最終報告書中で指摘された課題を分析し、それらの問題に関するポリシー勧告(つまり OPoC 項目の提案)をどのように向上させられ

るかについて勧告を行うことである」

作業部会はその後 2007 年 6 月 21 日付けで報告書のドラフト初版を公開した。そのドラフトをもとに 2007 年 6 月の ICANN サンファン会議での議論を経て、その後も細かい議論を経て報告書を改版していくこととなった。主な論点は、OPoC(運用上の連絡先)の役割や責任の明確化、公開されていないデータへのアクセスをどのように許可するか、WHOIS データの表示項目、表示方法等であった。当初 7 月下旬を目標に最終報告書をまとめる予定だったものが大幅に作業が遅れ、最終報告書が提出されたのは結局 2007 年 8 月 20 日となった。最終報告書の概要を以下に示す。

[背景]

WHOIS 作業部会において検討した事項は以下の3項目である。

- (1) OPoC (運用上の連絡先)の役割、責任、要件を分析し、それらが満たされなかった場合には何が起こるか。
- (2) どのような正当性があれば、公開されていない登録データへのアクセスが許容されるか。
- (3) 連絡先情報の公開は、登録者の性質によって(法人/自然人)決まるのか、登録者 のドメイン名利用によって決まるのかを分析する。

[項目(1)についての検討 - OPoC の役割]

OPoC の役割は、ある要請が存在するとき、その要請を登録者に適宜伝えることであり、実装上何らかの要件を満たしていなければならない。また、犯罪の正当な証拠がある場合やWHOIS の登録データが間違っているという正当な証拠がある場合、予め定めた期間中に連絡を取ることができなかった場合において、自然人に関する非公開情報を適宜開示することも OPoC の役割である。3番目の役割として、登録者の同意がある場合に登録状況の改善策を決定し実施する、というものがあるが、これには反対意見もある。

[OPoC の特徴と要件]

OPoC は 2 人まで指名することができること、OPoC には登録者、レジストラ、もしくは登録者が指名する第三者がその任にあたることができること、全ての登録者(法人か自然人かを問わず)は OPoC を指名しなければならないことについては作業部会内での合意が取れた。また、OPoC は登録者と合意に基づいた関係を構築していなければならない。OPoC を実装することによって、現在 WHOIS で表示している連絡先情報が簡素化できることについても作業部会内での合意が取れた。一方、OPoC が正しく運用されているかの検証を行うべきかについては合意が取れていない。電子メールが正しく登録されているかの検証を行うことについては支持する声があるものの、レジストラや登録者に負担を強いるという

理由から反対を表明する声も大きい。

[OPoC の要件が満たされない場合に何が起こるかの分析]

OPoC が正しく機能しない場合に、何らかの要請を行いたい者は直接レジストラへ連絡することになるだろうということについては作業部会の合意を得た。その場合の懸念点や、OPoC が機能しない場合のコストを誰が負担するべきかについては合意が得られなかった。 「項目(2)についての検討・公開されていない登録データへのアクセス」

法執行機関は非公開データについて項目を指定したアクセス、及び指定しないアクセスの両方が必要であること、民間においては非公開データへの項目を指定したアクセスが必要であることについては作業部会の合意を得た。レジストラがそのようなアクセスを認める場合の課金の妥当性についても議論し、課金しても良いという結論を出した。ただしこの結論には異論もある。非公開データへのアクセスを認めるにあたって認証システムが必要かどうかについても議論となった。こうした認証は手続の遅れとコストを伴うという懸念がある。作業部会は認証方式については今後の検討に委ねるべきという結論を出した。

[項目(3)についての検討・連絡先情報の公開]

登録者が自然人の場合 WHOIS の表示項目は制限されるべきであり、法人の場合はそうした制限は必要ないということに関し、作業部会の合意を得た。作業部会としては、ドメイン名の利用によって表示項目を変えるのは難しいと感じている。

[実現可能性の検討]

作業部会のメンバーは、いくつかの問題については技術的にも法的にも不明確な点が多く解決することは難しいということを理解した。本報告書では、OPoC 提案を実施するに当たって発生するであろうコスト分析、OPoC がプライバシーに与える影響の検討、認証メカニズムの検討、gTLD 登録者や登録状況の分析、WHOIS データの利用及び不正使用の分析など、様々な検討を行うべきであると提案している。

GNSO 評議会はこの最終報告書を受けて議論を行ったが、いくつかの項目に関してコンセンサスに至っていないということもあり、2007 年 9 月 6 日の GNSO 評議会会議では「現時点ではWHOIS およびそれに関連するポリシー勧告は行わない」という決議を採択した。また、この会議において ICANN スタッフが今までの WHOIS に関するプロセスの概要をまとめた報告書を 9 月 13 日までに作成し、GNSO の各部会へ送付することとなった。

この時点で GNSO 評議会内部では、WHOIS に関するポリシー策定プロセスのその後に関する決議案が 3 つ提出されていた。1 つは「OPoC 提案を支持し、ICANN スタッフに実施のための検討を要請する」もの、2 つめは「OPoC 提案をさらに検討し、ICANN スタッフ

に90日以内に検討報告書の提出を要請する。その検討報告書をもとに、OPoC 提案の採否を検討する」というものであった。3つめは「コンセンサスが GNSO 内で得られないことから、WHOIS に関するポリシー策定プロセスはポリシー勧告を行うことなく終了する」というものである。

9月13日に公開された ICANN スタッフによる報告書 には上記の GNSO 評議会決議案も掲載され、2007年10月30日までのパブリックコメントに付されることとなった。その後10月11日に上記報告書が更新され、同日には ICANN スタッフにより OPoC 提案実施の実現可能性検討レポートも公開された。GNSO 評議会の要請に応じて作成されたレポートであったが、GNSO 評議会側の検討依頼事項が具体性に欠けるものであるため更なる詳細な指示が必要、とする項目が散見される内容であった。コメント期間終了後、ICANN スタッフがパブリックコメントの要約を行ったが、それによると 238 のコメントが寄せられ、そのうち 223 が 2 つめの決議案「OPoC 提案をさらに検討し、ICANN スタッフに 90 日以内に検討報告書の提出を要請する。その検討報告書をもとに、OPoC 提案の採否を検討する」を支持し、現段階での OPoC 実装には反対するものであった。OPoC 提案を支持する意見は13 であった。

これを受け開催された 2007 年 10 月 31 日の GNSO 評議会では、2 つめの決議案をもとに以下の決議 が採択された。

[決議要約]

- (1) この 4 年間 WHOIS ポリシーの検討に携わってきた全ての関係者に感謝する。
- (2) gTLD WHOIS に関するポリシー策定プロセスは、いかなるポリシー変更勧告を ICANN 理事会に対して行うことなく、正式に終了する。
- (3) 自然人に対するプライバシー保護の手段確保、権利執行機関によるデータへの法的アクセス、消費者保護、法執行機関や犯罪対策目的など、将来のポリシー策定プロセスの必要性を認識し、以下のような一連の行動を開始する。
 - 評議会はデータの収集や要件の検討に関するさらなる定義づけを行う
 - スタッフは評議会に対し、これらのデータ収集等にかかる概算コスト見積を2008 年2月15日までに行う
 - 評議会はどのようなデータ収集や検討が必要かを検討する
 - スタッフはデータ収集、検討を行い、その結果を評議会へ報告する
- (4) 上記データ収集および検討が完了し、その結果次第ではこの分野に関するポリシー策定活動を開始する。

こうして、ここ4年間にわたり続けられてきたWHOISに関するポリシー策定プロセスは、

何らのポリシー勧告を行うことなく、一旦終了した。しかし上記の決議を見ても分かるとおり、WHOISに関する課題は解決されておらず、近い将来に新たなポリシー策定活動が必要とされるであろうと想定されており、情報収集、実情調査の内容によっては、新たなポリシー策定活動を開始する可能性も残してはいる。

2-3-3 2008年4月以降の議論

その後 GNSO 評議会は 2008 年 1 月 8 日に、今後の WHOIS に関するポリシー検討にあたってどういう項目が検討されるべきか、パブリックコメントの募集を開始した。パブリックコメント期間は 2008 年 2 月 15 日までであった。パブリックコメント期間終了後、その要約が ICANN スタッフによって作成され、公開 されている。これによると、以下の 7 項目が検討すべきであると提案された事項であった。

- WHOIS の不正使用の実態調査
- 各種のデータ保護法、およびレジストラ認定契約のコンプライアンス調査
- 現在提供されている WHOIS プライバシー保護サービスの実態調査
- WHOIS プライバシー保護サービスの需要調査
- 犯罪や迷惑行為が発生した場合の、WHOISデータ保護が与える影響調査
- レジストラが法執行機関の要請や紛争処理要請に応えているかの調査
- WHOIS データがどれくらい正確なものかの調査

GNSO 評議会はこれらのコメントをもとに、どの調査を行うかを検討するため小規模のグループ (WHOIS 調査グループ、WHOIS Study Group) を 2008 年 3 月 27 日に招集した。その後、2008 年 5 月 22 日付で GNSO 評議会向けの勧告が WHOIS 調査グループによって提出された。グループ構成員はこれ以上の WHOIS に関する調査は行うべきでないとする立場と、逆にさらなる WHOIS に関する調査を行うべきであるとする立場に分かれ、前述の勧告も両論併記となった。

2008年6月26日、GNSO は投票の結果 WHOIS 調査仮説グループを招集することとなった。同グループは過去のパブリックコメントから得られた調査勧告および政府諮問委員会 (GAC)より要求された調査のレビューを実施する役割を担った。これらの検討結果は同年8月26日付の報告書として GNSO 評議会に提出された。

●ICANN による WHOIS 問題への取り組み

GNSO による WHOIS 問題とは独立し、ICANN は WHOIS の正確性向上のための方策を検討している。2007 年 4 月 27 日には、ICANN は「WHOIS データの正確性と有効性のためのプログラム」を開始した。このプログラムは、gTLD レジストラによる WHOIS のコンプライアンスを改善し、WHOIS の正確性を向上させることを目的とするものであり、2007 年度においても ICANN が WHOIS の提供に関し、監査を行う予定であることを明らかにした。

その後 2007 年 12 月 21 日には、ICANN は WHOIS の正確性向上に関し 4 つのアップデートがあると発表 した。これによると、ICANN はいずれの調査結果についても 2008 年 2 月に報告するとしていた。

- 1. WHOIS データの正確性に関する調査
- 2. WHOIS データリマインダポリシー (WDRP) が ICANN 認定レジストラにおいて遵守されているかどうかの調査
- 3. WDRP に基づいてデータの誤りが判明した際の修正手続が遵守されているかの調 査
- 4. WHOIS サービスが適切に運用されているかどうかの調査

しかし 2009 年 3 月 13 日現在ではこれらの調査結果は公開されておらず、代わりに ICANN blog で一部の経過報告が 2008 年 10 月になされた のみである。

こうした中、一部のレジストリが WHOIS のポリシーを独自に変更する動きも出てきた。.tel のレジストリである TELNIC は、WHOIS サービスに関する変更を要請してきており、2007 年 12 月 18 日の ICANN 理事会 において、個別の変更が承認された。内容は以下の通りである。

- TELNIC は、WHOIS サービス提供にあたり、自然人と法人とを区別する。
- 自然人は、個人情報を一般公開することを拒否することができる。
- 自然人が個人情報の公開を拒否した場合、以下の情報が一般公開される。
 - ➤ ドメイン名、ドメイン名 ID、レジストラ、レジストラ IANA ID、ドメイン名登録 状態、登録者 ID、登録者名称、ネームサーバ、登録者による情報更新日、レジス トラによる更新日、ドメイン名登録日、ドメイン名登録期限日、ドメイン名最終 更新日
- 自然人の個人情報にアクセスするために「特別アクセスサービス」を用意するが、こ

• 「特別アクセスサービス」を利用するには、申請者は Web 上のフォームを記入すれば 良い。記入すれば、そのサービスのアクセスできる URL が郵便で送付される。アクセ スは 24 時間以内に 5 回までという制限がある。

TELNIC の WHOIS サービス変更は、GNSO におけるポリシー策定プロセスとは独立した 個別の動きであるが、今後の議論の参考とされる可能性がある。

一旦は終了したWHOISに関するポリシー策定プロセスであるが、引き続き実態調査や様々な検討が行われており、完全にWHOISに関する議論が消えてしまったわけではなく 2009 年の趨勢は対象を狭めての調査実施となると思われる。 2009 年 3 月の ICANN メキシコシティ会合では、WHOIS がタイトルに入ったセッションは At-Large Summit に 1 つあるのみであった。

WHOIS は一般社会のルールとは若干違い、原則は登録者の情報を公開するという運用がなされていることもあり、今後も様々な形で議論が巻き起こることは想像に難くないが、合意に達することが非常に難しいことは過去の議論が証明している。WHOIS に関する議論の中では「WHOIS の提供目的さえ合意できないのであれば、レジストリ契約や認定レジストラ契約から、WHOIS に関する規定を削除すべきではないか」という激しい意見まで飛び出したこともあり、今後も引き続き注目されるテーマであることは確かであろう。

2-4 ドメイン名テイスティングに関する議論の動向

● ドメイン名テイスティングについて

ドメイン名自体を利益を上げるための商品として捉えるドメイン名売買やサイバースクワッティングなどとは異なり、近年ではドメイン名を利用してそこから派生する利益を得ることを目的とした行動がしばしば見受けられるようになっている。よくある例としては、大量のアクセスが見込めるドメイン名を登録し、そのドメイン名を用いて Web サイトを立ち上げ、その Web サイトにオンライン広告を掲載することなどにより、一定の収入を得ようとすることが挙げられる。

もちろん、いわゆる「良いドメイン名」を登録し、それを用いて合法的に利益を上げること自体には特段責められるいわれはない。しかしながら、その「良いドメイン名」を選定・入手するための行為は、インターネット全体に対して過度の負担をかけることになるため、非常に問題視されるようになった。このような行為の代表的なものが「ドメイン名テイスティング」と呼ばれる行為である。

ドメイン名テイスティングとは、「良いドメイン名」=「大量のアクセス数が見込めるドメイン名」を選別するために、まず一度に大量のドメイン名を登録し、そこから一定量のアクセスがあるドメイン名だけを残し、それ以外のドメイン名は全て廃止するという行為を指す。

もちろん、ただ普通に「登録→廃止」を行っているだけであれば、その件数が大量とはいえ通常の申請とは特段変わりはなく、とりたてて問題視することもないと言えるだろう。 しかしながら、問題視された理由は、その「登録→廃止」という一連の申請に対して費用 負担が必要ないこと、そして無料であるが故に常軌を逸していると言えるほどの大量のドメイン名の登録と廃止が日々繰り返されるからである。

このドメイン名の登録が無料で行える理由は、Add Grace Period(登録猶予期間、AGP)という仕組みが利用されることによる。この AGP は、本来はドメイン名テイスティングのためにある仕組みではない。ドメイン名が登録された時点から課金されるまでの間に猶予期間を設けることで、ユーザの文字列の入力間違いなどを理由に、意図しないドメイン名が登録されてしまった場合でも、ユーザに不利益を与えないようにすることを意図した仕組みである。登録者が新規にドメイン名を登録した後、一定期間内(一般的には 5 日間)にその登録を取り消せば登録料が不要となる。そのため、登録者が AGP の期間中に文字列の入力間違いなどに気付けば、誤って登録されたドメイン名の登録料を負担せずに済むこ

とになるのである。

ただし、登録者が本当に間違いで登録したのかどうかをレジストラ側が調べる術はなく、 その点がトラフィックの多いドメイン名を選別したい一部の個人・業者に目をつけられ、 より少ないコストでドメイン名を選別するための道具として利用されることとなってしま った。

一度このような方法が発見されると、それが広く用いられるまでに多くの時間は要さず、 2006 年 5 月の統計では 616 のレジストラの内、502 のレジストラでこのような行為が見られるような事態となった 13 。ドメイン名テイスティングは、さまざまな混乱や不都合をレジストリやレジストラ、ユーザに与えており、その影響はもはや無視できない規模にまで発展した。

たとえば、これまでも短いドメイン名や英単語として意味を持つドメイン名を闇雲に登録していくという行為は存在したし、極端に短いドメイン名であればそれこそ未登録の空いている文字列全てを対象に機械的に登録していくという行為もあったが、それでもドメイン名の登録に費用が発生するのであれば、かかるコストと得られると予想される利益の関係から、実際に登録される文字列にはやはり一定の限度というものが存在した。しかしながら、ドメイン名の登録に費用が発生しないとなると、システム的な限界まで大量のドメイン名の登録が試みられることになり、登録した後でトラフィックの量に基づいてゆっくりと「良いドメイン名」を選別するという行為を行う者が出てきたのである。

このような行為は、後述するドロップキャッチと言われる行為にも影響を与えており、ドメイン名の登録に費用が発生するのであれば、ある程度アクセスが見込めるドメイン名しかキャッチの対象にならなかったものが、費用が不要なことから期限切れとなったドメイン名は全て対象とするような風潮となった感がある。

こうした大量の登録はシステムや回線に対して非常に大きな負荷となり、それらに対応するためのコストを発生させ、レジストリやレジストラに対する負担となった。また、結局はそのコストは回り回って一般的なユーザが負担することにもつながる。

また、この一連の選別によって選ばれなかったドメイン名は結局廃止されることになるわけだが、その廃止されたドメイン名も今度は別の者にとってのドロップキャッチの対象となるなどして、そのドメイン名は短期間に登録と廃止が繰り返えされることなる。これは

_

¹³ ICANN Meetings in Marrakech, Morocco Domain Name Marketplace Workshop http://icann.org/meetings/marrakech/captioning-dn-27jun06.htm

そのドメイン名を普通に登録したいユーザにとっては非常に迷惑な話であり、登録可能な 状態となっているかどうか調べようと WHOIS などを使って検索しても、数日おきにドメ イン名の状態が変化しているという分かりにくい状況となってしまう。一方、レジストリ やレジストラにとっても、システム的な負荷やコスト負担だけでなく、一般ユーザからの 問い合わせ等が増えることも予想され、それらに対応するための余計な人員やコストがさ らに必要となるなど、多くの関係者にとってマイナスの影響を与えることとなった。

● ドメイン名のドロップキャッチについて

ドメイン名テイスティングと並んで問題とされている「ドロップキャッチ」と呼ばれる行為は、ドメイン名テイスティングが登録の際に行われるのに対して、廃止時に行われている行為である。

ドロップキャッチとは、文字通り期限切れなどで廃止される(ドロップする)ドメイン名を登録(キャッチ)する行為である。現登録者が使わなくなりその登録者の意志に基づいて廃止されるドメイン名を新しい登録者が登録するというパターンもあれば、現登録者が登録期限を忘れていてうっかり廃止されてしまった場合のように、登録者の意志に反して廃止となってしまったドメイン名をいわば横取りするようなパターンもある。

このように廃止されるドメイン名が注目されるのには、それなりの理由がある。それは廃止されたドメイン名は過去にウェブサイトなどで実際に使われていたドメイン名であることが多く、そのドメイン名を利用してウェブサイトを立ち上げれば、従来のウェブサイトのユーザなどがそのまま勘違いしてアクセスしてきてくれるなど、ある程度のアクセス数を見込める可能性が非常に高いからである。これはウェブサイトなどに掲載したオンライン広告などで利益をあげることを目的とする者にとっては大きなメリットである。なぜなら、ドメイン名の登録料や維持料は使用歴のあるドメイン名も無いドメイン名も同じであり、同じコストを払って登録するのであれば、そこから得られる利益が大きいと予想される方がより有利だからである。

このドロップキャッチという行為は、従来からもそれなりの頻度で見受けられる行為であったが、前述した AGP という仕組みにより、ドロップキャッチしたドメイン名を数日の内に選別し、アクセス数の見込めないドメイン名は手放してしまえば余計な登録料が発生しないという状況となったため、「登録期限切れで廃止されたドメイン名は全て登録対象とする」というように感じられるような状況にもなった。

このような状況により、従来であれば、それほど大規模なサイトなどで使っていたドメイ

ン名ではなく、また文字列もある程度特異性のあるものであれば、仮にドメイン名を期限 切れで取り消されてしまっても再登録可能になるのを待って登録し直すという行為が可能 であったが、現在ではほぼ全てのドメイン名において、一度期限切れなどで廃止されてし まうと、RGP¹⁴(Redemption Grace Period:削除済ドメイン名のための「請戻猶予期間」) を利用すること無しに再び自分の手に取り戻すことはほぼ不可能な状況になりつつある。

● ICANN マラケシュ会議での議論 (2006 年 6 月)

このように大きな問題として認識されるようになったドメイン名テイスティングやドロップキャッチという行為については、近年のICANN会議でも大きな問題として取り上げられるようになり、2006 年 6 月にモロッコで行われたICANNマラケシュ会議では、この問題を特別に話し合うためのドメイン名マーケットプレイスワークショップ15が開かれるまでになった。

このドメイン名マーケットプレイスワークショップでは、ドメイン名テイスティングやドロップキャッチの概要説明や、ドメイン名の登録から期限切れを経て登録削除に至るまでのサイクルにおいてどのような行為が行われているかの解説が行われた。

会合に出席したパネリストからは、一部の登録者によるドメイン名テイスティングなどの行為が、多くの一般的な顧客に対して大きな影響を与えるとともに混乱を生じさせており、それらの顧客に対応するためのレジストラのサポートコストの増大に繋がっているという意見や、AGPが本来の意図に反した使い方をされていることは明らかであり、AGPの廃止を検討すべきではないかという意見などが発表された。また一方では、現状起こっていることこそがマーケットのニーズであり、闇雲に排除をするのではなく、早急にポリシー策定プロセスの対象としてルール作りを進めるべきではないかという意見も出た。さらに、レジストリ側からは、ドロップキャッチなどではキャッチを試みるコマンドが大量にレジストリ側のシステムに対して発行されていて、それがレジストリに過大な負荷を与えている現状などが説明された。

このような議論を経て、ドメイン名マーケットプレイスに関する問題については継続的に 議論していくことが確認され、以降の ICANN 会議においても引き続きこのドメイン名マーケットプレイスにおける問題について議論されることとなった。

¹⁴削除済ドメイン名のための「請戻猶予期間」

http://www.nic.ad.jp/ja/dom/gtld-policy/rgp.html

¹⁵ ICANN Meetings in Marrakech, Morocco

Domain Name Marketplace Workshop

http://www.icann.org/meetings/marrakech/captioning-dn-27jun06.htm

● ICANN サンパウロ会議での議論(2006 年 12 月)

マラケシュ会議の次に行われた 2006 年 12 月のブラジル・サンパウロ会議においても、ドメイン名マーケットプレイスワークショップが開催され¹⁶、現状についてアップデート報告がなされるともに、特にAGPに絞って集中的に議論が行われた。この会合では、AGPの見直しを求めるコメントが多数寄せられ、ALACの要請によりICANNスタッフが課題レポートを提出することになった。

■ ICANN サンファン会議での議論(2007 年 6 月)

ICANNサンパウロ会議におけるALACの要請に応じて、2007 年 6 月 14 日にはICANNスタッフより課題レポート 17 が提出され、レポートの内容に基づきサンファン会議で議論が行われた。

課題レポート内では、ICANN スタッフや法律顧問が多面的に検討した結果、ドメイン名テイスティングに関する問題は ICANN のポリシープロセスや GNSO のスコープの範囲内にあるものであると考えられ、GNSO でポリシー策定プロセス (PDP) を開始すべきであると勧告している。また、PDP を開始する前には、さらなる事実調査を行うことや、PDP 以外にも解決方法がないか検討するようにも伝えている。

GNSO 評議会では、GNSO メンバーと ICANN スタッフでアドホックグループを結成し、ドメイン名テイスティングについてさらなる情報収集を行うこととした。また、その結果により PDP を開始すべきかを判断することとなった。

アドホックグループは、事実に基づくデータ収集を行うために、2007 年 8 月 10 日から 9 月 15 日までドメイン名テイスティングに関する情報要請(Request for Information, RFI) 18 を行い、知的財産部会もRFIを同時に行った。情報要請に対して寄せられた内容を反映したレポートは、2007 年 10 月 4 日までに提出することがGNSOで決定された。

Captioning - Domain Name Marketplace Workshop

http://www.icann.org/meetings/saopaulo/captioning-dnmarket-06 dec 06. htm

http://www.icann.org/announcements/announcement-2-10aug07.htm

¹⁶ ICANN Meetings in São Paulo, Brazil

 $^{^{17}}$ GNSO Issues Report on Domain Tasting – English

http://gnso.icann.org/issues/domain-tasting/gnso-domain-tasting-report-14jun07.pdf

¹⁸ Request for Information on Domain Tasting

● ICANN ロサンゼルス会議での議論 (2007 年 10~11 月)

RFIには約220の回答が寄せられ、それらをまとめたアドホックグループの報告書¹⁹が2007年 10 月 4 日に提出された。

RFI への回答は、知的所有権者とドメイン名登録者から寄せられたものが大半で、ドメイン名テイスティングは利益よりもはるかに不利益をもたらすものであると明確に主張する内容であった。ドメイン名テイスティングを減らす手段については、他の提案もあったものの、回答者の多くが AGP を廃止することに肯定的であった。回答者の大半が、無料でドメイン名を登録できてしまうことがドメイン名テイスティングを助長すると考えており、また登録に対して ICANN がミニマムチャージを課すべきとも考えているが、中にはミニマムチャージの課金は ICANN の権限を越えるものであると考える者もあった。

報告書には、レジストリが ICANN に提出する月次レポートのデータのうち、ドメイン名テイスティングが最も行われている.com と.net の登録ドメイン数と削除ドメイン数のグラフも掲載された。このグラフからは、登録ドメイン数はほぼ一定のペースで増加していることが分かる。それに比して、削除されるドメイン名については、2005年1月ごろまでは登録されるドメイン数に対して微々たる割合であったが、それ以降急激に増加し、2007年3月時点では登録ドメイン数7,300万件前後に対し削除されるドメイン数が6,000万件に届きそうな勢いにまで伸びていることが分かる。

アドホックグループは、RFI や情報収集で得られた結果を報告書内で客観的に報告するとともに、GNSO からの要請に基づき、PDP を行う際の評価委任事項(Terms of Reference, ToR)のドラフトも掲載している。ドラフト ToR の内容は次の通りである。

- 1. ドメイン名テイスティングとして認識されるすべての行為の影響を見直し評価すること
- 2. ドメイン名テイスティングがもたらす影響を鑑み、ドメイン名テイスティング を防ぐための手段を導入することが正当化できるかどうか判断すること
- 3. 上記 2.に対する回答が肯定的なものであるならば、様々な手段が各部会にもたらす潜在的インパクトを考慮し、ドメイン名テイスティングを防ぐための手段を提案すること

以上の内容に基づき、ICANN ロサンゼルス会議における GNSO 評議会にて検討した結果、

¹⁹ Outcomes Report of the GNSO ad hoc group on Domain Tasting http://gnso.icann.org/drafts/gnso-domain-tasting-adhoc-outcomes-report-final.pdf

ドメイン名テイスティングに関する PDP を開始することが決議された。また、GNSO 評議会は、AGP の期間中に登録と削除が行われるドメイン名についても課金する料金体系とするよう、ICANN スタッフに勧告した。

● ICANN ニューデリー会議での議論(2008 年 2 月)

2008年1月7日には、ICANNスタッフより初回レポート²⁰が提出され、2008年1月28日までパブリックコメントに付された。本レポートには、ドメイン名テイスティングにまつわるこれまでの内容のまとめの他、GNSO内の各部会から寄せられたドメイン名テイスティングに関する声明文が含まれている。声明の内容は部会により多岐にわたるものの、ドメイン名テイスティングを減らすための手段を講じるべきであるという点についてはコンセンサスが得られている。

また、ロサンゼルス会議において提出された、AGPの期間中に登録と削除が行われるドメイン名に対しても課金する料金体系とすべきであるという内容のGNSO評議会の勧告に対応して、2008年1月29日には、ICANN理事会からの勧告²¹が公開された。その内容は、2008年7月1日から始まる新年度予算より、ドメイン名が登録されたらすぐに課金するよう提案するものであり、ドメイン名テイスティングの廃止に向けて理事会が大きく動き出したことが見て取れる内容である。

ニューデリー会議の議論においても、ドメイン名テイスティングは否定的に捉えられるのが趨勢であったと言える。しかしながら、登録時の誤入力の修正といった本来の目的に AGP を利用する登録者も依然として存在すると考えられるため、「ドメイン名テイスティングの 防止=AGP の廃止」と結びつけるのはいささか早計との意見も上がった。そこで、GNSO 評議会としては AGP 期間中における一定割合の削除件数を許容した上で、それ以上の登録に対しては課金することと、レジストラ認定契約内の AGP に関する条項の修正を理事会に提案しようとしていることが伝えられた。

ドメイン名テイスティングに関する議論に呼応するように、.biz のレジストリである NewStar と.info のレジストリである Afilias より、レジストリ契約内の AGP に関する条件 の修正案が 2008 年 2 月 5 日に提出され、2008 年 2 月 28 日にパブリックコメントに付された。両社とも別々に修正案を提出しているが、内容は似通ったものである。AGP 期間中に 削除されるドメイン名のうち、課金が猶予されるドメイン名数の上限を設定しており、月

 ²⁰ GNSO Initial Report on Domain Tasting
 http://www.icann.org/announcements/announcement-07jan08.htm
 21 ICANN Board Recommends Action on Domain Tasting
 http://www.icann.org/announcements/announcement-29jan08.htm

に50件もしくはレジストラにおける月の新規登録数の10%のうちどちらか大きい方を上限とすることを提案している。レジストラが AGP 期間中に削除するドメイン名数に制限は設けられないが、月締めの時点で、上限を超える数のドメイン名すべてに対して課金されることになる。ICANN は、これらの修正案がインターネットの安定性・安全性や競争原理に対して重大な問題を引き起こすことはないと判断し、2008年2月27日から2008年3月26日まで修正案に対する意見募集期間が設定された。その後、2008年3月27日の理事会で修正案が承認された。なお、ドメイン名テイスティングへの対応に関連して、.orgのレジストリであるPIRが提示したレジストリ契約の改訂は、すでに2006年11月に承認されていた。やはり、AGPの期間中に削除されるドメイン名の内、課金が猶予される登録数を制限するものであり、AGPに削除されるドメイン名数が30日間の登録数の90%を超える場合、AGPの間に削除されたドメイン名に課金するという内容で、2007年6月に導入されている。

2008年3月6日のGNSO評議会では、ドメイン名テイスティングを抑制するために、AGPの仕組みがドメイン名テイスティングに利用されるのを阻止するため方策をICANN理事会に勧告するための動議が特別多数で可決された。勧告の内容は、AGPを実装しているgTLD運用者は、AGPの期間に削除されるドメイン名が、新規の月間ドメイン名登録数の総数の10%もしくは50個のどちらか多い方を超えた場合、超えた分について返金を行えないようにするが、特殊な状況については例外も認められるという内容である。GNSO評議会においては、前述のNewStarやAfiliasの修正案を参考に議論が行われていただけに、それらの内容と似通っていると言える。このGNSOの勧告は2008年4月30日から2008年5月21日まで意見募集に付され22、その後に理事会の最終検討に付されることになった。

2008年5月22日には、上記意見募集で寄せられたコメントのサマリ²³が掲載された (2008年5月29日に修正されている)。寄せられたコメントは11件と多くはなく、AGPをなくせばドメイン名テイスティングの問題を解決できるわけではないというコメントがあったり、レジストリやレジストラの中にはAGPの制限に反対している人が依然として存在するということが分かるものであったが、AGPに制限値を設けて運用するというのが妥当な解決策となるという雰囲気が漂う内容であった。

● ICANN パリ会議での議論(2008年6月)

ICANN パリ会議において開催された 2008 年 6 月 26 日の ICANN 理事会において、前述

-

Public Comment - May 2008 archive Domain Tasting
 http://www.icann.org/public_comment/public-comment-200805.html#dt-motion-21may08
 CORRECTED summary of public comments on domain tasting
 http://forum.icann.org/lists/dt-motion-21may08/msg00013.html

の GNSO 評議会が提出した勧告は採択され、2007年11月に開始されたPDPが終息した。 理事会の指示により、レジストリ・レジストラが実装に必要な時間等を考慮して、ICANN スタッフが実装を進めることとなった。

ポリシーの実装

2008 年 10 月 20 日には、ICANNスタッフよりAGP制限ポリシーおよび実装計画案が公開され 24 、2008 年 11 月 20 日まで意見募集が行われた。2008 年 12 月 1 日に提出されたコメントの要約および分析によると、寄せられたコメント 14 件の内訳は、賛成 7 件、条件付きの賛成 1 件、ポリシーとして実装するには時期尚早との意見 1 件、賛成か反対かは述べずに質問と修正案を記したもの 1 件、重複投稿 1 件、実装計画案にコメントしていないもの 1 件、スパム 2 件となっており、実質的にはAGP制限ポリシーおよび実装計画案への賛成意見が過半数となったようである。コメントの要約および分析の文書には、次のステップとして、実装計画案の最終版は 2008 年 12 月にgTLDレジストリやコミュニティに対して告知し、2009 年 4 月 15 日までにはgTLDレジストリによって実装される予定であることも記している。

2008 年 11 月 13 日のICANNによるアナウンスメント25によれば、AGPの間のドメイン名削除件数が84%減少したことが伝えられている。これは、AGP制限ポリシーが実装されるまでの短期的な解決方法として、新規の月間ドメイン名登録総数の10%もしくは50ドメイン名のどちらか多い方を超えた場合、超えた分は登録されたドメイン名とみなして現行の1ドメイン名につきUS\$0.20という取引手数料を課すことになる予算を理事会が承認したことが奏功したものである。予算執行により、AGPの間に登録と削除が行われたドメイン名数は、2008 年 6 月の約1,760万件から2008 年 7 月の約280万件に減少しており、約280万件の内、約260万件に対して取引手数料が課されることになり、AGPの間に登録と削除が行われて取引手数料が課されるドメイン名数は、わずかになるまで減るかもしくは無くなるのではないかと見ていることが伝えられた。

2008年12月17日には、ついにICANNよりAGP制限ポリシーの実装計画が告知された²⁶。 実装計画には、ドメイン名テイスティングに関するGNSOのポリシー策定プロセスでの検 討やレジストリ・レジストラへのアウトリーチ活動、実装計画案に寄せられた意見等が反 映されている。gTLD運用者はAGP制限ポリシーについて 21日以内に認定レジストラに知

²⁴ Public Comment: AGP Limits Policy

http://www.icann.org/en/announcements/announcement-20oct08-en.htm

²⁵ AGP Deletes Down by 84 percent

http://www.icann.org/en/announcements/announcement-13nov08-en.htm

²⁶ Advisory: Add Grace Period Limits Policy

http://www.icann.org/en/announcements/announcement-17dec08-en.htm

らせ、それ以降 2009 年 3 月 31 日までの間に速やかに実装するようにとの内容が実装計画に記されている。2008 年 11 月 23 日のICANNからのアナウンスメントでは、予算の引き当てにより 2008 年 6 月から 7 月のAGP中のドメイン名削除件数が 84%減少したことが伝えられたが、AGP制限ポリシーが実装されればより高額のペナルティが課されることになるため、AGP中のドメイン名削除件数の減少にさらに拍車をかけると見ていることが伝えられている。

2-5 ドメイン名のフロントランニングに関する議論の動向

かねてより寄せられていた懸念

あるドメイン名を登録しようとする場合、そのドメイン名が登録可能かどうかを確認するために、WHOIS等を利用して検索することが考えられる。未登録の状態、つまり登録可能な状態であることが確認でき、実際にそのドメイン名を登録することに決めれば、登録手続きへと進むことになり、場合によっては、多少の時間をおいてから改めて登録手続きを行うこともあるだろう。ところが、WHOIS等で確認した時点で直ぐに登録せず、時間をおいてから登録しようとすると、少し前まで未登録であったドメイン名が既に登録済みの状態に変わっていた、という場面に遭遇したケースを時折耳にする。

ドメイン名の登録を考えているユーザがそのようなケースに直面すれば、これまで登録されていなかったドメイン名が、ステータスの確認後に直ちに登録されてしまうのは、WHOIS等で検索したことがきっかけとなっているのではないか、と疑念を持つことも不思議ではない。WHOIS等で検索した情報がモニタリングされ、その情報を利用してサイバースクワッティング等の不正の目的を伴う行為を企てる第三者によりドメイン名が登録されたのではないかと考えられてしまうことも無理はない。

WHOIS 等で検索した情報が利用され、他人が登録しそうなドメイン名が先回りして登録されていると疑われているこれらのケースは、ドメイン名の横取り (domain name grabbing) や先行予約 (preemptive registration) と呼ばれ、かねてよりクレームとして ICANN、レジストラ、知的財産を専門とする弁護士に対しある程度の頻度で寄せられていたようである。

● セキュリティと安全性に関する諮問委員会(SSAC)の勧告書と報告書

セキュリティと安全性に関する諮問委員会(SSAC)としては、これらのケースが行われているという確証はないものの、コミュニティ内にそのような疑念が存在するという事実を鑑み、事前研究およびコミュニティへの問題提起のために、2007年10月に勧告書²⁷を提出した。勧告書では、ドメイン名が先回りして登録される状況が証券取引の世界で言われるフロントランニングの状況と似ていることから、それになぞらえドメイン名フロントランニング(domain name front running)と呼ぶこととしている。

²⁷ SAC 022 SSAC Advisory on Domain Name Front Running http://www.icann.org/committees/security/sac022.pdf

ドメイン名フロントランニングが行われる理由としては、インターネットユーザが関心をもつドメイン名をペイパークリックサイトに使って、ユーザをおびき寄せ広告費を稼ぐ目的であったり、ドメイン名の商品価値に目をつけセカンダリマーケットで売ることなどが考えられている。また、ドメイン名フロントランニングと思われても、実はドメイン名テイスティングの結果として、ドメイン名が登録されてしまっているとも考えうるという。

ドメイン名フロントランニングがどのようにして行われるのかについては、DNS 運用者、レジストリ、レジストラ、リセラが行っていることも考えうるし、現状では WHOIS で検索された情報を外部に提供することが禁止されていないため、ドメイン名フロントランニングを行う者(勧告書では、ドメイン名フロントランナーと呼んでいる)に売っていることも考えられるとしている。その他にも数例が挙げられているが、いずれも考えうるものを検討のための例示として記しているもので、この限りではないと考えられるし、例示したものがドメイン名フロントランニングの方法として利用されていると明言しているわけでもない。

SSAC としては、ドメイン名フロントランニングが行われている事実があると断言することは避けているものの、苦情が寄せられたりドメイン名フロントランニングが行われていると疑念を持たれているという状況は、ドメイン名事業に対する信頼感を失わせているとしている。また、WHOIS 等を用いて希望するドメイン名を確認することは、そのドメイン名に関心があるということを第三者に知らせてしまう可能性につながるため、慎重に行うよう忠告している。この時点では、WHOIS 等の検索情報をモニタリングすることが容認されるものかそうでないかを結論付けるだけの状況証拠などを持ち合わせていないため、次の10項目を掲げ事例報告を呼びかけ勧告書の結びとしている。

- ・ ドメイン名が登録可能であるかを確認した方法(例:ウェブブラウザ、アプリケーション)
- ・ 利用している ISP
- ・ ドメイン名の確認サービスを提供するプロバイダもしくは運用者
- ドメイン名が登録可能であるかを確認した日時
- ・ ドメイン名が登録可能であるかを確認した際の回答(例:WHOIS クエリへのレスポンス)の写し
- ・ ドメイン名が登録可能であるかを確認した際の回答に、当該ドメイン名がこれまでに登録されたことがある、もしくは登録されていないと記されていたか
- これまでに当該ドメイン名が登録されていたことを伝える回答(例:WHOIS クエリへのレスポンス)の写し
- ・ ドメイン名フロントランナーと思しき者との通信内容の写し

- ・ レジストラもしくはドメイン名の確認サービスを提供する業者との通信内容
- ・ ドメイン名の確認サービスを提供する業者とドメイン名を先取りした者とが関係 していると思われることが分かる情報

事例報告の呼びかけに対しては、2007 年 10 月 20 日から 2008 年 1 月 5 日までの間に約 170 の回答があり、そのうちの 120 件はドメイン名フロントランニングに関係する内容であったという。これらの回答を分析した結果として、2008 年 2 月にSSACから報告書 28 が提出された。

回答の分析にあたり、SSACメンバーは、情報が不十分と思われる点については回答者に追って確認した上で、WHOISやドメイン名登録情報を確認し、ウェブホスティングの履歴等も検証した。しかしながら、やはりこの段階でも、ドメイン名の確認サービスを提供する業者により何かしらの手段を用いてドメイン名フロントランニングが行われていると結論付けるには情報が乏しいとしている。ただ、ドメイン名フロントランニングは行われているかもしれないが、その証拠を捉えることは難しいとしつつも、その可能性が疑われていることはコミュニティがドメイン名登録のプロセスの中で感じる不満の表明と認識できることにも触れている。

回答結果からは、ドメイン名登録プロセスやそこに関係するマーケットが、インターネットユーザの理解を超えて複雑なものとなっている現状が浮かび上がっている。平均的なエンドユーザにとってはドメイン名フロントランニング、ドメイン名ハイジャック、ドメイン名テイスティング等が意味するところの違いを区別できず、それがゆえに登録プロセスは信頼できないものであるという印象を与えているとしている。ドメイン名登録に関わる業者は、ドメイン名登録に関わってくる様々な事柄についてユーザへ啓蒙したり、業界特有の専門用語の使用をできるだけ控えるよう勧告している。また、ユーザは、ドメイン名のキャンセル待ちサービスを使えば、希望するドメイン名が期限切れとなり更新されないと、代わりに登録してくれるはずと思い込んでいるので、そのようなサービスを提供するレジストラやリセラはユーザの誤解を正す手段を講じるよう勧告している。

また、レジストラやリセラとドメイン名登録のための手続きを進める際には、登録者から すれば、契約に明示されていようとなかろうと、一連の手続きに関係する情報が断りもな しに第三者に公開されることなどないだろうし、ましてや登録者が費用を負担して提供し た情報が、レジストラやリセラ自身のために使われることもないと考えるはずである。こ のようなことを業者が行うとしたら、ユーザとの信頼関係を破ることとなり、また登録者

_

²⁸ Report on Domain Name Front Running http://www.icann.org/committees/security/sac024.pdf

が費用を負担して提供した情報を利用して業者がドメイン名市場において優位性を獲得しようとすれば、さらに事態を悪化させることになると危惧している。SSACは、登録者とレジストラとの信頼関係が損なわれつつある状況を感じており、ICANNやコミュニティは登録プロセスにおける信頼関係の喪失について検討すべきであると勧告している。また、レジストラは、ドメイン名の登録可否が検索された際の情報をどのように扱うかについての注意事項を、ユーザに対して明確に伝えるべきであると勧告している。

ドメイン名の登録可否が検索され登録されれば、他者がそのドメイン名に関心を持つ可能性も高くなる。そこで、ドメイン名の登録可否を検索し登録した登録者は、そのドメイン名を大切に思うならばなおさら、ドメイン名をチェックし登録する際に得られる次の情報を記録しておくべきであるとしている。

- ・ ドメイン名が登録可能であるかを確認した方法(例:ウェブブラウザ、アプリケーション)
- ・ 利用している ISP
- ・ ドメイン名の確認サービスを提供するプロバイダもしくは運用者
- ・ ドメイン名が登録可能であるかを確認した日時
- ・ メイン名が登録可能であるかを確認した際の回答(例:WHOIS クエリへのレスポンス)の写し
- ・ メイン名が登録可能であるかを確認した際の回答に、当該ドメイン名がこれまで に登録されたことがある、もしくは登録されていないと記されていたか
- これまでに当該ドメイン名が登録されていたことを伝える回答(例:WHOIS クエリへのレスポンス)の写し
- ・ レジストラもしくはドメイン名の確認サービスを提供する業者との通信内容

また、登録しているドメイン名が登録期限を越えてしまうと、そのドメイン名を登録していたレジストラで更新手続きを取るか、失効させるかのどちらかの方法しかなくなるので、登録しているドメイン名を失うと困る場合には、登録期限を迎える前に事前の対処を行うよう注意を喚起している。²⁹

なお、同報告書の冒頭の注記には、Network Solutions 社(NSI)が 2008 年 1 月 8 日に導入したドメイン名登録サービスの改定について触れられているが、SSAC の報告書の内容が完成した段階での改定リリースであったため、分析内容に NSI のサービスは含まれていない。NSI の新内容のサービスでは、ユーザがドメイン名の登録可否を同社のサービスを利

259

 $^{^{29}}$ 参考文書 : SAC 010 Renewal Considerations for Domain Name Registrants http://www.icann.org/committees/security/renewal-advisory-29jun06.pdf

用して検索し、登録可能であるものの登録しない場合、NSI がそのドメイン名を 4 日間予約しておくとするものである。NSI としては、これはユーザのためのサービスであり、ドメイン名の登録可否を検索したがためにドメイン名フロントランニングの対象になることがないようにするためと説明している。しかしながら、このサービスが果たしてユーザのためのものであるかどうかについては、議論が分かれるところであるとしている。

.info のレジストリである Afilias 社は、2008 年 1 月 14 日にプレスリリースを発表し、同社はドメイン名の登録可否が検索された際のデータを売ったことはなく、.info についてドメイン名フロントランニングが行われるているという事実を認めない、とドメイン名フロントランニングに反対の姿勢を示していることを伝えている。

● GNSO 評議会における議論

その後、2008 年 5 月 8 日の GNSO 評議会会議において、ドメイン名フロントランニングに関する議論が行われ、フロントランニングドラフティングチームを結成し、ドメイン名フロントランニングがどのように定義されるか、ドメイン名フロントランニングの問題がどれぐらい広がっているか、ドメイン名テイスティングに関連する手法がドメイン名フロントランニングに影響しているか、レジストラ認定契約(RAA)にはドメイン名フロントランニングに適用できるルールが含まれているか、といったことを検討することになった。その結果として、課題レポートを要請すべきか、もしくは更に調査を進めるべきかといった点について、2008 年 6 月 7 日までにGNSO 評議会に勧告を行うことになった。

なお、2008年5月8日のGNSO評議会会議では、ドメイン名フロントランニングはRAAに包含されるのか、またドメイン名フロントランニングを対象としたコンプライアンスの活動があるのかという質問がICANNスタッフに対して投げかけられ、それらについてはICANNスタッフより2008年5月29日に回答30が寄せられている。回答においては、RAAでは明示的にドメイン名フロントランニングには対応していないということを伝えるのに加えて、ドメイン名フロントランニングがどの程度起こっているかを評価すると共に、ドメイン名フロントランニングはインターネットの安全性や安定性を脅かすものであるかを判断するための調査を事前に行うべきであると勧告している。

ICANNスタッフからの勧告を受けて、ICANNパリ会議期間中の2008年6月25日のGNSO 評議会で検討が行われた。その当時、ドメイン名テイスティングへの対応策として登録猶

³⁰ ICANN staff response to the GNSO Council question on domain name front running http://gnso.icann.org/correspondence/front-running-staff-response-to-gnso-council-08may-request-29m ay08.pdf

予期間 (AGP) に削除できるドメイン名数に制限値を設けて運用する提案が出されており、その変更がドメイン名フロントランニングに影響を与えるかどうかを判断するために情報が必要となるとの判断を下した。よって、GNSO 評議会は情報収集が完了するまで、ドラフティングチームの活動を一時保留することとした。

その後は、GNSO 評議会内においても特段の進捗はなく、ポリシー議論に持ち込まれることなく 2009 年を迎えており、今後の議論の進展が気になるところである。

2-6 ドメイン名を巡る紛争および紛争処理体制の動向

2-6-1 2008 年におけるドメイン名紛争の概況

登録者と商標権者等との間に起こるドメイン名紛争解決のために、ICANNは 1999 年 10 月にUniform Domain Name Dispute Resolution Policy³¹(統一ドメイン名紛争処理方針、以下「UDRP」という)及びRules for Uniform Domain Name Dispute Resolution Policy³²(統一ドメイン名紛争処理方針のための手続規則、以下「UDRP Rules」という)を採択した。gTLDおよび一部のccTLDドメイン名紛争解決のために導入され、今日まで運用されている。

UDRPに関する申立は、ICANN認定紛争処理機関³³で受け付けられる。例年の傾向として、gTLDのドメイン名に関する紛争の申立先は、World Intellectual Property Organization (WIPO) ³⁴のArbitration and Mediation Center (スイス共和国ジュネーブ) とNational Arbitration Forum (NAF、米国ミネソタ州ミネアポリス) ³⁵の 2機関に集中している。2008年のWIPOとNAFの取り扱い件数を見ると、前年対比でWIPOにおいては約 2%減っているものの、NAFにおいては約 4%増えており、申立数全体としては 2004年以降増加傾向にあると言える。

更に、紛争処理機関からのプレスリリースより、近況を確認してみたい。

NAFのブログ³⁶における 2008 年 10 月 27 日付けの投稿"Launch of New Domain Name Extensions May Mean More Disputes"からリンクされている弁護士Kristina Fordahl Dorrain氏の記事"Changes To The Internet Space: Is Your Client Ready?"においては、ICANNにおいて新gTLDやIDN ccTLDの導入が決議され、今後ドメイン名空間が広がることに伴う懸念が述べられている。新gTLDやIDN ccTLDの導入は、投機的にドメイン名を登録する者にとっては喜ばしいことかもしれないが、商標権の所有者にとっては監視の目を光らせなければならない範囲が広がり、インターネットユーザを混乱させることもあり得ると考えているとのことである。インターネットは今後もよりグローバルなコミュニティ

³¹ UDRP 原文: http://www.icann.org/dndr/udrp/policy.htm UDRP 日本語訳: http://www.nic.ad.jp/ja/translation/icann/icann-udrp-policy-j.html

³² UDRP Rules 原文: http://www.icann.org/dndr/udrp/uniform-rules.htm UDRP Rules 日本語訳: http://www.nic.ad.jp/ja/translation/icann/icann-udrp-rules-j.html

³³ http://www.icann.org/dndr/udrp/approved-providers.htm

³⁴ http://www.wipo.int/amc/en/domains/

³⁵ http://domains.adrforum.com/

³⁶ http://arbitration-forum.blogspot.com/

に広がっていくものであるため、企業やその弁護士らは引き続きインターネットの今後の 展開や新gTLDおよびIDN ccTLDの導入に注視することが大切であると警鐘を鳴らしてい る。

NAFのリリースの内容や各紛争処理機関に対する申立件数の堅調な推移を見ると、商標権者等にとってはドメイン名は引き続き一定の価値を持ち続けているように考えられる。新たなgTLDが増えれば、それに伴いUDRPによる紛争解決に持ち込まれるケースも増えていくものと推察される。

WIPOからICANN宛ての2008年12月30日付けのレター"WIPO eUDRP Initiative"37では、ペーパーレスのUDRPを目指ざして検討していくことをICANNに対して提案している。2009年にはUDRP施行から10周年という節目を迎えることとなり、その間にはインターネット経由のコミュニケーションが至る所で用いられるようになったり、環境問題への取り組みがグローバルに意識されるようになるなど、UDRPを取り巻く環境が大きく変化してきた。そこで、ペーパーレスに向けて真剣に検討を行うタイミングを迎えたと考えられるということが説明されている。ちなみに、2008年にWIPOに寄せられた申立書と答弁書のハードコピーは、100万ページをはるかに超える量であったとのことである。インターネット業界の動向のみならず、様々な国際動向がUDRPを変化させていく可能性もあることが感じられる提案内容である。

次に、JPドメイン名紛争処理方針(以下、 $\lceil JP$ -DRP」という)及びJPドメイン名紛争処理方針のための手続規則(以下、 $\lceil JP$ -DRP手続規則」という) 38 に基づき行われるJPドメイン名の紛争処理の近況についても確認したい。

申立件数については、2006年の件数は8件で、過去最多の11件の申立があった2005年より減ったが、2007年は10件の申立があり増加傾向に転じたかに見えた。しかしながら、その後2008年においては3件に留まっている。

2006 年度には JP-DRP および JP-DRP 手続規則の改訂が行われ、2007 年 6 月 1 日より実施された。 JP-DRP および JP-DRP 手続規則の改訂では、 JP-DRP の策定当初からの理念は変えることなく、利用者にとってより簡易、迅速な手続を容易にすることを主要な目的として、不明確な規程の書きぶりの見直しと実務を進める過程で判明した不具合の修正がされた。その内容を受けて、2007 年度には、改訂版 JP-DRP をより理解してもらうための解説の作成が行われた。解説の内容は、パネリストや法曹関係者といった法律の専門家だ

³⁷ http://www.wipo.int/export/sites/www/amc/en/docs/icann301208.pdf

³⁸ JP-DRP および JP-DRP 手続規則は、以下のページで確認できる。 http://www.nic.ad.jp/ja/drp/index.html

けではなく、JPドメイン名紛争処理の当事者ともなり得るエンドユーザも読み手となることを意識した構成となっている。2008年度にはこの解説が公開され、JP-DRPの理念の浸透が図られた。

以下では、gTLD、ccTLD、JP ドメイン名におけるドメイン名紛争に関する近年の動向を 統計等と共に概観する。

2-6-2 gTLDにおけるドメイン名紛争

2-6-2-1 gTLDにおけるドメイン名紛争の概況

ICANN により認定され、UDRP 及び UDRP Rules に基づきドメイン名紛争を扱う紛争処理機関は、下記の 4 機関である。かつては、eRes (eResolution) および CPR (International Institute for Conflict Prevention and Resolution) も ICANN 認定の紛争処理機関として機能していたが、eRes は 2001 年 11 月の活動停止以降は稼動しておらず、CPR は 2000 年 5 月 22 日に ICANN より認定され、同年 6 月以降ドメイン名紛争処理に携わっていたが、2007 年 1 月以降はドメイン名紛争処理を行っていない。

ADNDRCが認定されてから以降、新たな紛争処理機関が認定されるまでは時間が開いたが、2007年5月25日にICANNのアナウンスメントにて、Czech Arbitration Court (CAC) がUDRPの認定紛争処理機関となることの関心表明をICANNに提出したことが通知され、提案書等は2007年6月25日までパブリックコメントに付された。寄せられたコメントやその後のICANN会議における議論などを反映した修正版の提案書等をもって、2007年11月12日から12月2日まで再度パブリックコメント期間が設定された。2008年1月23日のICANN理事会でCACの申請が承認され、紛争処理機関としてのサービス提供に向けて法律顧問とCACは検討に入るようICANN理事会は要請した。2009年2月中旬時点において、UDRPの認定紛争処理機関を掲載するICANNのウェブページ"Approved Providers for Uniform Domain-Name Dispute-Resolution Policy"39においてCACの名前が確認でき、2008年末前にはUDRPの申立の受け付けを開始する予定にあることが記されている。しかしながら、CACのウェブサイト40を見る限りでは、UDRPの裁定結果は公表されておらず、UDRPの申立を受け付けているかどうかも判明しない。

各紛争処理機関の名称と活動開始時期は以下の通りである。

_

³⁹ http://www.icann.org/en/dndr/udrp/approved-providers.htm

⁴⁰ http://www.adr.eu/

表 1 紛争処理機関と活動開始時期

紛争処理機関名	活動開始時期
WIPO (World Intellectual Property Organization)	1999/12/01
NAF (The National Arbitration Forum)	1999/12/23
ADNDRC (Asian Domain Name Dispute Resolution Centre)	2002/02/28
Czech Arbitration Court (CAC)	(2008/12 予定)

また、各紛争処理機関の活動開始以降の処理件数は、以下の通りである⁴¹。

表 2 紛争処理機関別処理件数推移

	WIPO	NAF	ADNDRC42	CAC	CPR	eRes	合計
1999年	1						1
2000年	1,857	860			19	250	2,986
2001年	1,557	836			14	96	2,503
2002年	1,207	870	22		32		2,131
2003年	1,100	854	32		24		2,010
2004年	1,176	931	40		9		2,156
2005年	1,456	1,119	48		25		2,648
2006年	1,824	1,428	62		24^{43}		3.338
2007年	2,156	1,539	66				3,761
2008年	2,107	1,607	135				3,849
合計	14,441	10,044	405		147	346	25,383

2000 年以降 2003 年前後までは、各紛争処理機関の処理件数は減少傾向にあったが、2005 年から 2007 年は 3 機関の処理件数が増加した。なお、ADNDRC の数値については、2009 年 2 月中旬時点において"Case Statistics"のページの情報が 2008 年 6 月 11 日付け KR-0800026 事件以降の情報が更新されていないように見受けられることと、"Decisions" のページについては北京事務所と香港事務所の情報は確認できるものの、ソウル事務所の情報が掲載されていないため、いずれにしても正確な総数を確認できない。ただ、北京事

⁴¹ 処理件数は、各紛争処理機関の Web サイトを基に集計したものである。

⁴² ソウル事務所の件数が確認できず ADNDRC の総数が算出できないため、北京事務所と香港事務所の処理件数の合計数となるが、参考のために記す。

⁴³ CPR のウェブサイトの記述によると、ドメイン名の紛争処理機関として活動していたのは 2000 年 6 月 から 2007 年 1 月となっているが、申立の受理は 2006 年内に受け付けたものが最後となっている。

務所と香港事務所の合計処理件数を見るだけでも増加傾向にあり、2008年の処理件数では 大きな伸びを見せていることから、ADNDRC全体の処理件数も増加しているように推察さ れる。2008年のWIPOの処理件数は若干減少したが、NAFにおいては増えており、ドメ イン名紛争が全体として増加傾向にあると見て差し支えないだろう。

2008年の申立先を紛争処理機関ごとに分けると以下の通りとなる。なお、上述の「紛争処理機関別処理件数推移」と同様に、ADNDRCについては北京事務所と香港事務所が公開している内容から確認できる 135 件を参考数値として掲載する。

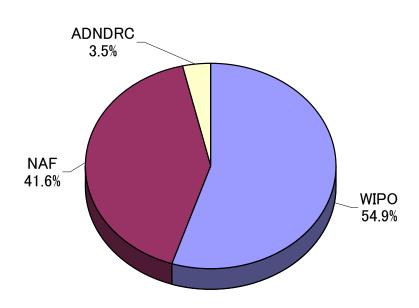


図 1 2008年の申立先

例年の傾向として、WIPO、NAFの順に割合が高く、両者で95%以上の割合を占めている。 ADNDRC の正確な数値が把握できないため確証は得られないが、2008 年についても似た 傾向があるように想像される。

2-6-2-2 紛争処理機関の比較

2-6-2-2-1 手数料

申立人は、申立先の機関に手数料の全額を支払わなければならない。ただし、申立人が 1 名パネル (1名のパネリストによる裁定) を希望し、1名パネル分の料金を納付した後、被申立人 (ドメイン名の登録者) が 3 名パネルを希望する場合には、すべての料金を申立人と被申立人で均等に負担することになる (UDRP 第 4 節 g.項)。

料金は、各紛争処理機関が定める補則等により定められている。以下のごとく、紛争処理機関ごとに料金設定に若干の差がある。

表 3 各紛争処理機関の料金設定

(1) WIPO

紛争対象のドメイン名の数	裁定パネルの構成	裁定パネルの構成		
が 手内 家・クト ケ・イ マ 石 v 7 妖	(1名パネル)	(3名パネル)		
1-5	US\$1,500	US\$4,000		
6 - 10	US\$2,000	US\$5,000		
11 以上	相談により決定	相談により決定		

(2) NAF

紛争対象のドメイン名の数	裁定パネルの構成	裁定パネルの構成			
//3 1 / d = X / 2 / 2 / 2 / 3 / 2 / 3 / 3 / 3 / 3 / 3	(1名パネル)	(3名パネル)			
1-2	US\$1,300	US\$2,600			
3 - 5	US\$1,450	US\$2,900			
6 - 10	US\$1,800	US\$3,600			
11 - 15	US\$2,250	US\$5,000			
16以上	相談により決定	相談により決定			

(3) ADNDRC

紛争対象のドメイン名の数	裁定パネルの構成 (1名パネル)	裁定パネルの構成 (3名パネル)		
1-2	US\$1,000	US\$2,500		
3 - 5	US\$1,200	US\$3,000		
6 - 9	US\$1,600	US\$3,600		
10以上	US\$3,000	US\$7,000		

(4) CAC

紛争対象のドメイン名の数	裁定パネルの構成	裁定パネルの構成
	3 次人し ハーハ マン 1 日 /人	

	(1名パネル)	(3名パネル)
1 - 5	EUR 1,300	EUR 3,100
6 - 10	EUR 1,600	EUR 4,000
11 - 20	EUR 1,900	EUR 4,700
21 - 30	EUR 2,200	EUR 5,500
31 - 40	EUR 2,500	EUR 6,300
41 - 50	EUR 2,800	EUR 7,100
51 以上	相談により決定	相談により決定

2008 年末までに紛争処理手続きを取り扱っており、かつ料金設定が US\$で設定されている WIPO、NAF、ADNDRC の 3 機関を比較してみると、紛争の対象となるドメイン名が 1 つである場合、 1 名パネルでも 3 名パネルでも、手数料が高い順に WIPO > NAF > ADNDRC となる。これまでに最も多くの申立を扱ってきたのは WIPO であるが、WIPO に申立が集中する理由が価格面でのメリットを感じているわけではないことがうかがえる。

料金面については、いずれの紛争処理機関も比較的廉価であり、各紛争処理機関ともドメイン名紛争を引き受けることが収益に貢献しているとは考えづらい。

WIPO、ADNDRC、CACは、パネリストとセンター側の分配割合も公表している。そこで、WIPOの「Schedule of Fees under UDRP44」を見てみると、申立の対象となるドメイン名が1つで、かつ単独パネルで審理される場合、センターの取り分はUS\$500で、3名パネルの場合でもUS\$1,000である。WIPOのドメイン名紛争取り扱い部門には20人ほどの職員が在籍すると聞いたことがあり、年間の取り扱い件数が減少していないことから、現在も同数程度の構成であると仮定すると、2007年に年間取り扱い件数が2,000件を超えて2008年も増加しているとはいえ、その手数料では必要な人件費すら充当することが難しいことが予想される。実際には人件費以外の費用も運営に必要となるため、ドメイン名紛争取り扱い部門に限って言えば収益を確保できない体質であることが推察される。

-

⁴⁴ http://www.wipo.int/amc/en/domains/fees/index.html

2-6-2-2 Supplemental Rules (補則)

各紛争処理機関の補則比較を以下に示す。

表 4 各紛争処理機関の補則比較

	WIPO	NAF	ADNDRC	CAC
紙媒体の場合の	4 部	1名パネルの場合3	4部 (原本に	4部(1部は原本)
申請書式送付		部、3名パネルの場	"Original"と記す)	
部数		合 5 部		
字数制限	申立書・答弁書と	申立書・答弁書と	申立書・答弁書と	申立書・答弁書と
	もに主張部分(手	もに主張部分(手	もに主張部分(手	もに主張部分(手
	続規則の第 3 条	続規則の第 3 条	続規則の第 3 条	続規則の第 3 条
	(b)(ix)及び第 5 条	(b)(ix)及び第 5 条	(b)(ix)及び第 5 条	(b)(ix)及び第 5 条
	(b)(i)に関する部	(b)(i) に関する部	(b)(i)に関する部	(b)(i) に関する部
	分) は 5,000 ワー	分) は 10 ページ以	分) は 3,000 ワー	分) は 5,000 ワー
	ド以内	内	ド以内	ド以内
事件管理者の	センターにより任	明確な記載はない	センターにより任	明確な記載はない
選出方法	命	が事件管理者は置	命	が事件管理者は置
		<		<
答弁書提出期限	記載なし	答弁書の提出期限	記載なし	特別な場合にの
の延長		までに、延長に関		み、パネル(パネ
		する両当事者の合		ルが選出されてい
		意を書面にて提出		ない場合は CAC)
		(延長が必要な事		により認められ
		情も記載) すれば、		る。
		100\$の支払いによ		
		り最長20日の延長		
		が可能		
追加提出物	記載なし	答弁書の提出より	記載なし	提出可能
		5日以内に提出し、		
		US400\$を支払う。		

ADNDRC の supplemental rules (3 つとも内容は同じ):

北京事務所: http://www.adndrc.org/adndrc/bj_supplemental_rules.html

香港事務所: http://www.adndrc.org/adndrc/hk_supplemental_rules.html

ソウル事務所: http://www.adndrc.org/adndrc/kre_supplemental_rules.html

NAF \mathcal{O} supplemental rules :

http://domains.adrforum.com/main.aspx?itemID=631&hideBar=False&navID=237&news=26

WIPO O Supplemental Rules:

http://www.wipo.int/amc/en/domains/rules/supplemental/index.html

CAC O Supplemental Rules:

http://www.adr.eu/arbitration_platform/udrp_supplemental_rules.php

この中で特徴的なのは、NAF において料金を支払うことで答弁書の提出期限を延長させることができたり、US\$400 の料金を支払えば申立書・答弁書の内容を修正できるものではないが追加の提出物が認められるという点である。ただ、実際にはどの程度利用されているのかについては不明である。

2-6-2-2-3 勝敗率と紛争処理機関の選択

各紛争処理機関における勝敗率の統計を調査した。各紛争処理機関の Web サイトに公表されている裁定結果を集計したもので、以下の方法で移転率を計算している。

表 5 ICANN 認定紛争処理機関「移転」率一覧表

• ADNDRC

		2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	合計
1	Transferred	9	14	20	33	51	60	122	309
2	Cancelled	0	0	0	2	0	1	3	6
3	Rejected	5	5	0	4	7	5	10	36
4	Withdrawn	8	13	20	9	4	0	0	54
	合計	22	32	40	48	62	66	135	405
1)-	+2	9	14	20	35	51	61	125	315
1)-	+2+3	14	19	20	39	58	66	135	351
移軸	云率 (%)	64.3%	73.7%	100.0%	89.7%	87.9%	92.4%	92.6%	89.7%

NAF

		2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	合計
1	Transferred	614	632	683	650	669	838	1,131	1,173	1,242	7,632
2	Split Decision	2	3	7	6	3	4	2	4	7	38
3	Cancelled	12	7	0	0	2	2	0	2	C	25
4	Claim Denied	133	109	88	100	125	121	113	157	167	1,113
	Withdrawn	99	85	90	98	112	188	182	203	178	1,235
	Recommenced	0	0	0	0	0	0	0	0	C	0
	合計	860	836	868	854	911	1,153	1,428	1,539	1,594	10,043
1)-	+2+3	628	642	690	656	674	844	1,133	1,179	1,249	7,695
1)~	~④の合計	761	751	778	756	799	965	1,246	1,336	1,416	8,808
移轉	云率 (%)	82.5%	85.5%	88.7%	86.8%	84.4%	87.5%	90.9%	88.2%	88.2%	87.4%

• WIPO

		1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	合計
1	Transfer	1	1,183	983	792	753	770	927	1,125	1,326	1,280	9,140
2	Transfer, cancellation in part	0	1	0	1	1	1	3	1	0	3	11
3	Transfer with dissenting opinion	0	7	10	6	3	2	2	5	3	4	42
4	Transfer, denied in part	0	7	6	5	5	5	7	8	6	6	55
5	Transfer, denied in part with dissenting opinion	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2
6	Cancellation	0	7	12	11	8	9	7	11	25	31	121
7	Cancellation, denied in part	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
8	Cancellation, transfer in part	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
9	denied	0	262	245	148	110	108	142	183	211	194	1,603
10	denied with dissenting opinion	0	11	ვ	4	2	ვ	0	4	თ	5	35
11)	denied, transfer in part	0	4	6	3	3	0	1	0	1	1	19
12	denied, transfer in part with dissenting opinion	0	0	0	1	0	0	1	0	0	O	2
	Terminated	0	375	292	236	215	278	364	486	581	582	3,409
	合計	1	1,857	1,557	1,207	1,100	1,176	1,456	1,824	2,156	2,107	14,441
1)	~⑧の合計	1	1,205	1,011	815	770	787	948	1,151	1,360	1,325	6,688
	~⑫の合計	1	1,482	1,265	971	885	898	1,092	1,338	1,575	1,525	7,932
移	転率 (%)	100.0%	81.3%	79.9%	83.9%	87.0%	87.6%	86.8%	86.0%	86.3%	86.9%	84.3%

ADNDRC については、やはり参考数値として掲載しているため、分析を避けたい。NAF と WIPO について集計結果を見ると、移転や取消しといった申立人側に有利な裁定結果となった割合が高い傾向が続いていると言え、2008 年についても 2007 年までと大差ない勝敗率の推移と言える。

2-6-2-2-4 パネリスト

いずれの紛争処理機関も、Web サイト上でパネリスト候補者を公表している。2009 年 2 月 中旬時点で、最も多くのパネリスト候補者を有しているのは WIPO であり、その人数は 438 人で、2008 年同時期の 395 人、2007 年同時期の 389 人と比較すると年々増加しているこ

とが分かる。このうち、日本人は8人含まれており、昨年と変わりない。NAFのパネリスト候補者は145人(2008年同時期145人、2007年同時期147名)で、そのうち日本人が1人含まれている。ADNDRCは、北京、香港、ソウルの各事務所のページにパネリスト候補一覧を掲載しているが、内容は同一であり、67人(2008年同時期66人、2007年同時期は60人)のパネリスト候補者が掲載されている。ADNDRCの一覧には、日本在住のパネリスト候補者の氏名は見られない。CACのパネリスト候補者は、37名となっている。パネリスト候補者の中には、複数の紛争処理機関に重複して登録されている者もいる。

紛争処理機関とパネリスト候補者との連絡方法等、各紛争処理機関内の業務内容は外部からは伺い知れない。また、各事件に対してパネリストを指名する際の方法等についても、内部では何らかの基準があると思われるが、公開されていないため不明である。

また、ADNDRCのWebサイトには「Procedures for Inclusion on the Asian Domain Name Dispute Resolution Centre Administrative Panel⁴⁵」というページがあり、パネリスト候補者の評価システムが存在することが分かる。これは、他の2機関では見当たらないため、ADNDRCの特徴の1つと言えるだろう。このパネリスト評価システムは、UDRP、UDRP Rules、ADNDRCの補則に則りドメイン名紛争処理を行うための最低限の基準を定め維持することや、ドメイン名紛争処理に携わる専門家としての質の維持、向上等を目的としている。パネリスト候補者となるための要件は、仲裁や知的財産に関する経験やIT関連の知識といった裁定を行うにあたり最低限必要となるであろう経験、知見のみならず、年齢が75歳以下であることや、ADNDRC Panel Selection Committeeが認定する1日セミナーに参加すること等が含まれている。また、任期は3年で、更新を希望する場合には最新の履歴書を添付して申請を行う必要があり、更新前の3年の間にADNDRCが認定するセミナーを受講しているか、少なくとも3件の裁定を出していないといけないといった要件もある。

2-6-2-3 WIPO II を巡る動き

WIPO II とは、WIPOセカンド・プロセス(the Second WIPO Internet Domain Name Process)の検討プロセスの結果を受けて、WIPOよりICANNに提出された検討要請のことを指す。2003年2月21日付のレター「Letter from Francis Gurry, WIPO, to Vint Cerf and Stuart Lynn」⁴⁶が文書による正式要請となる⁴⁷。WIPOは、ドメイン名について国際的な

北京: http://www.adndrc.org/adndrc/bj_pip.html

香港: http://www.adndrc.org/adndrc/hk_pip.html ソウル: http://www.adndrc.org/adndrc/kre pip.html

⁴⁵ 事務所ごとに URL は異なるが、内容は同一である。

⁴⁶ http://www.icann.org/correspondence/gurry-letter-to-cerf-lynn-21feb03.htm

⁴⁷ WIPO が同レターを ICANN に送付するまでの経緯は以下に記述がある。

政府間機関名(International intergovernmental organizations, IGOs)及び国家名を保護すべくUDRPを改訂することを、このレターでICANNに要請している。

このレターを受けて、ICANNでは 2003 年 10 月 6 日にWIPO II 検討のための合同ワーキンググループが組成された。 2004 年 7 月 14 日にはICANNに最終報告書 48 が提出されたが、合同ワーキンググループ内では合意に至らなかったため、相矛盾する意見が残った内容となっている。

ICANN内におけるWIPO II を巡る動きは、この最終報告書提出までは迅速に進展したが、 以降は停滞の一途であった。WIPOは 2004 年 11 月中旬に、レター要請の論拠を示す文書 とその別紙をICANNに送付し 49 、国連も 2005 年 3 月 23 日付で催促のレターをICANNに 送付した 50 。このレターは、WHOやILO、IMF、IAEA、WTO等を始めとする 24 の国際機 関(WIPO含む)を代表して送付されたもので、この中で国連は、国際機関名がドメイン名 上保護されるべきという、当該機関の法律専門家の集合見解を通知するとしてUDRPの改訂 を迫っている。

しかしながら、2005年のICANNの活動においては、本件に関してほとんど進展が見られなかった。WIPOは再度ICANNに 2005年11月15日付で催促のレターを送付した 51 が、これについては、ICANN側はレターの受領をWIPO側に通知したのみとのことである。更に引き続き、2006年のICANN会議においても、アジェンダ上にWIPOIIに関する項目は上がっておらず、WIPOもしくは関連組織からの催促のレターも受信せずに 2007年を迎えた。

ところが、2007年の春以降になると流れが変化した。新gTLD導入の議論に関連して、IGO のためのDRPを新たに策定しようとの議論が持ち上がったのである。これは、フィッシング等の詐欺行為にIGO の名称が使われるケースが出てくるようになったことが理由である。工業所有権の保護に関するパリ条約で、政府間国際機関の略称及び名称は商標などに登録できないよう保護されているIGO が使われたドメイン名にはUDRPを適用できないため、IGO のための新たなDRPを作ろうという議論になったのである。

2007 年 5 月 24 日のGNSO評議会にてスタッフレポートを要請することが決議され、6 月 15 日には既存のURDPを修正してIGO向けの新しいDRPを作ることを提案する"GNSO Issues Report on Dispute Handling for IGO Names and Abbreviations" が提出された。

⁴⁸ http://www.icann.org/committees/JWGW2/final-report/

⁴⁹ http://gnso.icann.org/mailing-lists/archives/council/msg00660.html

⁵⁰ http://www.icann.org/correspondence/michel-to-cerf-23mar05.pdf

⁵¹ http://www.icann.org/correspondence/gurry-to-cerf twomey-15nov05.pdf

⁵² http://gnso.icann.org/issues/igo-names/issues-report-igo-drp-15jun07.pdf

2007 年 6 月下旬のICANNサンファン会議では、新DRPを導入する場合に必要となる事項について引き続き検討することを要請し、その後の報告の内容によりポリシー策定プロセス (Policy Development Process, PDP) を開始するかを検討することとなった。

その後、検討内容や新DRP案を含む次のスタッフレポートである"Staff Report on Draft IGO Name Dispute Resolution Procedure" 53が 2007年 9月 28日に提出された。2007年 10月末から 11月はじめにかけて開催されたICANNロサンゼルス会議のGNSO評議会では、PDP開始の決議を行う前にアドホックグループを結成して、報告書の検討を行いGNSO評議会に勧告を行うことを知的財産部会が提案したが、否決されてPDPについての決議はペンディングになった。その後、GNSO評議会メンバー内で検討が進められたが、2007年 12月 20日のGNSO評議会においてもPDPの開始は否決された。ただ、PDPの開始がこれまでに否決された理由は、議論が熟していないことによるものが大きく、IGO向けの新しいDRPを作ることについては引き続き議論を要すると考えられているように思われる。2008年においては、新gTLD導入の議論は進み、RFPのドラフト版となる「New gTLD Draft Applicant Guidebook54」が公開されるまでに至った。しかしながら、新gTLDが運用されてから以降については多くの議論がなされておらず、2008年においてはIGO向けの新しいDRPに関する進捗は見られなかった。

2-6-2-4 ドメイン名の移転に関する紛争処理 (TDRP)

ドメイン名登録者がレジストラ変更を行おうとする際、レジストラ間のトラブルが生じた場合に、それを解決する手段としてTDRP(Transfer Dispute Resolution Policy)がある。 TDRPは、「Policy on Transfer of Registrations between Registrars(レジストラ変更(レジストラ間のドメイン名移転)に関するポリシー) 55 」の一部であり、ICANNにより 2004年7月12日に策定され、同年11月12日に施行された。登録者と商標権者等とのドメイン名紛争の解決手段であるUDRPとは根本的な性質は異なるが、TDRPもまた、ドメイン名に関する紛争のための規定である。

ICANN が TDRP に基づくレジストラ間のドメイン名移転に関する紛争処理機関を募ったところ、下記の2機関が応募し、承認された。TDRP の施行以降は、紛争処理機関が増えることなく、今日に至っている。

http://gnso.icann.org/drafts/gnso-igo-drp-report-v2-28sep07.pdf

⁵⁴ http://www.icann.org/en/topics/new-gtlds/draft-rfp-24oct08-en.pdf

⁵⁵ http://www.icann.org/transfers/policy-12jul04.htm

- NAF (The National Arbitration Forum⁵⁶)
- ADNDRC (Asian Domain Name Dispute Resolution Centre⁵⁷)

いずれの機関も、ウェブサイトにて TDRP に関する情報の他に補則や書式等を掲載している。なお、ADNDRC は北京、香港、ソウルの 3 ヶ所に事務所を有するが、TDRP の紛争処理を取り扱うのは北京事務所と香港事務所の 2 ヶ所である。

2009年2月中旬時点において、いずれの紛争処理機関においても、これまでにTDRPに基づくドメイン名紛争があったことは確認できない。レジストラ移転をめぐるトラブルの対応にPolicy on Transfer of Registrations between Registrars が奏功しているとも考えられるが、TDRPが利用されていない理由は明らかではない。

2-6-2-5 ccTLDにおけるドメイン名紛争

その他、主要 ccTLD におけるドメイン名紛争処理システムの概要は以下の通りとなっている。

2-6-2-5-1 .au (オーストラリア)

UDRP をモデルにした.au Dispute Resolution Policy (auDRP)に基づいて処理されており、手続きは WIPO を含む 4 つの紛争処理機関に委任している。UDRP は商標をベースにしているが、auDRP は人名等の申立者が権利を有する名称も保護の対象としている点が、UDRPと auDRP の違いの一つとして上げられる。また、不正の目的は、ドメイン名の登録時または使用時のどちらかにあれば auDRP の適用対象になるとされている。

2-6-2-5-2.us (アメリカ合衆国)

USDRP がある。UDRP と異なる点としては、不正の目的はドメイン名の登録時または使用時のどちらかにあれば USDRP の適用対象になることが上げられる。USDRP に基づくドメイン名紛争は、American Arbitration Association(AAA)と NAF が扱っている。

⁵⁶ The National Arbitration Forum の TDRP に関するページ

http://domains.adrforum.com/main.aspx?itemID=282&hideBar=False&navID=265&news=26

⁵⁷ Asian Domain Name Dispute Resolution Centre http://www.adndrc.org/adndrc/index.html

2-6-2-5-3.kr (大韓民国)

.krドメイン名登録規則の 12 項において、Internet Address Dispute Resolution Policy (IDRP) に則りInternet Address Dispute Resolution Committee(IDRC)⁵⁸が.krのドメイン名紛争の申立を受理すると記されている。現在は、Korean Internet address Dispute Resolution Committee (KIDRC)という名称で.krの唯一の紛争処理機関であり、ADNDRCの事務所の1つとなっている。

2-6-2-5-4.ch (スイス)

Rules of Procedure for Dispute Resolution Proceedings for .ch and .li Domain Names に則り、WIPO のみにより紛争処理が行われている。適用されるルールは調停がモデルになっているため、その手続は UDRP のものとは異なる。例えば、申立があるとまず電話により調停が行われる。調停が不成立や被申立人側が応じない場合等は、申立人側は判断を下すためのパネルの任命を求めることができる。また、申立人は、国家法上における知的財産権の法的侵害を受けたことを立証しなければならない。

2-6-2-5-5 .de (ドイツ)

登録契約上、紛争処理の制度を持たないため、当事者同士の和解が不可能な場合は国家法 により裁判所で処理することになる。

2-6-2-5-6 .fr (75)

適用されるルールは UDRP をモデルにしており、WIPO が取り扱う。商標以外にもその他の知的財産権や諸権利を申立の根拠として認めており、また、不正の目的はドメイン名の登録時または使用時のどちらかにあれば適用対象と認められる。3人パネルを選択することができない。

なお、他の裁判外紛争処理手続きとして、秘密裏に行われ結果も公開されない CMAP (Centre for Mediation and Arbitration of Paris) による手続きや、無料で個人間もしくは個人対法人の調停を行う FDI (Internet Rights Forum) による手続きに依ることもできる。しかしながら、ドメイン名登録者はこれらの手続きへの参加を拒むことが可能であり、結果も強制力を持たない。

277

⁵⁸ http://www.idrc.or.kr/eng/index.htm

2-6-2-5-7.nl (オランダ)

2003 年 1 月より適用されていたルールは、仲裁がモデルになっていた。しかしながら、簡易・迅速・低費用を目指し、2008 年 2 月 28 日以降は WIPO を紛争処理機関とする紛争処理方針を導入した。

2-6-2-5-8.uk (イギリス)

UKDRP がある。UDRP をモデルとしているが、問題としているのは紛争にかかるドメイン名の登録が「abusive registration(他害的な登録)」であるか否かで、「bad faith」という用語を用いていない。これは、意味合いとしては「bad faith」に近いのかもしれないが、実際にどのように運用されているのかについては把握し切れていない。

その他、WIPO にドメイン名紛争を委任している ccTLD は以下の通りである。

表 6 WIPOがドメイン名紛争を扱うccTLD⁵⁹

ccTLD	国名
.ac	アセンション島
.ae	アラブ首長国連邦
.ag	アンティグァ・バーブーダ
.am	アルメニア
.as	アメリカンサモア
.au	オーストラリア
.bm	バーミューダ
.bs	バハマ
.bz	ベリーズ
.cc	ココス諸島
.cd	コンゴ
.ch	スイス
.co	コロンビア
.cy	キプロス
.dj	ジブチ
.ec	エクアドル
.es	スペイン
.fj	フィジー
.fr	フランス
.gt	グアテマラ
.ie	アイルランド
.io	英領インド洋地域
.ir	イラン
.ki	キリバス
.la	ラオス
.lc	セントルシア
.li	リヒテンシュタイン
.ma	モロッコ

ccTLD	国名
.md	モルドバ
.me	モンテネグロ
.mp	北マリアナ諸島
.mw	マラウイ
.mx	メキシコ
.na	ナミビア
.nl	オランダ
.nr	ナウル
.nu	ニウエ
.pa	パナマ
.pe	ペルー
.ph	フィリピン
.pk	パキスタン
.pl	ポーランド
.pn	ピトケアン島
.pr	プエルトリコ
.re	レユニオン
.ro	ルーマニア
.sc	セイシェル
.sh	セントヘレナ島
.sl	シエラレオネ
.tk	トケラウ諸島
.tm	トルクメニスタン
.tt	トリニダーゴ・トバゴ
.tv	ツバル
.ug	ウガンダ
.ve	ベネズエラ
.ws	サモア

(以上 56ccTLD、2009 年 2 月中旬時点)

279

⁵⁹ http://www.wipo.int/amc/en/domains/cctld/

2-6-3 JPドメイン名におけるドメイン名紛争

2-6-3-1 JPドメイン名におけるドメイン名紛争と 2008 年の概況

JP ドメイン名の紛争は、社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター(以下、「JPNIC」という)が策定した JP-DRP および JP-DRP 手続規則により処理されている。 JP-DRP 及び JP-DRP 手続規則は、UDRP 及び UDRP Rules をモデルとし、2000 年 7 月 19 日に策定され、同年 10 月 10 日に施行された。

JP-DRP の紛争処理手続きは、JP-DRP 手続規則に基づき JPNIC の認定した紛争処理機関により行われる。2000年8月、JPNIC は工業所有権仲裁センター(2001年4月に、組織名を現在の「日本知的財産仲裁センター」に変更)と JPドメイン名に係わる紛争処理業務を行うことについて協定書の締結を行い、同年10月の施行と共に同センターが第1号の認定紛争処理機関として JPドメイン名に関する紛争処理業務を開始した。現在も唯一の認定紛争処理機関として、JP-DRP及び JP-DRP手続規則に基づくドメイン名紛争に関する手続きを行っている。

同センターにおけるこれまでの処理件数は、次のとおりである。

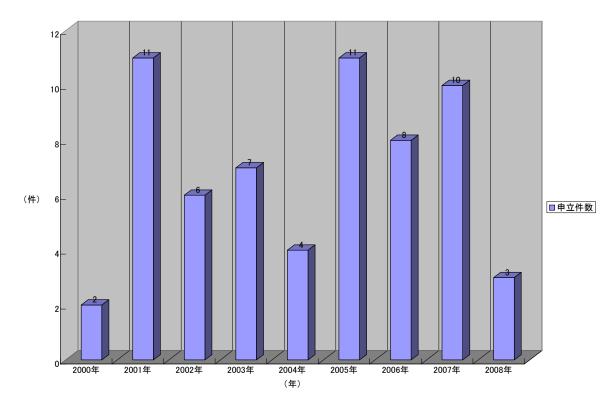


図 2 日本知的財産仲裁センターの処理件数

2005 年は過去最多の 11 件の申立があり、2006 年は減少した。なお、2005 年には、1 登録者に対して大手 ISP8 社が共同で申立を行った 8 件の事件(事件番号: JP2005-0003~JP2005-0010)が含まれていることに留意する必要がある。2007 年は 10 件の申立があり、増加傾向に転じたかに見えたが、2008 年は 3 件に留まった。

2-6-3-2 手数料

JP ドメイン名紛争処理手数料規則により以下のように定められている。

 申立にかかる ドメイン名の数
 1名パネル
 3名パネル

 3ドメインまで
 ¥189,000
 ¥378,000

 4ドメイン以上
 1ドメイン名につき、¥10,500 追加
 1ドメイン名につき、¥21,000 追加

表 7 JP-DRP の手数料(税込)

UDRP に基づくドメイン名を処理する 3 紛争処理機関と比べて、金額設定にそれ程大きな開きはない。申立を取り下げる場合、センターがパネルを指名する前であれば、これらの手数料のうち¥31,500 を差し引いた額が、パネリスト指名後は、審理の進捗状況を勘案した金額を差し引いた額が払い戻される(同規則第2条)。

審問が発生する場合については、審問手数料¥15,750 を追加納付する (同規則第3条)。ただし、これまでに審問が行われたことはない。

2-6-3-3 JPドメイン名紛争処理方針のための手続規則の補則

JPドメイン名紛争処理手続を行う際の細則を定めた「JPドメイン名紛争処理方針のための手続規則の補則」は、日本知的財産仲裁センターのWebサイト内 60 で確認することができる。

この中では、書類提出方法などの他、第 10 条にて申立書及び答弁書の字数制限の規定が設けられている(申立書のうち申立の理由は 1 万字以内、答弁書は全体で 1 万字以内にて作成されなければならない、とされている)。

282

 $^{^{60}}$ 日本知的財産仲裁センターWeb サイト(http://www.ip-adr.gr.jp/)内にて、次の階層を辿って確認できる。「D 業務の詳細」→「 6 . JP ドメイン名紛争処理」→「 6 . 8 JP ドメイン名紛争処理の規則等」

2-6-3-4 裁定結果の割合

これまでの裁定結果(移転/取消し/棄却)の割合は以下の通りとなっている61。

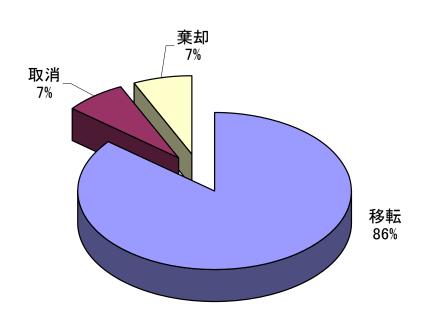


図 3 JP-DRP における過去の裁定結果

裁定結果を件数で表すと、過去の裁定(61件)のうち、49件が移転を命じ、残りは4件が 取消し、4件が棄却となっている。移転と取消の割合を足すと93%であり、圧倒的に申立 人側に有利な裁定結果となる傾向があることが見て取れる。これまでに棄却されたのは、 2004年の申立(事件番号:JP2004-0001、紛争にかかるドメイン名:enemagra.co.jp)、 2006年の申立(事件番号:JP2006-006、紛争にかかるドメイン名:rabiton.co.jp)、2007年の申立(事件番号:JP2007-008、紛争にかかるドメイン名:firefox.jp)、2008年の申立 (事件番号:JP2008-002、紛争にかかるドメイン名:alfaromeo.jp、alfaromeo.co.jp)の4件となっている。

283

 $^{^{61}}$ 取下げは、これまでに 4 件あったが、それらは含まれていない。また、2009 年 2 月中旬までに裁定が 実施された事件のみを含めている。

2007年には10件の申立があり、そのうち移転が命じられた裁定結果が9件、棄却が1件、という結果となっており、2007年も前述の過去の傾向と同様に申立人に対して有利な結果で終わっている。2008年については、申立そのものが3件のみで、そのうち移転が命じられた裁定結果が1件、棄却が1件、係属中が1件という状況であるため、状況の分析はし難い。

なお、かつては、UDRP の裁定に比して JP-DRP の裁定結果は圧倒的に申立人側に有利な結果となることが多かった。しかしながら、UDRP の認定紛争処理機関におけるここ数年の傾向を見ると、JP-DRP に基づく裁定の結果が突出して申立人側に有利であるとも言えない結果となっている。ただ、JP-DRP の場合は、申立件数そのものが多くはなく、1 件の差が割合の計算に与える影響が大きいため、申立件数が伸びた場合に状況が変化する余地も残していると言える。

2-6-3-5 パネリスト

日本知的財産仲裁センターに登録され、JPドメイン名紛争の解決に取り組むパネリスト候補者の一覧および詳細は、同センターのWebサイト内 62 で確認することができる。2009年 2月中旬現在、35名が登録されており、構成は次の通りである。

弁護士	7名
弁理士	7名
弁護士および弁理士	14名
大学教員	1名
大学教員および弁護士	1名
大学教員および弁理士	1名
大学教員、弁護士および弁理士	1名
大学院教員	2名
大学院教員および弁護士	1名

-

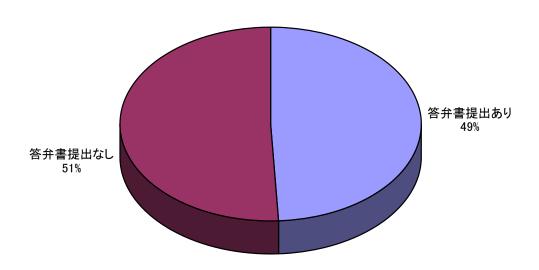
 $^{^{62}}$ 日本知的財産仲裁センターWeb サイト(http://www.ip-adr.gr.jp/)内にて、次の階層を辿って確認できる。「D 業務の詳細」→「 6 . JP ドメイン名紛争処理」→「 6 . 4 パネリスト」

2-6-3-6 答弁書提出割合

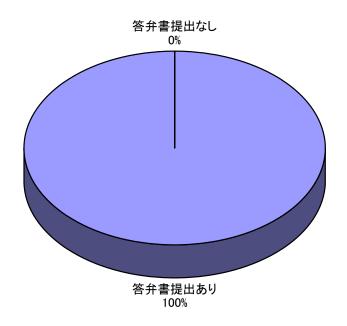
これまで行われた裁定の答弁書提出割合と、2008年(2009年2月中旬までに裁定が下されたもの)における答弁書提出割合は次の通りである。

図 4 JP-DRP における答弁書の提出割合

これまでの答弁書提出の割合



2008年における答弁書提出の割合



2008年の紛争処理手続3件のうち、2009年2月中旬時点で裁定結果が出ている2件については、いずれも答弁書が提出されている。なお、答弁書の提出がないケースは、単に提出期限までに提出されなかったものがほとんどであるが、中には、登録者が裁判所に申立を行ったため、当該ドメイン名に係わる内容を裁判手続以外でコメントすることを差し控えるため、などの理由によるものも数件含まれる。

2-6-3-7 JP-DRPの改訂

UDRP 及び UDRP Rules をモデルとして策定された JP-DRP 及び JP-DRP 手続規則は、2000 年 10 月に施行されて以降、8 年余りが経過した。2007 年までの間に数回の改訂があったものの、それらは実質的な変更を伴うものではなく、基本的には策定時の内容で運用されてきた。ところが、JP-DRP 及び JP-DRP 手続規則に基づき下されたこれまでの裁定結果を見てみると、規定類の改訂が行われなかったにも関わらず、策定時の理念とは乖離して運用されるケースも見られるようになってきた。

その問題は、2004 年 11 月から 2006 年 2 月まで活動した「JP-DRP 裁定例検討専門家チーム」における検討により強く認識されるようになった。この専門家チームでそれまでの裁定例を検討するきっかけとなったのは、JP-DRP と UDRP の勝敗率を比較した場合に、JP-DRP の方が圧倒的に申立者側に有利な裁定が下りている率が高いという事実であった。

JP-DRP は UDRP をモデルとしているため、判断基準などが UDRP に準ずるものであると 想像できるわけだが、実際の状況は異なっていたことに疑問を感じたことに端を発する。

同専門家チームでは、JP-DRP と UDRP との裁定結果の違いを生み出す理由、つまり JP-DRP の裁定が申立人側に有利となる理由を探るために過去の裁定例の検討を行ったわけだが、その結果として、JP-DRP には策定当初に意図していた内容とは異なって理解される余地を含んでいることに気付くに至ったのである。

そこで、策定当初に意図していた内容とは異なって理解される余地があるという問題に対応すべく、JPNICでは 2006 年 8 月に DRP 検討委員会を設立し、JP-DRP 及び JP-DRP 手続規則の在り方について検討を行うこととなった。

では、JP-DRP 及び JP-DRP 手続規則「策定時の理念」とは何であるのか。それは、JP-DRP 及び JP-DRP 手続規則が手本とした UDRP 及び UDRP Rules の流れを汲んでいる。

そもそも、UDRP 及び UDRP Rules は、なぜ策定されたのだろうか。1999年10月にICANNにおいて UDRP 及び UDRP Rules が策定された背景には、インターネットの飛躍的な発展・普及に伴うドメイン名の役割の変化が影響している。ドメイン名は本来、インターネット上のいわば住所を表す識別子としての機能を持つに過ぎなかった。ところが、商取引においてインターネットが利用されるようになるにつれて、ドメイン名は識別子としての機能のみならず、商業的な価値を有すると見なされるようになり、gTLDの利用においてドメイン名と商標を巡る紛争が国際的な問題に発展するケースが見られるようになった。

ドメイン名紛争が起こる理由の1つとして、ドメイン名登録の原則の悪用が挙げられる。 ドメイン名を登録する行為そのものには、法的な権利が付随することはない。ドメイン名 の登録には、登録を希望するドメイン名が未登録であれば誰でもが先着順に登録すること ができる「先願主義」が採られており、この原則が悪用されるのである。他人の商標等と 同一または類似したドメイン名を登録し、サイバースクワッティングと呼ばれる不正な行 為(商標権者に不当に高い額で転売を持ちかけたり、商標権者等を中傷するようなウェブ サイトのドメイン名として使用する等)が頻繁に発生するようになった。

紛争処理手続には、既存の裁判や仲裁といった手段もあったが、それらはドメイン名紛争の解決手段としては煩雑で時間と費用が膨大にかかるなどの問題があり、使い勝手が良いとは言えなかった。そこで、低費用・短期間・簡易な手続きで対応できるようにするために、UDRP及び UDRP Rules が策定されたのである。日々、膨大な数のドメイン名が登録されるため、個々の登録について詳細な審査を行うことは現実的ではない。そのため、あ

くまでもドメイン名の登録は先願主義とした上で、不正の目的によるドメイン名の登録・使用のみを対象として、移転もしくは取消の申立を行える仕組みとしたのが UDRP 及び UDRP Rules である。この特徴は、「ミニマル・アプローチ」と呼ばれており、JP-DRP 及び JP-DRP 手続規則の特徴でもある。

つまり、今回の改訂では、策定時からの理念であるミニマル・アプローチを追求すべく、 策定当初に意図していた内容とは異なって理解される部分の見直しを行い、当事者・パネルともに判断に迷う部分を最小にしようと試みたのである。

2006 年度 DRP 検討委員会を設立して以降、以下のスケジュールで改訂が行われ、改訂 JP-DRP は、2007 年 6 月 1 日に実施された。

2006年8月	2006 年度 DRP 検討委員会を設立
	2007年1月まで、7回の会議を開催し改訂案を検討
2007年1月23日	JP-DRP 改訂案を公開
	JPNICのウェブサイト上にて、意見募集開始 ⁶³
2007年2月19日	意見募集締め切り
2007年2月21日	DRP 検討委員会にて JP-DRP 最終改訂案を作成
2007年3月9日	JPNIC 理事会にて JP-DRP 最終改訂案を承認
2007年6月1日	改訂 JP-DRP 実施

2007 年度も引き続き DRP 検討委員会が設立され、2006 年度の JP-DRP 及び JP-DRP 手続規則の改訂案検討の経験を踏まえて、JP-DRP への理解促進を図るための方策が検討されてきた。特に、改訂版 JP-DRP をより理解してもらうための解説の作成に注力し、2008 年3 月には答申と共に JPNIC 理事会に提出されている。パネリストや法曹関係者といった法律の専門家だけではなく、JPドメイン名紛争処理の当事者ともなり得るエンドユーザが読み手になることを意識した内容構成になっており、JP-DRP 改訂の目的がより一層実現されるツールとなっている。

288

^{63 「}JPドメイン名紛争処理方針等改訂案」に対するご意見募集のお知らせ http://www.nic.ad.jp/ja/pressrelease/2007/20070123-01.html